

平成 29 年 6 月 12 日開会

第 2 回定例会会議録

美波町議会

見 出 表	頁
6 月 12 日 (月)	
■ 議長開会の挨拶	5
■ 町長提案理由の説明	8
文教厚生常任委員会	
6 月 13 日 (火)・6 月 14 日 (水)	
休 会	
6 月 15 日 (木)	
■ 一般質問	
8 番議員	28
・ 空き家対策について	
・ 南阿波定住自立圏共生ビジョンについて	
7 番議員	40
・ 徳島県南部地域の DMO (観光地域づくり推進法人) の設立	
・ 薬草 (十薬) 栽培の推進	
4 番議員	46
・ 5 月 16 日の徳島新聞で「徳島市固定資産税で過誤徴収」という記事が掲載され、「美波町は大丈夫か?」と思う住民は沢山いると思う	
・ 5 月 25 日「美波町自主防災会連合会総会」において配布された「弾道ミサイル落下時の行動について	

見 出 表	頁
9 番議員	59
・ 高台構想の見直し、変更について	
・ 汚水集合処理（公共下水道）の見直し、変更について	
12 番議員	71
・ TV 中継事業について	
・ 高台整備事業	
議会運営委員会	
6 月 16 日（金）	
■ 議案審議	78
■ 閉会中の継続調査申出書について	106
■ 閉会	108

平成 29 年 6 月 12 日美波町議会第 2 回定例会を美波町役場議場に招集された。

1 番	舛田 邦人	2 番	岩瀬 公	3 番	江本 昇
4 番	北山 朝彦	5 番	川尻 竹藏	6 番	松本 晋児
7 番	永本善次郎	8 番	寺下 博子	9 番	戎野 博
10 番	向山 篤宏	11 番	丸龍 孝敏	12 番	中川 尚毅

1、不応召議員は次のとおりである。

な し

1、出席議員は次のとおりである。

1 番	舛田 邦人	2 番	岩瀬 公	3 番	江本 昇
4 番	北山 朝彦	5 番	川尻 竹藏	6 番	松本 晋児
7 番	永本善次郎	8 番	寺下 博子	9 番	戎野 博
10 番	向山 篤宏	11 番	丸龍 孝敏	12 番	中川 尚毅

1、本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 豊崎 浩司

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のために会議に出席したものは次のとおりである。

町 長	影治 信良	副 町 長	山路 和秀
教 育 長	寺内 康博	支 所 長	海司 広幸
会計管理者兼会計課長	丸岡 武	総務企画課長	磯野 晴幸
総務企画課特定事業調整監	岸本 博志	消防防災係長	近藤 和人
税務課主査	永本 嘉彦	福祉課長	島田 修
健康増進課長	武田 和幸	産業振興課長	小坂 進
建設課長	鶴木 敏夫	水道課長	浜 孝至
住民生活課長	花木美名子	学校教育課長	山本 浩一
社会教育課長	坂本 理	美波病院事務長	橋本 一晴
日和佐診療所事務長	岡本 照彦	監 査 委 員	青木 昭夫
教育委員長	近藤 一郎		

1. 会議事件は次のとおりである。

【報告】 6件

- 報告第3号 平成28年度 美波町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第4号 平成28年度 美波町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第5号 平成28年度 美波町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第6号 平成28年度 美波町水道事業会計繰越計算書について
- 報告第7号 平成28年度 美波町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 報告第8号 議会の委任による専決処分の報告について

【指定管理者の指定議案】 1件

- 議案第45号 赤松防災拠点施設の指定管理者の指定について

【協定締結議案】 1件

- 議案第46号 美波町公共下水道寺前ポンプ場の建設工事委託に関する協定の締結について

【条例議案】 4件

- 議案第47号 美波町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について（条例第15号）
- 議案第48号 美波町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例を廃止する条例の制定について（条例第16号）
- 議案第49号 美波町農業委員会の委員及び美波町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について（条例第17号）
- 議案第50号 美波町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第18号）

【補正予算議案】 3件

- 議案第51号 平成29年度 美波町一般会計補正予算（第1号）
- 議案第52号 平成29年度 美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第53号 平成29年度 美波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

【人事議案】 1件

- 議案第54号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

【発議議案】 1件

- 発議第5号 美波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

【請願議案】 1件

- 請願第1号 的確な議論で全員協議会が開催されることを求める請願

平成 29 年 6 月 12 日（月）

（時に 9 時 00 分）

議 長 おはようございます。ただ今の出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより平成 29 年美波町議会第 2 回定例会を開会致します。

（時に 9 時 00 分）

議 長 会議に先立ちまして、諸般の報告を行います。議会広報特別委員会を 3 月 30 日・5 月 30 日・6 月 6 日に開催しました。4 月 19 日総務産業建設委員会を開催しました。4 月 25 日国土交通省・財務省・徳島県及び高知県選出国會議員に海部郡安芸郡議長会連合会が津波防災対策支援の充実強化や道路ネットワークの整備促進について、議長が参加し要望活動を行いました。4 月 28 日海部郡町村議会議長会定例会が開催され議長が出席しました。5 月 22 日静岡県焼津市議会が美波町総合戦略について視察研修で来町しました。5 月 24 日和歌山県有田市議会がサテライトオフィスによる地方創生まちづくりについて視察研修で来町しました。5 月 26 日・6 月 6 日議会運営委員会を開催しました。5 月 31 日・6 月 1 日平成 29 年度町村議会議長副議長研修会及び財務省・国土交通省・県選出国會議員に海部郡町村議長会が道路関連予算全体の拡大や地震・津波防災対策に必要な財源支援の充実強化について、議長・副議長が参加し、要望活動を行いました。以上で諸般の報告を終わります。

小休します。

（時に 9 時 02 分）

（小休中）

（時に 9 時 03 分）

議 長 再開します。

4 番 議 員 北山議員
今、議長から諸般の報告としまして広報特別委員会の開催の日にちを報告されましたが、3 月 31 日ともう 1 日はいつ。

議 長 3 月 30 日

4 番 議 員 30 日と

議 長 5 月 30 日

4 番 議 員 6 月 30 日

議 長 いやいや 5 月 30 日、3 月 30 日・5 月 30 日・6 月 6 日

4 番 議 員 というような報告がありましたが、この 3 月 30 日。これについては議長は正式な委員会でない、だから委員外の議員には通知はされなかった。これは委員外の議員 4 人で議長に申し入れを

した時、議長がそのようにおっしゃっておったんですが、これとは正式な委員会なんですか。正式な委員会でないから委員外には通知をされなかったというような発言があったんですが、これはどういうことですか。詳しく説明を頂けたらと思います。

議長 これは北山議員、いつ私が、いつあなたとの対話の話しのなんですか。

北山議員

4 番 議員 事務局長が記録をされていると思います。あの時、委員外の議員4人でなぜあのおう特別委員会の通知、他の特別委員会の通知は議長からの通知が頂けよのに、広報の委員会は頂けなかったと。これはなぜですかということで、話を聞かせて頂いたわけですけど、これ記憶ないですか。局長いつですか、局長に「メモをして下さい」って言う話はしておったと思うんですが、局長それいつだったですか。

議長 小休します。

(時に 9時05分)

(小休中)

(時に 9時05分)

議長 再開します。

北山議員

4 番 議員 4人が申し入れをした時に、局長ははたでメモをして頂いたと思うんですが、その日にちはいつだったですかって聞いとんですよ。

議長 北山議員

4 番 議員 議長が分からないようなんで、その資料を持ってきて下さい。

議長 小休します。

(時に 9時08分)

(小休中)

(時に 9時11分)

議長 再開します。

北山議員

4 番 議員 私の説明の不備かちょっと局長が理解できてないように思うんですが、委員外の議員4名、私と永本議員と中川議員、それから戎野議員の4人で、これ私の手帳では5月の15日川尻議長と会ったと。その時に私は局長に「話の内容についてはちゃんとメモをして下さいよ」と言うて、局長は「はい」と返事をされて、メモをされよったように私思うんですよ。その時にその日にちが先ほど議長が分からないと言うんで、「局長にいつだったか言うて下さ

い」とそういう質問をしたんです。30日がどうのこうのっていうんを聞きょうわけじゃないんですよ。そう私の言うたんと局長のメモとは同じですか。

5月の15日に委員外の議員4名で委員会を開催されたというような話を聞きましたんで、「なぜ委員外の議員に委員会の開催の通知をされなんだんか」と、そういうことを聞きに行ったんですよ。で議長おいでてもうて、議長室でそういう話したやないですか。局長もその場に立ちおうたやないですか。きちっとあの時2回ほど開かれたっていう話を聞いたんで、「なぜ委員外に通知をされなんだんか」ということを私どもが聞いたら、「正式な委員会でないから通知はしなかった」と、そういうことをおっしゃられたやないですか。ほの件について局長に「きちっとメモして下さいよ」と言ったでしょ。メモしてないですか。

議会事務局長 全員に出せということは前の議長から全員の出して欲しいということは言われておるので、継続した流れは断ち切らないで欲しいということで、言われておりますけど。

議長 北山議員
4番議員 流れを断ち切らないで下さいやというようなことではないやないですか。他の特別委員会全てがね、きちっと通知されよんですよ。なんで広報の特別委員会だけ委員外に通知されんのんかと。ほういうことを議長に聞いたら、議長は「正式な委員会でないから出さなんだ」と、ほういう話だったでしょ。

議長 小休します。

(時に 9時14分)

(小休中)

(時に 9時21分)

議長 再開します。

本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名を議題と致します。会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第122条の規定により、議長において指名致します。8番寺下議員、9番戎野議員、両名を指名致します。

日程第2 会期の決定を議題と致します。会期につきましては、さる6月6日に議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長より報告お願い致します。

寺下委員長

8番議員 おはようございます。議会運営委員長報告を行います。さる6

月 6 日に議会運営委員会を開催致しました。委員 5 名の出席のもと、理事者側からは影治町長・山路副町長・磯野総務企画課長の出席を求め、平成 29 年美波町議会第 2 回定例会に上程予定の議案、会期日程等につきまして慎重に審議致しました。結果会期は本日 6 月 12 日より 6 月 16 日までの 5 日間とすることに決定を致しました。また議会運営委員会当日までに提出された「国民健康保険都道府県単位化に係る意見書採択についての請願」につきましては、請願内容が本町議会においての意見書採択というより、徳島県や国へ意見書の提出を求めているのではないかとの意見もあり、紹介議員に対し、どのようにするのか再度確認をお願いしているところでございます。

なお、一般質問の通告は本日の正午までと致しておりますので、ご承知おき願いたいと思います。以上議会運営委員長を終わります。

議長 お諮り致します。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から 6 月 16 日までの 5 日間とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって会期は本日から 6 月 16 日までの 5 日間と決定致しました。また会議予定につきましては、お手元にご配布の日程表により、進めたいと思いますので、ご了承願います。

日程第 3 提案理由の説明を議題と致します。本定例会に提出されております議案は一覧表にありますとおり、報告議案 6 件、指定管理者の指定議案 1 件、協定締結議案 1 件、条例議案 4 件、補正予算(案) 3 件、人事案件 1 件、計 16 件であります。これを一括して議題と致します。

永本議員

7 番 議員 町長提案理由、言い直して下さい。提案理由だけでは分かりません。

議長 すいません。

日程第 3 町長提案理由の説明を議題と致します。

影治町長に提案理由の説明を求めます。

町長

町長 おはようございます。平年より 2 日、昨年より 3 日遅い梅雨入りとなり、蒸し暑い日が続く本日、平成 29 年美波町議会第 2 回定例会を招集致しましたところ、議員各位には公私何かとご多用の

中全員のご出席を賜りまして、ご審議を頂けますこと大変有り難く存じているところでございます。

さて、本定例会におきましてご審議をお願いする議案につきましては、6月6日の議会運営委員会において説明を致しました繰越計算書の報告5件及び専決処分の報告1件の計6件、指定管理者の指定議案1件、協定締結議案1件、条例議案4件、平成29年度一般・特別会計の補正予算に関する議案3件、人事議案1件の計16件を提出しているところであります。

議案説明に先立ちまして、各課における事務事業の進捗状況の報告を申し上げます。はじめに、4月1日付けの人事異動についてご報告を致します。本年3月31日をもって行政職員5名、医療職員2名が退職致しましたが、本年度の新規採用職員は一般行政職2名、保育教諭2名の計4名でありまして、5月26日の臨時会開会前に職員の紹介をさせて頂いたところでございます。また、「美波町職員の再任用に関する条例」に基づく再任用として、フルタイムの常勤職員5人と短時間勤務職員3名を再任用致しております。なお、来年度以降の再任用職員については、短時間勤務職員として雇用することと致しております。

また、町政に関する高度な政策的事項又は専門的事項の推進を図るため、昨年4月に美波町参与規程を定めまして、徳島文理大学教授の床桜英二氏及び株式会社あわえ代表取締役の吉田基晴氏を美波町の参与として委嘱させて頂きましたが、本年度も引き続き参与として委嘱し、美波町の地方創生を始め、あらゆる課題解決に向けご尽力をして頂くことと致しております。

まず、総務企画課関係でございますが、医療保健センター建設工事では、建築工事が完了し、6月14日に受け渡し予定となっております。その後、医療機器の搬入を行うことと致しており、日和佐診療所スタッフについては、電子カルテ導入に向けた操作研修などソフト面での準備も進めているところであります。なお、日和佐診療所の移転に伴う引っ越し作業のため、7月26日から31日までの6日間は休診とさせて頂く予定としております。また、美波町医療保健センターの開所日は、8月1日を予定しており、日和佐診療所、健康増進課、地域包括支援センター及び社会福祉協議会が業務を行うこととなります。

透析施設を開院して頂きます玉真病院については、1日を避けて8月3日から開院して頂くこととなっており、名称は「海べのクリニック」とされています。診療日は毎週火・木・土の3日間を予定されています。なお、医療保健センターの落成式は7月13

日を予定しており、午前中に式典及び関係者の内覧会、餅投げを行い、午後を中心に一般の方々への内覧会を行うことと致しております。また、美波町医療保健センター及び旧日和佐高校跡地、現日和佐診療所を含む区域の愛称を募集致してございましたが、〆切までに179通の応募が有り、5月27日に審査会を開催し、審査の結果「みなみらいスクエア」が最優秀賞に選ばれ愛称として決定致しております。選考においては「施設全体の特徴やコンセプト」「分かりやすさ」「親しみやすさ」「類似の愛称の有無」「愛称の意味・考えた理由」等総合的に審査されております。愛称の意味については、美波町の「みなみ」＋「未来」で町民一人ひとりが未来に輝くことを願い、健康、生きがいを育むスクエア（広場）より、今回、誕生する生きがい交流施設を”笑顔・交流・希望・未来”をキーワードに末永く愛されるよう・親しみやすく命名したとされています。最優秀賞受賞者は大阪府高槻市の池永一広さんで7月13日の落成式には表彰を行うことと致しております。

合併時の町の大きな課題でありました病院事業は、この医療保健センターの完成に伴い、施設的には事業完了となりますが、今後はそれぞれの施設の運営に職員一丸となり取り組んで参りますので、今後ともご指導の程よろしくお願い申し上げます。

地方創生関係についてであります。徳島県版地方創生特区に認定されています人形浄瑠璃・農村舞台「赤松座」復活プロジェクト関係では、平成28年度に制作されました「郷に生きる」～「赤松座」復活プロジェクト1年目の記録～についてがテレビトクシマで6月5日、7日に放送されています。日程は広報みなみでもお知らせしていますが、あと本日及び14日の午後2時から放送されますので、機会があれば是非ともご覧頂ければと思います。

徳島県版特区事業の取り組みについては、6月12日に徳島県議会総務委員会の県内視察があり、桜町にある徳島文理大学の門前町サテライトオフィスでご紹介させて頂きました。赤松座の復活については、10月の公演に向け地元でも4月から月1回程度、人形遣いの勘緑さんにご指導頂き練習を始めています。また、門前町の再生ではうみがめ祭りに昨年度に引き続き徳島文理大学音楽学部による薬王寺ライトアップコンサートが予定されています。この取り組みは3年間の継続事業であり、今年は2年目の年であり更に地元の方々のご理解、ご協力を頂きながら、また徳島文理大学との連携を深め、取り組んで参りたいと考えております。

サテライトオフィス誘致関係では、5月15日付けで米国ロサン

ゼルスに本拠地を置く I T 企業スペースタイムエンジニアリング L L C の日本法人株式会社スペースタイムエンジニアリングが、今後製品開発拠点とするため美波町に循環型サテライトオフィスとして進出頂きました。外資系企業の進出は県内では初めてとなり、通信インフラに依存しない情報共有・制御システムの開発・商品化に向け、美波町において地域課題解決の貢献とともに、得られた知見を生かした製品・サービスへの日本全国への展開を見据えた事業展開を図っていかれると伺っております。この 1 社を加えまして、美波町への進出企業及び関連企業は 17 社となりました。

姉妹都市交流についてであります。オーストラリアケアンズ関係では、4 月 24 日から 5 月 1 日までオーストラリアケアンズ市及びニュージーランドのオークランドを私と職員 3 名が訪問致しました。今回の訪問は、4 年に一度開催されるワールドマスターズゲームズが関西広域連合において 2021 年に開催することが決定し、美波町においてはトライアスロン競技の実施が決定しており、その前大会がニュージーランドのオークランドにおいて開催されるのに合わせ、姉妹都市訪問と本町で開催予定のトライアスロン競技の視察も兼ねての訪問でした。

ケアンズ市へは 4 月 25 日から 27 日にかけて訪問し、ボブ・マニング市長をはじめテリー・ジェイムズ副市長、シム・ヘイワード大使ほか多数の方々とお会いし、アンザックデイ・セレモニーや市民権取得授与式への参列などさせて頂きました。2 年後には姉妹都市締結 50 周年を迎えることから、ケアンズ市において日本庭園を建設する構想があるとのことで、それに向けた協議を今後進めて行くこととしております。また、4 月 27 日から 30 日まではオークランドへ、県内各地で開催されるその他の競技の開催地の職員や徳島県及び競技団体の皆様と共に視察に行っていました。今回の大会には世界 27 カ国、約 700 名が参加しており、ニュージーランドの選手が約 8 割を占め、日本からは 7 名の方が参加されておりました。当日は、雨天となり時折強風が吹くあいにくの天候となりましたが、大きな事故もなく完走率は 85% でありました。今回視察をさせて頂いたことで、英語表記の必要性、町としての受け入れ態勢をどのように準備していくかなど、多くの課題の洗い出しのほか、この大会がどのようなものなのか実際に見ることができ、大いに参考となりました。また、6 月 9 日には、スイスから大会事務局長並びに運営担当者が現地視察に見えられ、本町の施設やコースのご案内をさせて頂いたところでござい

ます。

3年目となるグローバル人材育成事業ですが、中学生を対象としたケアンズ短期留学生の募集を行ったところ、日和佐中学校から11名、由岐中学校から6名の応募が有り、予定人員を超えたため5月15日に抽選会を開催し、各中学校からの参加者12名を決定致しました。実施期間については8月17日から24日までの8日間を予定しており、出発までにオリエンテーションや英会話講習なども行い、国際理解や友好関係を深めると共に、国際的な人材育成にも繋がればと思っております。

県南地域づくりキャンパス事業については、6月3日、4日の二日間、四国大学文学部日本文学科の学生さん18名が薬王寺の宝物調査を行いました。当日は古文書班、典籍班、絵画・書跡班等に分かれ調査を行うと共に、町内の散策なども行われました。なお、調査結果の報告会については、8月5日に日和佐公民館で開催予定と致しております。

次に、税務課関係でございますが、平成27年度から取り組んでおります、県からの税務職員の市町村長期派遣事業を平成28年度も実施致しました。これは、町税の課税が終わる7月から翌年の3月までの期間に、県税務職員3名を本町税務課へ派遣して頂き、美波町徴税吏員に委嘱致しまして、町税務職員に財産調査や差押えの指導、町税務職員と共同で滞納者との納税交渉を行いました。派遣日数は延べ31日となり、共同徴収の対象となった滞納者37名、合計滞納額3,989千円のうち1,764千円、44.2%の納付がありました。また、464千円、11.6%の差押えを行うと共に、面接や電話での納税指導を合わせて行いました。この事業は2年で一旦終了となりますので、本年度はこれまでに県税務職員からご指導頂いたノウハウをもとに、滞納整理に引き続き取り組みたいと考えております。

また、昨年度徳島滞納整理機構へ徴収移管しておりました5件の実績であります。移管滞納税額2,332千円の内1,317千円の納付がありました。未納のうち1件449千円は引き続き移管することとしております。なお、平成29年度は前年度からの1件を含む5件、2,284千円を6月1日付けで徴収移管致しました。

賦課と課税の公平性を確保する観点から、引き続き徴収強化に取り組んで参りますが、今後共適法に徴収を実施するためには、会計処理を適切に行っておく必要があることから、28年度中に不納欠損処分を行っております。今回行った不納欠損の内訳は、軽自動車税で15件、65千円、固定資産税で

262件、17,670千円、町民税で28件、288千円、国民健康保険税で153件、3,421千円であります。特に固定資産税が高額な金額となっておりますが、その内容につきましては、倒産法人関係の欠損額が5法人、28件で15,377千円となっております。今回、既に時効の完成している町税について不納欠損処分に加え、倒産等法人の執行停止による即時欠損を行ったわけですが、今後とも負担の公平性を確保するため、差し押さえ等の滞納処分も含めた厳正な対応により、徴収に取り組んで参ります。

次に、住民生活課関係でございますが、臨時福祉給付金については、申請期間を6月30日まで延長し、本庁及び由岐支所において現在も受付を行っておりますが、5月31日時点での申請状況は、支給対象予定者2,068名に対し、申請受付者は1,981名で申請率が95.8%であります。

次に、福祉課関係でございますが、平成30年度から平成32年度までの3年間を対象とする、美波町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定につきましては、契約を済ませ、ニーズ調査等の準備を行っております。計画の方向性としましては、現在の計画を継承することを基本とし、1つ目と致しまして「要介護状態の軽減並びに悪化の防止、又は介護予防の推進」、2つ目と致しまして「高齢者の選択に基づき適切なサービスが、総合的かつ効率的に提供される体制の構築」、3つ目と致しまして「誰もが住み慣れた地域で可能な限り自立した生活が送れるよう、地域・保健・医療・福祉等の関係機関が連携した支援体制づくりを進める」ことを考えております。今後は計画策定委員会を開催し、より良い計画が策定されるよう検討を重ねて参ります。

また、障がい者計画・障がい福祉計画につきましても高齢者保健福祉計画と同様に策定年度であることから、現在は契約を済ませ、ニーズ調査等の準備を行っております。計画の方向性につきましては、ノーマライゼーションの理念を基本として現在の計画を継承していきたいと考えております。当該計画につきましても計画策定委員会を開催し、より良い計画が策定されるよう検討を重ねて参ります。

次に、健康増進課関係でございますが、平成28年度の特定健診の実施状況につきましては、健診対象者1,463名に対し、受診者数は568名であり、受診率は38.8%でありました。特定保健指導につきましては、対象者72名に対し、保健指導実施者は70名で、保健指導実施率は97%であります。最終評価を残していますが、

保健指導が必要と判定された住民の方に保健指導を実施しております。

昨年度から町内の医療機関の先生方と協議を行い、特定健診情報提供事業に取り組んでいます。現在、1医療機関での取り組みではありますが、今後は協力頂ける医療機関を増やしていくように取り組むことで、さらに受診率向上に取り組んでまいります。

次に、産業振興課関係では、まず農林業関係についてですが、乙姫米の販売促進、生産者と消費者との交流を目的にJAかいふが中心となって開催している田植え体験については、4月15日に赤松地区において、徳島市などの親子連れ37人が参加して実施されました。8月19日には稲刈りの体験を実施し、消費者と生産者の交流を深め、乙姫米の更なる消費拡大に努めるよう計画しております。

鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業交付金を活用し、有害鳥獣捕獲駆除の促進と農作物等への被害軽減に、町猟友会の協力により積極的な捕獲活動に努めてきたところでありますが、平成28年度の捕獲実績は、シカ941頭・イノシシ258頭・サル105匹・タヌキ111匹・ハクビシン81匹で、最終的に交付金を加えた総額で22,478千円を支出しておりますが、そのうち交付金は、8,529千円であります。なお、平成29年度鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業交付金は美波町への内示額は、7,788千円となっております。

美波町鳥獣侵入防止柵設置事業は、補助率が資材費の2分の1と限定的ではありますが、農地の被害軽減、農業への意欲向上に繋げるべく、幅広く柔軟な対応ができるように取り組んでおります。平成28年度の鳥獣侵入防止柵設置事業実績件数は12件で、予算額2,000千円に対し、補助交付額1,270千円であり、資材別事業量は、電気柵1,395m、金網柵660m、ネット柵250m、複合柵60mでありました。今年度も、5月下旬現在で既に5件の要望があり、電気柵771m、金網柵440mを実施しているところであります。要望や補助の説明を聞きに来庁される方も多くいるため、今後も引き続き農協・町内農機具販売業者と連携し、広報等を活用するなど農林業者等への周知を行いながら、事業活用推進と被害軽減に努めて参ります。

日和佐地区の試験ほ場200㎡において、平成27年度に試験的に定植後3年目になるドクダミについて、今年1回目の収穫を5月下旬から行い、JAかいふ育苗センターで天日乾燥を行った後、県内製薬会社に納品予定です。定植後3年目となり草丈、密度とも良好でありまして、9月に2回目の収穫を予定しております。

森林病虫害等防除事業につきましては、ウバメガシ等のナラ枯れ被害が進むなか、昨年引き続き、その対策としてトラップによるカシノナガキクイムシの誘引捕殺を行うことと致しております。今年度も日和佐森林組合に業務委託し、城山周辺の四国のみち沿いの町有林において実施予定であります。美波町への配分補助枠の関係でウバメガシ9本に27個のトラップを仕掛ける予定となっております。

農業委員会についてであります。5月11日に美波町役場へ徳島県女性農業委員会の谷口会長と徳島県農業会議が来庁され、川尻議長と私に対して、第4次男女共同参画基本計画に定める政策・方針決定過程に占める女性の割合30%に向けて、農業委員会においても1農業委員会あたり2名以上の女性農業者の農業委員へ登用するという目標達成のため「女性農業委員登用に関する要請」がありました。本町では既に議会推薦枠によって2名の女性委員が選出され、活躍頂いております。しかし、先般の法律改正を受けて、今議会に「美波町農業委員会の委員及び美波町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例」を上程させて頂いておりますが、農業委員及び推進委員の選任は、事前に応募又は推薦された者の中から評価委員会及び選考委員会で評価し、任命等を行うこととなりますので、応募又は推薦される者に女性が含まれていなければ、徳島県女性農業委員会から要請された女性農業委員の選任は困難と思われ、定員が減る中でその要請に応えることは容易では無いと感じているところであります。

次に、水産業関係では、3月28日に徳島県立農林水産総合技術支援センター美波庁舎の落成式が行われましたが、その際、由岐地区の漁業者等で組織する「美波の海の恵み研究会」が徳島大学と共同開発した海藻乾燥設備を展示し、ヒ素を低減したヒジキのチャーハンの試食を行うなど、徳島県知事をはじめ来賓の方々に見て頂く中で、貴重なご意見を頂戴致しました。

漁村の活性化を図るため活用して頂いている美波町農山漁村持続活性化推進事業費補助金については、伊座利漁業協同組合から申請を受けた高圧洗浄機導入事業、(有)大敷水産から申請を受けた海藻加工釜導入事業、西由岐、東由岐、志和岐の各漁業協同組合から申請を受け、3漁協が共同実施するアオリイカ産卵礁設置事業は、5月中に完了しております。この美波町農山漁村持続活性化推進事業費補助金については、今までに例が無いほどの早さで交付申請があり、当初予算額5,000千円に対して交付決定済み額4,365千円と進捗率が87%にも達していることから、異例では

ありますが、今回の補正予算で増額の提案をさせていただきましたので、よろしくお願い致します。

平成 29 年度徳島県単独沿岸漁場整備開発事業によるアオリイカの産卵礁設置事業につきましては、日和佐町漁業協同組合と阿部漁業協同組合から要望があり、有害生物駆除事業につきましては、西由岐、東由岐、志和岐及び木岐の各漁業協同組合を代表して西由岐漁業協同組合から要望がありました。そのうち、日和佐町漁業協同組合と阿部漁業協同組合のアオリイカ産卵礁設置事業は 5 月下旬から 6 月上旬にかけて実施されており、西由岐漁業協同組合ほか 3 漁協の有害生物駆除事業に関しては、7 月と 11 月に行われる予定となっております。

次に、商工観光関係では、「2017 日和佐さくらまつり」を去る 3 月 25 日から 4 月 10 日の間に行い、城山及び薬王寺の桜を楽しんで頂きました。4 月 2 日には、桜町通りを会場に使ったイベントとして「手づくり物の市」・大道芸・民踊・アマチュアバンド演奏・日和佐太鼓・お琴演奏・お茶会・餅つきなどを行いました。発心の会が主催し第 10 回目となった「手づくり物の市」では、初めて桜町通りの一部を歩行者天国としパラソル付きテーブルを配置したところ、薬王寺を参拝した方を含めて多くの方々が訪れ大変賑わい、薬王寺参拝者を街中に誘引する門前町活性化策の一つとして有効であることが確認されました。

例年行っておりますウミガメールについては、期間終了後も美波町の観光情報を流せるように配信会社を変更しております。5 月 1 日から登録開始し、上陸情報は例年通り 5 月 20 日から 8 月 20 日まで配信致しますが、その後も年間を通して「観光情報」を配信する予定としております。昨年はさくらまつりに併せて、美波町出身で大阪在住の写真家原田文裕さんが中心となり 2 日間行ったアート展でしたが、今年は名称も「門前町アート展」に変更し、5 月 3 日から 7 日の 5 日間開催しました。桜町通り 3 ヶ所と日和佐浦 1 ヶ所の計 4 ヶ所に県内外の作家の作品の展示を行いました。四国放送の取材などもあり多くの方が訪れたようで、来年度は美波町の文化関係団体等と連携してもっと拡充できないものかと抱負を語っておられました。

夏の訪れを告げる田井ノ浜海水浴場開きは、6 月 25 日午前 10 時から開催する予定となっております。今年は、昨年・一昨年に行われたステージ等は行わず、水神祭と福投げを執り行う予定です。また、田井ノ浜臨時駅は、7 月 15 日から 8 月 6 日までの 23 日間、開設して頂ける予定となっております。

第 54 回「うみがめまつり」は、実行委員会などで協議を重ね 7 月 15 日に行う事とし、海亀感謝祭・打上花火の外、桜町通りで、様々な催し物を計画しております。また、第 18 回「ひわさうみがめトライアスロン」を 7 月 16 日に開催し、美波町の魅力を全国に発信したいと考えております。昨年に引き続き、個人 700 名、リレー 30 チームを 4 月 17 日正午から一般募集を開始しましたが、リレーは 4 月 21 日に、個人についても 5 月 10 日に予定数に達し、既に募集を締め切っております。

納涼盆踊り大会から名称を変更して第 33 回目となる「ふるさと由岐まつり」は、例年どおり、お盆の 8 月 15 日に夕方から、由岐支所前グラウンドを会場に実施致します。今年のふるさと由岐まつりには、バルーンアートの風船匠リーズ氏、ものまねタレントのみかん氏、北海道室蘭市在住の高校生歌手・竹野留里氏を招聘することが 5 月 12 日の運営委員会で検討、6 月 6 日の実行委員会で承認を得て決定しており、今後具体的な準備が行われていきます。なお、竹野留里氏は、美波町田井出身で吹田市在住のフリーデザイナー小畠功氏が由岐中学校第二の校歌として歌って欲しいという思いで作られた「私の故郷」を歌っており、その歌を披露して頂くと共に由岐音頭も歌って頂く予定となっております。

本年度で 6 回目の開催となる「四国の右下」ロードライドは、第 1 回実行委員会総会が 5 月 16 日に開催され、11 月 12 日に開催される事が決定致しておりますので、ご支援ご協力のほどよろしくお願い致します。なお、本年度も、まぜのおかオートキャンプ場を発着点として、海陽町・牟岐町・美波町・阿南市・那賀町を巡る「四国の右下」センチュリーコース 153km、海部郡 3 町を走る南阿波クリスタルコース 93km、海部川上流の海陽町桑原を折り返す「四国の右下」フレッシュコース 43 km の 3 コースを予定しております。ロングコースは、昨年から若干コースが変更され距離が短くなっておりますが、6 月 1 日から 3 コース合わせて 650 名の参加者を募集しております。

海部郡 3 町で組織する南阿波よくばり体験推進協議会につきましては、3 月 4 日に海陽町のまぜのおかオートキャンプ場におきまして「第 21 回全国ほんもの体験ネットワーク総会」が開催され、全国各地で教育旅行の受入を行っている団体が集まり、各地の課題や今後の目標について話し合いを行いました。翌日は北海道標津町から来られた 2 名が、木岐奥公民館で貝殻アート体験を行いました。体験型観光や修学旅行受け入れ等についての本年度の受入状況、予約状況につきましては、5 月 10 日から 12 日の京都市

立松原中学校 95 名を皮切りに、5 月 14 日から 16 日の大阪市立新
巽中学校 72 名、5 月 17 日から 18 日大阪市立長吉中学校 123 名、
5 月 21 日から 22 日大阪市立松虫中学校 121 名、5 月 23 日から 25
日大阪市立勝山中学校 69 名、5 月 31 日から 6 月 2 日東大阪市立上
小阪中学校 152 名の修学旅行及び体験学習を受け入れております。
今後の予定として、6 月 2 校、7 月 2 校、9 月 1 校、10 月 2 校、11
月 2 校、1 月 1 校を受け入れる予定となっており、他にも家族、
グループ等の体験も随時対応することと致しております。なお、
美波町では民泊家庭が激減して、現在 10 軒を下回る危機的状況と
なっており、町の推進体制についても考え直す必要性を感じる事
態となっております。議員各位におかれましても、民泊先確保に
ついてご理解とご協力をお願いできれば幸いです。

南部圏域の魅力を最大限に活用し、体験型観光や食体験など「体
感」による観光まちづくりを進め、地方創生のプラットフォーム
となるべく改組された「四国の右下・魅力倍増」推進会議は、今
年度も交流・移住人口の拡大と新たな所得・雇用機会の創出等を
図ることを目的として活動することとしております。この推進会
議の「専門部会」の一つである「食部会」では、「南阿波グルメ」
のブラッシュアップや売れる商品作りを促進することとし、11 月
19 日に開催予定の美波町商工祭と食博覧会を連携開催するほか、
「四国の右下・まけまけマルシェ」については、出張マルシェ偏
重や夏場開催回避を改め、道の駅日和佐で毎月第 2 日曜日になる
べく日を固定し、テーマを設けて開催する方向となっております。
4 月は「桜」を、5 月については「魚貝まつり」として釣り堀水槽
を試験設置するなどの新たな試みも行っており、6 月は由岐産直
市の「あわびの市」と重なってしまいましたが、「鮎・スイーツ」
をテーマに開催しております。もう一つの専門部会である「誘客
促進部会」では、地域の魅力を最大限に活用した体感プランの企
画やインバウンド拡大に向けた体制整備を図り、「四国の右下」へ
の誘客を図ることとしており、インバウンド対応観光マネーজে
メント塾を開催したり、着地型旅行商品の造成や販売などを包括的
に担うことが出来る地域連携型 DMO 組織のあり方検討を行うこ
ととしております。

道の駅日和佐についてであります。今年度から四国大学と連
携し、美波町特産品の詰め合わせセットの考案事業を行っており
ます。短期大学の授業に組み込んで頂き、フィールドワークや、
試験販売をとおして若者目線の詰め合わせセットに仕上がること
を期待しております。その他、トイレの悪臭及び利用集中時の排

便等の便器内滞留発生などの問題があり、これについては、平成28年度に臭突装置を改善してもらいましたが、新たな課題が確認されており、平成29年度についても引き続き国交省に改善を要望しているところであります。

次に、建設課関係であります。はじめに町工事についてご報告を致します。地籍調査事業では、東由岐字本村・大池地区及び奥河内字寺前・弁才天地区について、現地調査及び現地測量が3月末に完了し、引き続き29年度に地籍図と地籍簿を作成し、調査結果の閲覧を行う予定です。また、28年度からの繰越事業で恵比須浜及び恵比須浜字田井地区の現地調査等に伴う地元説明会を6月30日と7月1日に開催する予定です。道の駅南西側山林における高台整備事業につきましては、現在、28年度からの繰越事業で進入道路実施測量設計委託業務及び植物調査委託業務を実施中で、6月23日に日和佐公民館において、整備計画の概要について関係する地区への地元説明会を開催する予定です。サンライン二見の建設発生土受入場整備工事第2期については、5月上旬に発注しております。橋梁長寿命化修繕計画による赤松字総屋敷の赤石橋補修工事は、3月末に完成しております。また、橋梁点検業務では、平成28年度からの繰越分は、5月下旬に完了し、29年度分については、6月上旬に発注しております。県単急傾斜地崩壊対策事業では、西の地字谷裏の川尻兼由宅裏の擁壁工事は繰越しましたが、4月上旬に完成しております。空き家対策を総合的かつ計画的に実施するため、空き家等対策計画作成業務を6月上旬に発注しております。公共下水道雨水対策事業では、JAかいふ日和佐支所入口前からスナック道付近までの寺前排水区管渠整備工事（その3）は繰越しておりましたが、4月下旬に完成しております。公共土木施設災害復旧事業では、西の地字山神・西の地9号線の道路工事も繰越しておりましたが、4月下旬に完成しております。

次に、県工事の主なものについてご報告申し上げます。まず、道路関係でございますが、日和佐小野線・恵比須浜字田井のバイパスは、田井側トンネル入り口までの調査ボーリング及び道路詳細設計を8月頃発注予定と聞いております。日和佐小野線恵比須洞付近の法面修繕工事は、5月下旬に完成し、ホテル白い燈台手前の法面コンクリート吹付のひび割れ箇所については、8月中旬に完成予定と聞いております。阿南鷲敷日和佐線の北河内不動の滝付近の線形改良は、擁壁工事を9月頃発注予定と聞いております。日和佐小野線・田井川樋門の橋梁上部工拡幅工事は、9月下

旬完成予定と聞いております。由岐大西線の阿部での道路改良工事は、7月上旬に発注予定で、旧お水荘手前の改良済盛土工区間の山側排水路対策工事は、6月下旬に完成予定と聞いております。由岐大西線の由岐中学校沿い魚呑川兼用護岸の復旧工事は、8月下旬に完成予定と聞いております。赤松由岐線の久望での道路災害復旧工事は、6月上旬に完成したと聞いております。由岐港線の西由岐での道路落石対策工事は、8月上旬に完成予定と聞いております。

次に、河川、砂防関係では、河川の維持工事について、北河内字本村の角田商店付近の河川内の除草、伐採及び西河内字平戸の大持宅前日和佐川における堆積土砂の掘削工事を、4月上旬に発注したと聞いております。山王谷の通常砂防事業については、東側堰堤の管理用道路整備工事は3月下旬に完成し、引き続き調整池及び流路工事に着手したと聞いております。北河内字本村の池ノ内谷通常砂防事業は、砂防区域指定に向け地権者と交渉中と聞いております。

次に、港湾、漁港関係では、日和佐港海岸の海岸高潮対策事業の大浜地区防潮堤については、水産研究課前の第2工区の南側区間は7月下旬に完成予定で、うみがめ監視小屋前の第3工区の一部は、5月下旬に完成し、29年度は、うみがめ博物館前において陸閘修正設計作業完了後、10月以降に防潮堤工事と陸閘改良及び階段修繕工事を発注予定と聞いております。県単独漁港改良事業の木岐陸閘設置工事は、5月下旬に完成したと聞いております。由岐漁港由岐地区における防波堤耐震改修に係る一部ブロック製作と港内浚渫のための漂砂シミュレーションは、3月末に完了し今後、ブロックの据え付け工事のための調査・検討を進めると聞いております。

次に、消防防災課関係でございますが、まず防災関係では、3月11日、12日の両日、徳島大学と美波町地域づくりセンターの主催により「徳島大学地域シンポジウム」が美波町で開催され、東日本大震災から6年を迎えるに当たり被災地宮城県とインターネットテレビで結び、復興状況を学ぶとともに、意見交換を行いました。午後2時30分からは、女川町で開かれた追悼行事の様子を携帯電話で中継するとともに、午後2時46分には参加者全員が黙とうを捧げました。その後「東日本大震災の復興支援と南海トラフ巨大地震の備え」と題して意見交換会が行われました。夜には、徳島大学の学生と一緒にライフライン停止を想定した避難所宿泊体験も行われ、電気や火の使えない不便さや段ボールベッド

の寝心地などを体験しました。

4月29日には、由岐地区におきまして、「避難まつり」が開催され、今年度は、初めて美波病院を避難場所として開催致しました。当日は、由岐地区から約100名の参加者と県民局などの関係機関、大規模災害時相談業務の支援協定を締結している徳島弁護士会やAMD Aなどからも参加があり、多くの参加者で賑わった避難まつりとなりました。昼前からは、現在、新たな避難先として交流を続けている阿南市福井町の小野地区の自主防災会との交流会も行われ、炊き出しによる交流などを行いました。また、現在、阿南市及び福井町自主防災会などと協定書締結に向けた協議を行っております。

美波町自主防災会連合会総会及び研修会を5月25日に開催し、28年度事業報告並びに29年度事業計画案について協議を行いました。総会終了後の研修会では、徳島弁護士会の堀井秀知弁護士をお迎えして、「災害からくらしを再建する」と題して講演をして頂きました。

次に、交通安全関係でございますが、春の交通安全キャンペーンとして、4月2日に開催された「2017桜街道・夢マラソン」の会場において、マラソン参加者にチラシとお菓子を配布し、交通安全の啓発を行いました。4月14日には、美波町交通安全協会主催の「春の交通安全キャンペーン」を牟岐警察署と共催し、「道の駅ひわさ」において実施しました。国道55号を通行していた運転手の方々にお菓子とチラシを配布し、日和佐こども園の園児とともに交通安全を呼びかけました。

消防団関係では、4月7日に海部地方分会総会が海陽町で開催され、郡内の各団長及び副団長が出席されました。また、5月28日には地方分会海部郡新入消防団員講習会が海部地方分会主催のもと牟岐内妻グラウンドで開催され、新入消防団員として必要な消防技術や基本訓練などを学びました。6月2日午後2時過ぎに、恵比須浜字田井の東道宅東側の田んぼから出火し、日和佐地区の消防団が出動、当日は強風が吹いたため、近くの山林への延焼が心配されましたが、消防団の迅速な消火活動により、延焼することなく、午後3時に鎮火しました。

次に、教育委員会関係であります。合併以降11年間教育委員を務めて頂きました原田村美教育委員長が5月29日をもって退任されました。後任には5月26日の臨時会において同意を頂きました近藤一郎氏が5月30日付で新たに教育委員に就任され、同日の定例教育委員会において互選により教育委員長に選任されまし

た。

社会教育関係では、4月2日に由岐支所前グラウンドを拠点に、桜街道・夢マラソンを開催し、町内外からハーフマラソンに173人、ロードレースに64人、亀さんマラソンに348人の参加を頂き、盛大に開催されました。野球大会では、4月9日に由岐小・中グラウンドにおいて、第12回由岐野球大会が8チーム参加、4月22日及び23日に日和佐グラウンドにおいて、第10回西日本還暦野球大会が4チーム参加、5月13日及び20日に町内グラウンドを会場に、第6回少年野球美波大会が16チーム参加、5月14日及び21日に由岐小・中グラウンドにおいて第12回由岐壮年野球大会が16チーム参加で開催され、各大会とも熱戦が繰り広げられました。

5月13日には、徳島県及びJR四国の企画ではありますが、四国DC特別企画「ときめきあわ旅シンフォニートレイン with マエストロ秋山和慶」が開催され、コミュニティホールでは、とくしま記念オーケストラスペシャルコンサートが行われ、特別企画に参加した方と共に町民の皆様にもオーケストラの生演奏を楽しんで頂きました。

大浜海岸のウミガメ保護規制については、本年も5月20日から8月20日まで行う予定としております。また、本年のアカウミガメの上陸状況でございますが、初上陸、初産卵が6月1日であり、6月10日現在の上陸頭数は6頭であります。昨年のシーズン中の上陸頭数が7頭であり、本年は初上陸から10日間で6頭上陸していることを思いますと、今後の上陸に期待を寄せているところでございます。以上、「諸般の報告」と致します。議員各位のご理解をお願い申し上げます。

続きまして今議会に提案し、ご審議を賜ります議案につきまして、その概要を順次ご説明申し上げます。はじめに、報告第3号から報告第5号の3件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでありまして、地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費について、繰越計算書を調製したものであります。

まず、報告第3号「平成28年度美波町一般会計繰越明許費繰越計算書について」であります。繰越事業全体では19事業で、翌年度繰越額の総額は1,091,913千円となっております。繰越事業の内訳は、総務費では、老朽住宅解体費支援事業で6,600千円、地域づくり推進事業で300千円、地域情報基盤整備運営事業で644千円、定住促進事業で2,100千円、地方創生拠点整備交付金事業

で 111,089 千円、個人番号カード交付事業で 573 千円、民生費では、臨時福祉給付金給付事業で 38,980 千円、衛生費では、浄化槽設置整備事業で 336 千円、簡易水道事業特別会計繰出金で 119,700 千円、医療体制整備事業で 612,186 千円、農林水産業費では国土調査事業で 37,939 千円、土木費では日和佐浦西線排水路改修事業で 47,000 千円、高台整備事業で 17,000 千円、橋梁定期点検事業で 10,468 千円、急傾斜地崩壊対策事業で 4,900 千円、公共下水道事業特別会計繰出金で 2,100 千円、消防費では、総合的な安全・防災基盤整備事業で 20,769 千円、命をつなぐ減災推進事業で 3,028 千円、災害復旧費では、土木施設災害復旧事業で 56,201 千円でございます。なお、繰越事業については、国の補正予算に対応して 3 月補正で計上した事業も含まれておりますが、出来るだけ早期に完了できるように努めたいと考えております。

報告第 4 号「平成 28 年度美波町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」は、繰越事業全体では 3 事業で、翌年度繰越額の総額は 290,883 千円となっております。繰越事業の内訳は、事業費の、赤松配水池流量計取付工事で 4,000 千円、県道日和佐小野線改良工事に伴う水道管移設工事で 30,443 千円、由岐配水池更新工事で 256,440 千円でございます。

報告第 5 号「平成 28 年度美波町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」は、下水道事業費の公共下水道整備事業で、翌年度繰越額は 11,000 千円でございます。

報告第 6 号「平成 28 年度美波町水道事業会計繰越計算書について」は、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により議会に報告するものでございます。繰越事業の内訳は、水道事業費用では、平成 28 年度寺前排水区管渠工事（その 3）に伴う水道管移設工事で 822,744 円、資本的支出では、平成 28 年度恵比須浜田井地区老朽管更新工事（1 から 3 工区）で 15,000 千円、平成 28 年度日和佐浦西線排水路改修に伴う水道管移設工事で、5,000 千円でございます。

報告第 7 号「平成 28 年度美波町一般会計事故繰越し繰越計算書について」は、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により、議会に報告するものでございます。消防費の総合的な安全・防災基盤整備事業で 67,493 千円の繰り越しでございます。これは、平成 28 年度に工事発注致しました赤松地区防災拠点施設新築工事において、屋根に使用する構造用合板が製造工場の火災により焼失し、流通市場への影響が大きく、製品の入手が困難となり、大幅に工事が遅延し、繰り越しとなったものです。

報告第 8 号「議会の委任による専決処分の報告について」は、医療保健センター新築工事において、現場での調整等により、書庫の移動棚の追加、2 階床点検口の追加、ロールスクリーンの追加や手摺りの強度変更などに伴い事業費が増額となったため、5 月 26 日に専決処分をさせて頂き、変更契約を締結致しております。この変更契約は、美波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 4 条の規定により委任されている 1 千万円内の変更契約に該当しますので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により議会にご報告するものでございます。

議案第 45 号「赤松防災拠点施設の指定管理者の指定について」は、赤松防災拠点施設を赤松分館に新規に指定管理するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求めるものでございます。都市防災総合推進事業により赤松小学校跡地に建設致しております「赤松防災拠点施設」は、現在、建設中ではありませんが完成の見込みが立ちましたので、「赤松分館」を指定管理者に選定するものであります。

議案第 46 号「美波町公共下水道寺前ポンプ場の建設工事委託に関する協定の締結について」は、美波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に係る協定の締結について議会の議決を求めるものでございます。寺前ポンプ場については、ほとんどの設備・機器類が耐用年数を経過し、老朽化が認められるため、事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小限化を図るため、平成 24 年度に寺前ポンプ場長寿命化計画を策定し、平成 26 年度からポンプ設備等の修繕工事を日本下水道事業団と委託協定の締結により行っております。本年度は、ゲート関係や建物の防水工事、電気設備等の工事を予定しており、本年 6 月 1 日に協定締結しました美波町公共下水道寺前ポンプ場の建設工事委託の締結にあたり、予定価格が 50,000 千円以上であることから、議会の議決をお願いするものであります。なお、委託期間は、議決の日から平成 30 年 3 月 31 日までと致しております。

議案第 47 号「美波町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について（条例第 15 号）」は、本年 7 月 1 日からマイナポータルの運用が一部開始することにより、子育てワンストップサービスが利用可能となることから、電子申請等に係る条例を整備するものです。子育てワンストップサービスに係る町の事務としては、児童手当、児童扶養手当、こども園関係、母子保健関係が対象となります。マイナポータルについては、個人

番号カードを活用してインターネットにより各種申請などが出来るしくみで、今後利用範囲が順次広げられていく見込みとなっております。

議案第 48 号「美波町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例を廃止する条例の制定について（条例第 16 号）」は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、新たな条例を整備するため現行条例を廃止するものであります。改正農業委員会等に関する法律は、大幅な制度改変となっており、関係条例の整備を行う必要があるため、現行の定数条例を廃止し、議案第 49 号により、新たな条例を制定することと致しております。

議案第 49 号「美波町農業委員会の委員及び美波町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について（条例第 17 号）」は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数について新たに条例を制定するものであります。今回の改正で、新たに担当区域で農地の出し手・受け手とのマッチング、遊休農地の発生防止・解消の推進などを役割とする農地利用最適化推進委員を設けております。定数については、農業委員会等に関する法律第 8 条第 2 項及び農業委員会等に関する法律施行令第 5 条に規定する「区域内の農地面積が 1,300 ヘクタール以下の農業委員会」に該当するため、14 名となり、新設される農地利用最適化推進委員定数は、農業委員会等に関する法律 18 条第 2 項及び農業委員会等に関する法律施行令第 8 条に規定する「農地利用最適化推進委員定数上限は、農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を 100 で除して得た数に基づき、本町の農地面積が凡そ 440 ヘクタールですので、5 名と致しております。

議案第 50 号「美波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 18 号）」は、委員報酬に農地利用最適化推進委員を加え、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬に農地利用最適化交付金を加算することとしたものであります。農業委員及び農地利用最適化推進委員ともに年額 110,000 円として、農地利用最適化交付金を加算することになります。農地利用最適化交付金については、農業委員会の積極的な活動を推進するために、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の財源として交付することとされています。

次に、議案第 51 号から議案第 53 号までの 3 議案は、平成 29

年度一般会計、特別会計の補正予算でございます。

まず、議案第 51 号「平成 29 年度美波町一般会計補正予算（第 1 号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 25,867 千円を追加し、歳入歳出の総額を 6,025,867 千円と致しております。歳出の主な補正として、総務費の財産管理費では、委託料の固定資産台帳更新支援業務委託料で 2,810 千円、民生費の社会福祉総務費では、賃金で臨時職員分として 1,200 千円、認定子ども園費の需用費では、施設等の修繕料で 1,696 千円、衛生費の環境衛生費では、賃金で嘱託職員分 2,459 千円、農林水産業費の農業振興費で、「きゅうりタウン構想」の一環として、西河内字田々川に建設を計画している「次世代対応型体験ハウス」整備費用の美波町の負担金として 3,300 千円、農山漁村活性化費では、現在、水産関係を中心に多くの申請があり、当初予算額に対して交付決定が 87%に達していることにより負担金補助及び交付金で 2,000 千円それぞれ追加致しております。

漁港建設費では、恵比須浜漁港泊地浚渫費用について、工事請負費から測量設計委託料として 3,000 千円を委託料へ振り替えを行い、商工費の地方創生事業費（商工振興関係）では、門前町活性化に向けた既存資源の有効活用策等の調査委託料及び桜町 J R ガード下壁面に設置予定のトリックアートのデザイン委託料ほか 1 件分で 1,800 千円、地方創生事業費（観光関係）では、委託料で観光案内の強化に伴う人件費 1,240 千円をそれぞれ追加致しております。

議案第 52 号「平成 29 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」は、補正額はなく歳入の項間の組み替えによる補正予算でございます。平成 30 年度からの制度改正に伴うシステム改修に係る国庫補助金 4,669 千円を追加し、同額を一般会計繰入金から減額する組み替え予算でございます。

議案第 53 号「平成 29 年度美波町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,700 千円を追加し、歳入歳出の総額を 1,249,192 千円と致しております。補正内容は、総務費の一般管理費で、法改正に伴う介護保険システム改修業務委託料として、2,700 千円を追加しております。

最後に、議案第 54 号「人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて」は、人権擁護委員の濱高マユミ氏の任期が平成 29 年 9 月 30 日で満了するため、引き続き濱高氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。

以上、提案しております議案の概要をご説明申し上げます。

なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明致しますので、ご審議の上、原案のとおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます。町長提案理由の説明と致します。どうぞよろしくお願い致します。

議

長

小休します。

(時に 10時33分)

(小休中)

(時に 10時33分)

議

長

再開します。

町

長

先ほど提案理由の説明を申し上げましたけれども、2ページ目の下から5行目徳島県版特区事業の取組についてのところがございますが、6月12日というふうに申し上げましたけれども、5月12日で、曜日は金曜日でございますが、の誤りでありますので、訂正をお願い致します。失礼致しました。

議

長

提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程を終了しました。本日はこれにて散会します。お疲れ様でした。

(時に 10時35分)

6月15日（木）

（時に 9時00分）

議長 おはようございます。ただ今の出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、休会前に引続き本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問を行います。一般質問の通告者は5名です。通告順に発言を許可致します。8番寺下議員の一般質問を許可致します。

寺下議員

8番議員 おはようございます。議長の許可を得ましたので、私からは大きく2問空き家対策についてと、南阿波定住自立圏共生ビジョンについて質問致します。

まず1問目、空き家対策についてですが、空き家対策には二つの視点があり、住環境の安全や衛生上の面からの除去と改修等によって利活用する再生が考えられます。そこで小さく五つに分けて質問致します。毎回通告書が目一杯で見にくいかと思いますが、具体的な答弁をお願いしたいとの気持ちの表れですので、どうぞご了承下さい。

それでは一点目ですが、除去の視点から昨年の議会での答弁では空き家判定士による調査を町内全域対象に行い、空き家情報管理システムとしてデータベース化し、空き家対策の計画を平成28年度中を目途に策定するとあります。初日の町長提案理由の説明では、空き家等対策計画策定業務を6月上旬に発注したとありましたが、現況についてお伺いします。また平成27年5月26日に完全施行された空き家対策特別措置法では特定空き家が明記され、措置が可能となりました。この特定空き家に該当する空き家は沢山の課題も含むと思いますが、現在該当する戸数があるのかどうか、今後それは増えるのかまた合わせて平成28年8月1日より施工されている。美波町老朽住宅解体費支援事業補助金の交付状況についてもお伺いします。

次に国のガイドラインに沿って進める中で、空き家調査、空き家対策の計画の策定、空き家対策計画協議会の立ち上げなどが平成28年3月の江本議員の一般質問の答弁で上げられています。空き家対策協議会を立ち上げるとしたらメンバーはどのような人が入るのか。またどのような内容について協議するのかお伺いします。

次に本町においては南海トラフ巨大地震津波に備え、防災減災対策が進められている中で、夜間における避難路・避難場所の誘導灯の整備も必要と考えます。今後空き家除去と合わせて町の住

環境が変化する中で誘導灯の設置を対応していくことは検討されているのか、お伺いします。

次に再生の視点から平成 19 年度から設置されている町の移住交流支援センターと町から委嘱されている移住コーディネーターの方との双方の連携はどのように行われているのか。また平成 26 年 1 月 15 日から施行された空家再生等推進事業補助金の交付状況についてもお伺いします。

最後に二拠点移住の推進派地方にとってもプラスであり、空家バンクの充実は必須であると考えます。町のホームページの空き家状況もほとんど更新がされていない状況ですが、昨年 3 月の一般質問答弁では今後県の支援も受けながら空き家判定士、空き家コーディネーターの育成、空家バンクの充実も考えていきたいと答えられておりますが、現況についてお伺いします。以上答弁の方よろしくお願い致します。

議長
建設課長

建設課長

私からはまず一つ目の空き家判定士による調査等、空き家対策の計画の策定状況、それと美波町老朽住宅支援事業補助金の交付状況についてお答えをさせていただきます。空き家の調査につきましては、平成 28 年度に町内会連合会へ空き家の調査を委託し、報告のありました空き家の 540 件に対しまして、徳島県住宅供給公社に空き家判定士による実態調査を委託しております。調査結果につきましては、外観目視による老朽度合いや周辺への影響に応じて、A、B、C、D の 4 つに分類されております。その程度が低いものから順に言いますと、A が 176 件、B が 279 件、C が 14 件、D が 70 件となっており、1 件は家屋に近づくことができなかつたため、分類不能となっております。これらの調査結果をベースにしまして、現在、空き家対策計画の作成業務を徳島県住宅供給公社に委託契約により進めておりまして、今年度中に作成する予定でございます。また美波町老朽住宅支援事業補助金の交付状況について申し上げますと、平成 25 年度は交付件数が 13 件ございまして、補助交付額が 7,496 千円ございました。平成 26 年度は 8 件で 4,784 千円、平成 27 年度は 10 件で 5,271 千円、平成 28 年度は 4 件で 2,400 千円、計 35 件で補助額 19,951 千円となっております。なお平成 29 年度現在につきましては 1 件交付済みで実施中ございまして、6 件については現在審査中でございます。

次に 2 つ目のご質問の国のガイドラインに沿って進める中で、空き家調査、空き家対策計画の策定、空き家対策計画協議会の立ち上げ等が以前の答弁の中で上げられているけれども、協議会メ

メンバーはどのような人が入るのか、またどのような内容について協議をするのかについてお答えをさせていただきます。今年度中に空き家対策協議会を立ち上げまして、作成しました空き家対策計画を基に空き家の利活用や老朽危険空き家の除却を進めてまいります。空き家対策協議会のメンバーにつきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法の第7条第2項」に、「市町村長のほか、地域住民、議会議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。」とされております。今のところは、具体的なメンバーの選定までには至っておりませんが、県内の市町村の状況を参考に、美波町の実情に応じたメンバー構成にしたいと考えております。また、協議会の協議内容につきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法の第7条第1項」に、「市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができる。」とされております。具体的には、空家等対策計画の作成や「特定空家等」の空き家対策を実施するにあたり、客観性や公平性に基づく措置方針について協議が行われるものと考えております。以上、私からの答弁とさせていただきます。

議長
消防防災課長

消防防災課長

私の方からは3点目のご質問についてお答えをさせていただきます。避難路等の避難誘導灯の整備に関しましては、平成27年度において津波等の自然災害から住民を安全に避難場所へ誘導するために老朽化した誘導灯の灯具を無停電装置付きのLED誘導灯に取り換えるとともに新設した箇所も含め町内全域で63カ所整備をさせていただきます。誘導灯の仕様と致しましては、平常時は商用電源から受電し、夜間停電時は自動で内臓バッテリーからの受電に切り替えられる仕様となっております。また、今年度、県の補助金を活用致しまして整備予定であります避難誘導灯につきましても無停電装置付きのLED誘導灯を新設で町内21カ所の避難路に整備予定としております。今年度の設置個所につきましては、26年度に避難誘導灯設置に関する調査設計をしておりますので、その設計書を基本と致しまして設置を考えております。また、空き家除去やブロック塀等の撤去事業などと併せて避難経路等の確保に努めながら、防犯灯、避難誘導灯の整備も充実させていくことにより、夜間でも住民が安全に避難できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

今後は、自主防災会などとも協議をしながら、住民が避難場所へ安全に避難するために必要な個所につきましては、年次計画で

整備をしていく予定でございます。私の方からは以上でございます。

議 長 総務企画課長

総務企画課長

私の方からは4点目と5点目についてお答えをさせていただきます。美波町移住交流支援センターについては総務企画課を窓口として平成19年10月に設置を致しております。本町の温暖な気候や豊富な地域資源を活かし、まちづくり団体、徳島県等との連携により、移住交流体験を促進し、交流から移住につながる支援体制を構築し、交流及び移住人口の増加を図ることを目的と致しております。また、移住コーディネーターについては移住交流施策が全国的に展開される中、平成25年4月から設置致しており、役割と致しましては移住者等への相談支援、空き家情報の収集及び提供、移住交流支援策の提案や関係機関等の調整、連携、協力体制づくり等となっています。このように移住コーディネーターの役割は移住全般に及ぶことから、連携につきましても様々な形で行っているのが現状でございます。例を挙げるとすれば各種移住フェアへの参加、空き家を含めた町内の案内など移住者の受け入れに関するサポート、移住情報の提供などとなります。実績と致しましては、確認出来る範囲ではございますけれども、地方創生による取り組みが始まりました平成27年度は3世帯6人でありましたけれども、平成28年度は9世帯21人と大きく実績を伸ばしている状況でございます。

次に、空き家再生等推進補助金についてございますが、活用事業の交付状況についてはサテライト関係では株式会社あわえの初音湯の改修及び戎邸の2件ございます。それから町の施設では城山交流拠点施設の改修の1件。それから平成28年度では伊座利の未来を考える会による移住体験施設の改修の1件がございます。現在のところ以上の4件が交付対象となっており、平成29年度の予定はありません。

次に5点目でございますけれども、現在の空き家の登録状況については2件となっております。また、除却の関係となりますが、空き家判定士は町内で2名の方が登録されております。空き家コーディネーターの育成につきましては、徳島県住宅供給公社の主催によりまして平成28年度は県内3箇所で開催されております。現在のところ美波町での登録者はいない状況となっております。今後も空き家判定士及び空き家コーディネーターの講習会は開催されることとなっておりますが、こういったことにつきましては周知に努めさせて頂きたいと思っております。空き家バンク

の充実については、ホームページや広報みなみでも毎月地方創生だよりの中で情報提供を呼びかけているところがございますけれども、登録物件の充実には至っておりません。空き家につきましては、サテライトオフィス事業や移住促進などの様々な取り組みによりまして、需要が高くなってきております。その中で貸してくれる空き家は限られておりまして、また立地条件やトイレがくみ取り式であったり傷みによる修繕が必要であるとかで、時間と費用に係る空き家も多くございます。町と致しましても、出来る限りの努力をしておりますけれども、何分個人の持ち物でございますので、所有者の意思も尊重しながら、個別に丁寧な対応も必要となっております。

今後は、空き家調査結果の活用も含めまして、空き家情報の収集に努めさせて頂きたいと考えておりますので、引き続き空き家の確保についてご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます以上答弁とさせていただきます。

議 長 寺下議員
8 番 議 員

それでは答弁頂きました内容について、再問をさせて頂きたいと思えます。空き家調査に関して4段階に分けて判定士の調査の結果が出ているということだったんですけれども、この4段階A・B・C・Dあると思うんですが、地域的にはどこが多いとか、どのあたりが多いとかいうのでもし分かっていたら、分かる範囲で教えて頂きたいと思えます。それと空き家対策協議会については、周辺の状態も見ながら美波町の实情に応じて地域住民や建築士とか不動産とかも入れて構成して行くという話があったんですけれども、やはりこれも除却と利活用っていう二つの視点が一緒になっているような気がするんですが、これは状況的にいつぐらいを目途に、計画を平成29年度中に策定するという話だったんで、それが終わってからかなあと思うんですけれども、いつぐらいを目途に立ち上げられるのかというところをお伺いします。その空き家対策協議会に関して、最近ではワンストップ体制という言葉がよく使われるんですけれども、除却するにしても移住してきて利活用するにしても行政の担当窓口や関係機関をいくつもさまざまに訪問しなければならないというようなことがないように、ここに行けば全て相談できますよってというようなワンストップ窓口の設置というのは、住民にとっても今後も安心して暮らせるサービスとなるというふうに考えますが、そのような窓口の設置のお考えはあるか、お伺いします。

それから誘導灯については答弁頂きました。防災減災にはひた

すら継続することでしか結果に繋がらないと思いますので、優先順位も付けつつ、将来を担う子ども達が安心して暮らせる環境充実の整備に向けて、今後とも検討実施を継続して頂きたいと思います。それと空家再生の視点からは、補助金の交付状況もお伺いしました。またコーディネーター、移住コーディネーターさんの活動内容についても、また実績についてもお伺いしました。やはり移住というのは、そういう周知であったりとか、その移住したいなあと思う人に情報が届くって言うことがまず第1であると思いますし、まずそのあたりも今後、町と連携しながら取り組んで頂きたいなあと思います。あと、平成28年の12月定例会の一般質問で徳島県版の特区となっています門前町の活性化の分に関して、地方創生の分で基礎調査を行って活用できる空家を選び、活用案と改修計画を行い、最終的には店舗や商社組織への活用に関心があるというふうな答弁を頂いているんですけども、そのあたりその進捗についてお伺いできたらと思います。よろしくお願ひします。

議 長
建設課長

建設課長

お答えさせていただきます。先ほどご質問頂いた中で答弁漏れがございましたので、1点申し上げます。特定空き家に指定された物件につきましては、現在ございません。今後、協議会の中で指定といたしますか、協議をされる予定となっております。それと協議会メンバーにつきましては、先ほど申しましたとおり各分野からの人選というか、選定を考えておりますけども、次期につきましては、計画の策定を年度内にとということで申し上げます。それと並行して協議会をですね、立ち上げていく予定としております。それとワンストップの窓口のご提案でございますが、建設課の方ではこの調査をして協議会を立ち上げて除却の判断等していくということになるんですけども、利活用の方は総務課、総務企画課の方でも検討さしていくということでございますので、窓口を一本化するということでございますけども、これにつきましては、また住民の方々がより利用しやすいような方向で検討させて頂きたいと思っております。

調査の結果どこの地域が多かったかというご質問でございますけども、ちょっと手元に資料がございません。また追ってお知らせさせて頂きたいと思っております。以上でございます。

議 長
産業振興課長

産業振興課長

私の方からは県版特区に関するご質問がございましたので、お答えさせていただきます。手元に資料がございませんので、ちょっと

記憶の中でということでご了解頂きたいんですが、基本的には桜町通りについて調査を進めております。まず現在「発心の会」という地域づくり団体があのでエリアを対象に活用して行こうということを取り組みを進めて頂いているんですけども、そこと連携をしながら基礎的な調査を行って頂きました。貸してもよい、あるいは売ってもよいという空き家につきまして、希望調査を行いまして、それに基づきまして今度、専門化、いわゆる建築事業者になりますけれども、設計者の方に委託をかけたして、若干絞り込んだ中で5個ほどの間取り調査を致しております。その間取り調査に基づきまして、今後につきましてはまた改めて所有者と具体的な協議をしながら、どういう条件であれば本当に使わせてもらえるのか。さらに使わせてもらえるものが出来た段階では、町の方で進めてよいのか、あるいは違うかたちで進めるのがよいのか。そういったことも相談しながら進めて行きたいというふうなことで、徐々にて言いますか、少しずつでありますけれども、取り組みを進めている状況でございます。

議長
8 番 議員

寺下議員

すいません、県版特区についてはこう産業振興課とたぶん総務がこう一緒になっている部分で、私の通告ではちょっと通告よりちょっとはみ出しとうかもしれんのですけど、失礼しました。今、答弁を受けた中で、最初の方の答弁の方でもその移住体験施設、城山とかそういう部分も話があったんですけども、ここ最近移住体験施設やお試しハウスっていうのは県内でもかなり増えてきています。6月13日直近の徳島新聞には海陽町での旧川上小学校の官舎の改修による移住体験施設の整備の記事もありました。平成27年3月定例会には舛田議員も移住者向けシェアハウスを提案されています。県の移住推進のホームページ「住んでみん」だったかな、そのホームページにも各市町村の移住体験施設が提示されています。美波町に関しては南阿波サンラインモビレージと伊座利カフェが掲載されているんですけども、この内容に関してはちょっと更新できないというか、古いのかなあっていうふうにも思うんですけども、県内各自治体においても現在ももっとも増えてきているような気がします。これまでは住むという概念には定住化移住しかなかったけれども、地方と都市と2拠点移住という選択肢も増えて、本町の先進的な取り組みであるデュアルスクールの事例も全国から注目されています。地方と都市の2拠点移住の可能性の拡大、地方と都市の魅力や課題に気づく多面的な考え方のできる人材の育成など、教育による地方創生

にも繋がるということで、期待されている取り組みでもあります。以前にデュアルスクールの事例を取り上げた記事の中で、インパクトのある表現がありました。最近では交通事情、また交通手段の向上が進化して、人は動くものである。人口の概念においても固定されたものから、人口そのものをシェアリングするという発想の転換も可能になってきているというものです。過疎化が急速に進む中で、固定観念を払拭する大きな発想の転換かとも思いますが、空家再生、移住推進の面から暮らしの選択肢を広げることに繋がる2拠点移住の受け皿としての施設等の整備、もちろん空家バンクの充実も含めて今後町としての方針というか、検討されていることがあれば最後にお伺いしたいと思います。

議
町

長 町長

今、議員からご提案がありましたシェアハウス関係につきましては、現実にはサテライトオフィスにおきましても、シェアハウスのような物が足りていないという現場の声をお聞きをしております。また移住交流のいわゆる一般の方についてもお試しハウスのようなものが足りているかどうかというところは、今、詳しく精査しているわけではございませんけれども、今後増えるであろうそういったことに対して、シェアハウスのようなものを今後も建設をしていくというような考え方は持っているところでございますので、また詳しい位置でありますとか、それから大きさ等につきましても機会を見つけてまた皆様方にお示しする機会があるかなあと思っております。

議
8 番 議

長 寺下議員

それでは2問目、南阿波定住自立圏共生ビジョンについて質問致したいと思います。阿南市・那賀町・美波町・牟岐町・海陽町の1市4町については平成28年3月定例会の町長提案の理由において、平成28年度に共生ビジョンを策定し、平成29年度から事業に取り組むとありました。そこで小さく4つに分けて質問致します。まず1点目、新たな共生ビジョンはどのようなものかお伺いします。

次に平成29年3月の阿南市市議会一般質問の内容を見て見ますと、南阿波定住自立圏共生ビジョンについての質問に対して、「現行ビジョンからの継続事業に加え、現役の特性を活かした新たな取り組みも実施する」と答弁されています。新たな取り組みにはどのようなものがあるのか、具体的にお伺いします。

次に定住自立圏構想は中心市を中心に会議等が行われ、連携されると思いますが、現実的に予算や職員、関係市町の人材等、実

施事業実施に向けてのバランス等はどのようになっているのかお伺いします。

最後に新たな共生ビジョンは5ヵ年計画だと思っておりますが、2021年ワールドマスターズゲームズの受入れ等に関しては、1市4町において対策されているのか、具体的に共生ビジョンの事業に上がっているのかお伺いします。以上よろしくお願ひします。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

お答えさせていただきます。南阿波定住自立圏の取り組みについてということでございますけれども、この新たな共生ビジョンについてでございますけれども、定住自立圏の取組につきましては阿南市を中心として美波町及び那賀町で平成28年度まで取り組んで参りましたけれども、平成29年度から制度改正に伴いまして、海部郡の牟岐町・海陽町も加わり進めているところでございます。新たな共生ビジョンである南阿波定住自立圏共生ビジョンにつきましては、前回策定致しておりました共生ビジョンを基本として策定されております。内容としては、地域医療や産業振興、大規模災害時の支援体制の充実などの生活機能の強化に係る分野、道路等交通インフラの整備促進や公共施設の相互利用の促進などの結びつきやネットワークの強化に係る分野、人材育成などの圏域マネジメント能力の強化に係る分野の3つの政策分野に区分致しまして、スポーツ施設相互利用促進事業や職員人材育成事業を初めとする全37事業で構成致しております。また、昨年9月の共生ビジョン策定後に国が定める定住自立圏構想推進要綱が一部改正されまして、より効果的に施策や事業を進めていくための方策として、圏域の中・長期的な将来への人口等の目標数値や取り組み事業ごとに成果指標を設定するなど、共生ビジョンに所要の変更を今年3月に行っております。また、事業を継続的に改善していく仕組みとして、PDCAサイクルを構築し、計画、実行、評価、改善を繰り返し行うこと致しております。

次に新たな取り組みについてでございますけれども、共生ビジョンに基づき取り組む事業につきましては、前回の共生ビジョンからの継続事業が33事業、新たに取り組む事業は4事業となっております。新たに取り組む事業の1つ目は、遍路道等文化財活用観光振興事業で、内容としては地域資源である四国遍路道や霊場に加え周辺の文化財等を観光資源として活用し情報発信を行い観光振興を図るものでございます。2つ目は、産学官連携企業誘致等促進事業で、内容と致しましては農林水産や介護福祉などのテーマを産官学において協議し、広域の地場産業などの創出により

企業誘致、雇用の創出に結びつけるものでございます。3つ目は、婚活支援連携体制整備事業で、内容としては共同で婚活イベントを開催するもので、移住交流の推進の中で取り組んでいたものを改めて項目出しした形となっております。4つ目は、スポーツ大会交流促進事業で、これまで野球のまち阿南推進事業に加えまして、圏域内の特色を活かした各種スポーツ大会等を開催し、交流人口の増加を図るものでございます。

次に3点目の事業実施に向けてのバランス等についてでございますけれども、南阿波定住自立圏共生ビジョンを推進するに当たりましては、阿南市及び各構成町からなる南阿波定住自立圏推進協議会により進めることと致しております。この協議会には、関係市町の広域行政担当部課長からなる幹事会と関係市町の各担当職員からなる担当者部会を設けております。幹事会については、協定や共生ビジョンの協議、調整や圏域全体の取りまとめなどを行っております。実際の事業執行をする担当者部会には阿南市の各部を事務局として、各分野の連携事項の検討、事業化、実施を行うことと致しております。もちろんこの担当者部会と幹事会、協議会全体の運営、調整は阿南市が事務局として行っております。このような体制の中で、各町の現状や予算などの調整を図りながら進めておりますけれども、現実的には、それぞれの市町によって課題や取り組むべき事業の優先度も違うことから事業費の規模の違いはございます。今回、1市4町となり関係町が多くなりまして、その調整等は更に必要になると思っておりますけれども、阿南市を中心として関係町が更に協力体制を強め、取り組むことが必要だと考えております。

4点目のワールドマスターズゲームズの受入れについてでございますけれども、関西ワールドマスターズゲームズについては、徳島県では3市4町が開催地に選ばれまして、南阿波定住自立圏内では那賀町のカヌーのスラロームと美波町のトライアスロン、アクアスロンの競技が実施されます。この大会は、参加者やその関係者、観客など多くの人々が開催地に訪れて頂けるだけでなく、宿泊や観光においても周辺市町村や徳島県に地域経済の活性化が図られると共に知名度の向上にも繋がる絶好の機会となります。この大会の開催に当たっては、徳島県においても県を主体として県内市町村の連携も重要なポイントとなると考えております。このことから、南阿波定住自立圏においても今後、大会に向けての具体的な内容が決められていく上で、圏域として取り組むべき事業については幹事会や各担当者部会で検討されると考えられます。

けれども、最終的には共生ビジョン懇談会の承認を得て進めて行くことになると思っております。以上答弁とさせていただきます。

議 長 寺下議員

8 番 議 員

それでは再問をさせていただきます。まずこの定住自立圏に関してなんですが、6年前の平成23年3月定例会において、阿南市・那賀町・美波町の1市2町の定住自立圏の形成に関する協定締結の時に、私は美波町としてのビジョンが見えず、中心市に予算も人員の限られた中で職員の時間や労力もすり減る心配もあり、また地域の人材も吸収されてしまう可能性もあるのではないかと。また海部郡における本町の立ち位置を考えても、何らかの溝が出来るのではないかとという心配もあり、この協定に関しては賛成できないと反対致しました。反対した以上、その後の定住自立圏共生ビジョンや関連の予算審議についても、本当にこの構想が町民にとってメリットがあるのか注視し、質疑を行い提案もしたいと思いながら今まで来ております。そんな中、昨年、牟岐町・海陽町も加わった時には、海部郡としてもこの広域連携は必要なものであり、本町にとっても必要なものであった、そういう時代になったんだと私自身納得もしたものです。その中で今、お手元に共生ビジョンについては頂いているんですけども、やはりどんなビジョンも先ほどあった新規事業で野球のまちだけでなく、各種スポーツにも協力して行く、もちろん各種スポーツ大会っていうのはうちのトライアスロンであったり、海陽のフルマラソンであったりさまざまあると思うんですけども、やはり人口が減少する中でボランティアの減少っていうのも課題になってきていると思います。そういった中で、やはり広域で連携していけるというのは効果的であると思います。そういうものが事業としてはじまることをやはり広く知られてこそ初めて可能性が広がるというか、次に繋がっていくような気がしますので、やはり周知は早めに周知はして頂きたいと思います。広報みなみにおいても地方創生の特集記事が継続されております。町内それぞれの地域での取り組みも逐次掲載されております。また現在はこの1市4町の定住自立圏内の各市町においても、さまざまな地方創生の取組が行われています。2021年のワールドマスターズに関する、今答弁がありましたが、県南地域の豊かな地域視点を活かして民間とも連携し、新たな観光体験事業にも挑戦できるいいチャンスだと思いますので、そのあたりもし、先ほども答弁あったかと思うんですけども、今後、検討する中でありましたらお伺いしたいと思います。それと前回の共生ビジョンと違って成果指標を付けるように設定

するようになったというお話があったんですけれども、この成果指標ってというのは、どういうものなのか、お伺いしたいともいます。それはそれを使って検証を行うのか、何にこう効果があるのか、そのあたり具体的にお伺いしたいのと、検証を行うもとなるのであれば、その検証がどのように反映されるのか、お伺いしたいと思います。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

お答えさせていただきます。まず成果指標についてでございますけれども、お配りしておりますこの共生ビジョンの23ページから共生、具体的な取り組み内容について書かれている表があると思うんですけれども、23ページであればこの下の表の、下から4行目に評価指標KPIっていう括弧書きで書いてありますけど、これが今回の目標となっております。指標と現状、平成27年度の現状とその次は達成年度と目標のその数値、この23ページについては数値というか、目標の達成の文言となっておりますけれども、次のページとかを開いて頂きますと、医師確保の数値であったり、それぞれの目標の数値が示されております。こういった目標の達成年度はそれぞれ違うんですけれども、それについて先ほど申し上げました各部会であったり幹事会の中で、そういった目標数値の検証を行いながら事業がどれだけ進捗できたかというところを検証しながら、また新たに組み込んで行く。いわゆる先ほどもいいましたけれども、PDAサイクルの元になるものが成果指標ということになりますので、これを目標の今後事業を進めていくというような状況になります。それで先ほど、今回2町加わって1市4町ということで、いろんな可能性っていうのは、議員がおしゃられるように出てくると思いますので、その辺はこれからといいますか、実際に動き出してそれぞれの部会等で話し合いながら、できることは進めていくといったかたちになると思いますので、またよろしくお願い致したいと思います。

議 長
8 番 議 員

寺下議員

評価指標については、説明頂いてよく分かりました。やはり折角ここまで内容を入れて計画したものなので、ぜひそれをひとつひとつクリアして行くっていうことが地域の活性化に繋がると思うんですけれども、これを特記事項にまあ事業費が必要な場合は毎年度の予算による定めるというふうに書かれているので、たぶん年度ごと、検証がどういうふうにするかちょっと分からないんですが、年度ごと追加とか変更っていうのは可能なんではないかと思うんですけれども、先ほどのほの2021年のワールドマスター

ズに関しては、部会や幹事会、最終は懇談会の中で協議されるっ
ていう話が合ったんですけれども、ぜひその懇談会の中で提案し
て頂くというか、そういうことを私の方からはこれ私のお願いな
んですけれども、ぜひこの1市4町の取組の中でそういうことも
合わせて取り組んで頂けたらと強く思いますので、そのあたり今
すぐ答えてもらうのは難しいかもしれんんですけど、答弁頂け
たらと思います。

議
町

長 町長

今の議員の方からご提案して頂きました 2021 年のワールドマ
スターズにつきましては、町の4年後の本当に大きな観光も含め
た契機となる大会かなあと考えております。で、これにつきまし
ては、この共生ビジョンの中にぜひとも入れて頂くというよう
なことで、会の方に申し入れしたいと思います。議員がご心配され
ているっていうのは、予算があって、それが中心市に編重して各
4 町に対して少なくなるんじゃないかって言うようなところがあ
ろうかと思っておりますけれども、この予算措置自体は国の制度の中
で特別交付税でみて頂けるっていうような中で、中心市とそれと中
心市以外の町っていうのは、上限額がもともと違っております。
中心市においては 85,000 千円、各町は 15,000 千円というよう
になっておりますので、その範囲内ではありますけれども、うちの
町にとっても 15,000 千円はすごく大きなお金でございますので、
この中でいけるものについては、やっていきたいなあというふう
に考えているところであります。

議

8 番 議

長 寺下議員

町長からワールドマスターズの件に関しては、力強い答弁を頂
きました。どんな計画も絵に描いた餅に終わらないように、最大
限に活用し、本町の町民が美波町で暮らして良かったと思えるま
ちづくりぜひ活かして頂きたいと思います。以上で私の質問を終
わります。

議

長 以上で寺下議員の一般質問は終了しました。

続いて7番永本議員の一般質問を許可致します。

永本議員

7 番 議

員

失礼します。2点についてお尋ねを致したいと思います。最初
は県南部のDMOこれは観光地域推進法人等という会社を設立する
話でございますが、私たちの住む美波町の当面の課題は何といっ
てもこの人口減少、それに伴う地域経済の低迷。一次産業の衰退、
商工業の廃業、次々と悪循環が加速されてくるわけでありませ
う。この現象を何としてもくい止める為には定住人口を増やす。その

ためにはこの町に住んで頂ける一定の金回り、経済的な問題。そのためには仕事、つまり産業が発展することが必須条件になってくるわけでありませう。この地域に将来展望が持てるのは観光産業、観光客の大幅な増大を諮っていくべきではないか。他山の石ということわざがございますが、県西部では5年ほど前からDMO観光地域推進法人1市3町の官民が参加する一般社団法人「そらの郷」を設立致しまして、活発な観光客誘致を展開して、多大な成果を上げているわけでありませう。ここでは秘境を逆転にとって成功しているわけでありませうが、私どもの住む県南地域では素晴らしい大自然、太平洋に面した美しい海岸、緑の山、大きく開けた空等々、優れた観光資源をそのまま眠らせているわけでありませう。これを何とか活用して行けば四国88カ所巡礼の遍路道とも重ね合せて観光客の増大、ひいては地域経済の活性化に寄与できるのではないかと思うわけでありませう。参考資料を配布させて頂いておりますが、県東部でも来年4月の法人設立を目指して15市町村23の企業団体がこの24日DMO設立準備委員会を立ち上げているようでありませう。残されたのは県南部地域、阿南市・那賀町・海部郡でありませう。高速道路の開設、医療事業の充実、その他もろもろの対策が徳島県の最後尾に回されているのが当地域の実情でありませう。DMO設立について現状はどうか、将来展望は開けるのかどうか、賢明な影治町長のご所見を示して頂ければありがたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長 産業振興課長
産業振興課長 先ず私の方から現状につきまして、説明をさせて頂きたいと思ひます。

議 長 この質問の内容の中で、産業課が直接かかわつとうけん、それに答弁すると。当然、町長も答弁します。
小休します。

(時に 9時53分)

(小休中)

(時に 9時54分)

議 長 再開します。
産業振興課長
産業振興課長 それでは答弁をさせて頂きます。まずDMOということについてでございますけれども、英語で、「Destination Management Organization」または「Destination Marketing Organization」というふうな言葉の略ということで承っておりますけれ

ども、観光のマーケティングや商品開発などを一体的に進める組織のことを指しているというふうに聞いております。現在、政府が薦めておる「日本版DMO」ということにつきまして観光庁のホームページを確認致しましたところ、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人を「日本版DMO」というふうに称しているようでございます。その日本版DMO候補法人というふうなかたちになると思うんですけれども、として登録しているものにつきましては、3種類ございまして、複数の都道府県で組織する「広域連携DMO」、複数の市町村で組織する「地域連携DMO」、そして単独の市町村で組織する「地域DMO」いうのが3つございまして、議員が言われる県西部、あるいは県東部につきましてはその中の1つの「地域連携DMO」に属することになります。

この施策が今までの観光政策と大きく違うという点につきましては、1番目と致しましては稼ぐ観光を実現するため異業種が連携をしていくというところに特徴がございまして、2点目としてマーケティングやプロモーションなど民間の手法を取り入れていくというふうなこと。3点目として目標を定めてPDCAサイクルを繰り返すというふうなことに力点がおかれておりまして、組織を作るということ自体は主目的とは言えません。現在県南部にはすでに広域観光に取り組んでおります組織がいくつかございまして、海部郡3町で取り組んでいる「南阿波よくばり体験推進協議会」がそうですし、阿南市・那賀町・海部郡3町の関係者が参加し、南部総合県民局が事務局的役割を担っております「四国の右下・魅力倍増」推進会議、そして先ほども質問がございましたけれども、牟岐町と海陽町が加わって組織が拡大した「南阿波定住自立圏」がそれに該当しようかと思っております。

これらの活動によりまして、広域観光の下地はある程度出来ているといふふうに感じているところでございますけれども、4月26日に開催されました「四国の右下・魅力倍増」推進会議総会においても、29年度予定事業の中で、議員がご指摘されましたようにDMO組織の検討ということが議題となりまして、「四国の右下」版DMO組織の検討が承認されております。

今後、観光関係者の意識醸成、地域連携DMOの事例調査、「核」となる人材、あるいは組織ですね。そういったものの発掘、ある

いは確保といったことにつきまして、推進会議として随時協議を行いながら取り組んで行くということになっておりまして、この地域連携DMOの調査・研究と併行しながら、美波町としましても、美波町が県南観光の中心地となるべく、各種観光施策の推進に取り組んでいきたいと、このように考えておるのが現状でございます。私の方からは以上でございます。

議
町

長 町長

長 DMO及び県南部の状況につきましては、今、産業振興課長から説明した通りでございます。法人の設立につきましては、まずは勉強会から始まると思いますけれども、私の方から市・町の首長さんに対して提案をしていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

議

7 番 議

長 永本議員

この観光開発によってですね、例えばですよ、今、よくばり体験とかその他は修学旅行を対象ですが、これは一般観光客は世界から観光客を受け入れていこうという構想でありますから、例えば東南アジアから観光客受け入れれば一次産業であるお米を土産物にして提供すると。あるいはまた田植えとかそういう体験活動をしてもらうとか、例えば香港あたりはですね、水が汚くてとてもじゃないけど自然は楽しめないというような状況で、この美波町のようなところへくればですね、本当にびっくりするような環境だというふうに思うんです。そういったことから観光産業が一次産業、その他商工業にまで波及して行くという効果があるので、是非ともこれは進めて頂きたいと思います。この点については質問を終わります。ありがとうございました。

続いて2点目の薬草栽培、薬草（十薬）の栽培については、友人であり3年前から栽培研究に取り組んでおられる小部眞利さんから本年の栽培の状況を10日前にお聞きした結果を報告致しますと、第1回目の収穫が5aで生のままで井川の工場まで運んで金額にして約200千円であったと聞いております。10aに換算致しますと400千円になりますから、小部さんの話しでは年2回天候の悪いような年ではなるべく刈る回数を早くして3回刈った方がいいとかいうようなことで、あくまでも単純計算であります。10aあたり800千円から1,000千円の収益が得られるのではないかと。これはもちろんあくまでも単純計算なわけですが、3年間実施してこられた小部さんがそういうふうに言っておられるんだから間違いはないと思うわけでございます。町としては数々の実証実験を重ねて来られたわけですので、その現状と将来

展望があるとすれば報告を頂ければありがたいと思います。よろしくお願い致します。

議長
産業振興課長

産業振興課長

それではドクダミの関係につきましてお答えをさせていただきます。このことにつきましては、平成 27 年 6 月議会の議案審議の中で、農業振興費の費目に関連づけた質問として、議員の方からご提案を頂いたというのが始めてであったと記憶致しております。その際、納品先として想定しておりました東みよし町の生薬会社を農協と共に訪問して、薬草の十薬と言うことではなくて、健康食品のドクダミとしての栽培と納品についての留意点等を協議したことや、当時取り組んでいた育苗の状況を答弁させて頂いております。その後、町からは諸般の報告で経過を適宜報告させて頂く一方、議員からの一般質問などでもその都度状況を説明させて頂いております。

先日の諸般の報告では植え付けから 3 年目になります恵比須浜字田井の実験圃場できれいに生えそろうたものを収穫し、天日乾燥したドクダミを生薬会社へ近々納品予定である旨の報告を致しておりました。その後昨日でございますけれども、農協と役場職員でトラックに積み込んで東みよし町の小川生薬本社に納品致しておしまして、それが量的には袋に致しまして 22 袋、合計 126.5 kg ございました。キロ当たり昨年同様の 800 円で引き取って頂いております、現金で 101,200 円を受け取っております。この受け取った金額から、運送にかかる経費と農協の取り扱い手数料等の 3%に相当する額を差し引いて、生産者に対してお支払する。これ生産につきましては、荷造りまでが含まれておりますので、刈り取り、育苗ハウスでの乾燥、袋詰めと、そういった手間賃として生産者にお支払いするということになるんですけれども、作付面積が 2 a ございました。これを単純に単収に換算して粗収入と致しますと、506 千円という結果でございました。先ほど小部さんの方の紹介も頂きましたけれども、非常に良い結果でございます。2 回刈れるというふうなことで、一応もともと打ち合わせしておりますので、単純に倍数で 1,000 千円とあるんですが、そこまでは難しいだろうと思うんですけれども、かなりこう期待が出来る成果であるということにつきましては、間違いがないと思っております。

今後の方針についてでございますけれども、当面の作付け目標面積を 5 反 (50 a) と致しまして、秋口から作付け希望者を農協で募る予定と致しております。一方ですね、田井字中谷の方で実

は昨年秋に定植したっていうんもあったんですけども、そちらにつきましては、生育が悪くて今期の出荷に至っていないというふうな状況もございます。これどうしても日当たりの関係、あるいは水の関係っていったことがあるだろうと思うんですけども、作付けに適する土地かどうか、そういったことが重要になってまいりますので、そういった相談会でありますとか栽培講習会なども行いながら、恵比須浜田井の試験圃場脇の育苗畑及び昨年秋冬に設けました木岐奥の育苗畑の種苗を可能な範囲で、希望者に徐々に配布していくというふうなかたちで普及を進めて参りたいと思っておりますのでございます。

農協としましては、乾燥については以前に補助を行って整備した育苗ハウスでの天日乾燥を含めて栽培から袋詰めまでを生産者に担ってもらい、取扱手数料 3%と実費を受け取るというふうな前提で納品と精算にかかる業務については農協が担っていくというふうなかたちでの流れを想定しているようでございます。普及が進んで行きますと、ドクダミ生産部会というふうなかたちの部会が誕生して行くっていうことにもなろうかと思っておりますが、そういうふうなことで着実に進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議 長
7 番 議 員

永本議員

町長あのね、話によりますと牟岐町の方も町長が先頭に立って特産地化を進めたいというような話を聞きました。それから小部さんに聞きました話が、3年にもなるのに契約書がないというんで、どういうわけなんかと思って確かめてみたんですね。そうすると小部さんとはの小川生薬の今は会長になっておられるんですかね、その方とはモラルジー活動を通じて40年来のお友達というようなことだったという。それは恐らく知らなんだんで、不思議に思ったんですが、そういう関係の人脈があるとすればですよ、非常に有利なんではないかなあと思うわけでございますので、だいたいの見通しがありそうな気がするんですね、町長筆頭にひとつぜひともこれ今、疲弊しつつある農業ですね、喝を入れてもらいたいと思っておりますので、よろしく願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議 長

以上で永本議員の一般質問は終了しました。
小休します。

(時に 10時07分)

(小休中)

(時に 10時25分)

議長 再開します。

続いて4番北山議員の一般質問を許可致します。

北山議員

4番議員 それでは一般質問をします。今回の質問は大きく固定資産税についてと、武力災害への対応の2点についてお聞きします。第1固定資産税について、5月16日の徳島新聞に徳島市固定資産税で過誤徴収という記事が掲載されました。徳島新聞にです。要するに徳島市がたくさんの市民の固定資産税を何年間も取り過ぎていたということです。美波町では大丈夫かと思う住民はたくさんいると思います。町としても新聞を見て、本町では間違いはないのか、確認したと思いますが、その実態を話して下さい。また本町においても過去に時々固定資産の評価にミスがあり、過誤徴収分を返還したり、評価替えを行った事例があります。そこで住民の信頼と安心を保つために税務の正確性と透明性を記して、固定資産評価委員制度と過誤の補てん金支給規則についてお聞きします。一つ美波町税条例では「固定資産評価員の設置として、固定資産評価員の数は1人とする」とありますが、その仕事についてなにもありません。やるべき仕事を具体的に上げておいた方がよいと思いますが、税務課長の所見をお聞かせ下さい。2つ、過誤の補てん金規則では前町長の時に課題や内容について議論しましたが、今も変わっていない。そこでこの規則の表題として町は過誤の間違って収めたと書き、徳島新聞は過誤徴収、間違って取り立てたと書いている。どちらの表現が事実によく正しいと思われるのか、お聞かせを願いたいと思います。

議長 副町長

副町長 本来ですと別宮税務課長が北山議員の一般質問にお答えをするところでございますけども、課長が病欠ということであること。それと今回質問を頂いた内容がですね、私が税務保険課長をしていた時期に北山議員とやり取りを行った内容であるということ踏まえまして、私の方から答弁させて頂けたらと思いますので、ご了承願います。

まず1点目の固定資産評価員はどのような仕事をするのかについてでございますけども、これにつきましては平成21年6月議会の一般質問において、北山議員より固定資産評価員の設置についてというご質問を頂きまして、その際お答えをさせて頂いておりますし、私が固定資産評価員に選任をされた時の平成21年9月議会の議案審議での議員からのご質問があった際にもお答えをさせて頂いておりますので、繰り返しになりますけども、地方税法第

404条第1項におきまして、「市町村長の指揮を受けて、固定資産を定期的に評価し、かつ市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に固定資産評価員を設置する」というふうに規定されておるのは、議員もご承知のことと思います。そして第2項では「固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て選任する」というふうに規定をされております。この規定の前段にありますように、固定資産評価員は総務大臣が示す固定資産評価基準に基づき本町にございます土地家屋について、実地調査等に基づいて適正な固定資産の評価を行うことをございます。続いて2点目の美波町過誤の補てん金支給規則についてございますけども、この規則の制定するにいたるまでの間、議員から一般質問でのやり取りを行いまして、その都度答弁を致してきたところでもございますが、それを踏まえまして規則を制定をさして頂き、平成21年4月から施行を致したところをございます。この規則の内容につきましては、先ほども申し上げましたように、これまでも議員とやり取りをしてきたとことでもございますので、議員も良くご承知のことと思いますけども、ご質問にあります「前町長時に表題について議題したが、今も変わっていない。町は過誤納、徳島新聞は過誤徴収と書いており、事実に近いのはどちらの表現が正しいと思うのか」ということをございますけども、結論から申し上げまして、どちらの表現も正しいのではないかと考えております。用語の使用例を申し上げますと、法令上で用いられる「過誤納」というのは、概ね公租公課等、国地方公共団体に対する国民の金銭債務の履行に関する場合に限られるとされております。このため、「美波町過誤納補てん金支給規則」で表記している「過誤納」とは、規則の第1条の目的であります「瑕疵ある賦課決定に基づき納付又は納入された固定資産税若しくは国民健康保険税」に係る過誤納を指すものでございます。また、「過誤徴収」についての意味、これ私インターネットの方でちょっと検索を致しましたけども、「過誤徴収」という熟語は見つからず、「過誤」と「徴収」というふうに別々の単語として説明されておりまして、これらは合わせて「過誤徴収」を用いた表現ていうのは、直接的なずれはございませんでした。従いまして、徳島新聞がどのような意図でこの言葉を見出しに使用したか分かりません。議員からは、「事実に近いのはどちらの表現が正しいと思うか。」というお尋ねですが、どちらもそれぞれの事実に基づいた表現と思いますので、先ほど結論として申し上げましたように、どちらの表現も

正しいというふうに考えます。

また、「美波町過誤納補てん金支給規則」の表題について議論したが今も変わっていないとのご指摘でございましたけども、議員が言う表題が規則の名称を指しているのですでしたら、当時、表題について議論した記憶はなく、第1条の目的について議論したというふうに記憶をしております。その結果と致しまして、この規則を制定後、施行後ではありましたけども、平成21年8月31日付で規則の一部を改正致しまして、「第1条の目的に納税者の不利益を補てんし、もって税負担の公平と税務行政に対する信頼を確保すること」という文言を追加致しまして、同年の9月1日から施行を致しまして、現在に至っているというふうに認識をしております。以上、答弁と致します。

議長
4 番 議員

北山議員

再問を致したいと思えます。まず答弁がなかったのが、答弁漏れを指摘しておきます。まず当然町の方も新聞を見られて本町では間違いはなかったのか。当然確認はされたと思うんですが、その実情については、実態ですか、実態については答弁がなかったのが、そこらあたりをお聞かせを願いたいと思えます。

それから固定資産評価員の仕事について、言われておりましたが、2点ぐらいの仕事の答弁だったやに思えます。私が思うのに、固定資産評価員の仕事については、固定資産の状況を毎年少なくとも1回実地調査する。それから実態調査に基づいて毎年1月1日現在における時価により固定資産の評価をする。それからその評価の元に評価調書を作成し、町長に提出する。それから新たに評価する必要がある時は、固定資産の評価をする。それから固定資産の評価に関して必要な調査を及び資料の収集をする。私が思うのにこの5点が評価員の仕事のように思うんですが、副町長の答弁では実地調査と固定資産の評価というような、そういう答弁であったやに思うんですが、そこらどうなのか。再度答弁を頂きたいと思えます。

それから過誤の補てん金規則の表題についてですが、私の記憶では表題について質問のやり取りをしたように思うんですが、目的でのやり取りだったというように、私はそのように思ったんでこういう質問をさして頂いたんです。そしてこの事実に近い、両方とも正しいんだというような答弁がありましたけども、これ納税者にとってこれは前の質問した時にもそういう話をしましたが、納税者にとって固定資産について町が評価をして、そして町が課税をして、そして町が取り立てる。そんな中で規則にも書かれてお

りますように、瑕疵がある賦課決定に基づいてというような、間違いって言うんですか、ミスっていうか、瑕疵があって賦課を町が決定して、そして徴収、取り立てをすると。そういうことになれば、先ほど副町長はどういう意図をもって徳新がこういう表現にしたかというような話をされましたが、私は間違っって町が徴収した。間違っって納税者が納めたんではないと私は考えます。そういうことからして、実態に近いというのは、やはり過誤に徴収されたっっていうんが一番のこう実態に近い表現でないかなあと、私はそのように思いますけど。副町長の考えを再度お聞かせを願いたいと思います。

議
副

町

長 副町長

再度、再問について私の方からお答えをさせて頂きたいと思えます。この徳新の記事を見てですね、町の課税は大丈夫だったのかというようなことでございますけども、本町の場合5月が固定資産税の納期になっておりまして、5月の連休明けにですね、納付証を納税通知書を送付をさせて頂いたところでございます。課税につきましては、誤りのないよう万全をきしているところでございまして、本来誤りがあってはならないという当然のこととございまして、その後ですね、やっぱり何万筆ある固定資産の評価になりますので、若干申出、納税者の方からですね、問い合わせなり申出等ございますので、それは適切に対応をさせて頂いているというふうに思っております。

それと固定資産の評価員の仕事っていうか業務の内容ですね、それについて私の方の答弁では、足りないのではないかというふうなことであったかなあとと思うんですけども、この固定資産評価員の職務ですけども、必要と認める場合は固定資産評価補助員を選任をして、これに固定資産評価の職務を補助させることが出来るというのが議員もご存じかとは思いますが、これ地方税法に規定をされております。それで本町では税務課の固定資産税担当職員を評価補助員ということで選任を致しておりまして、実務に当たらせているというふうなことになります。その内容については先ほど議員からもございましたように、評価調書の作成であるとか、新たに実地調査を行うとか、必要な調査ですね、それを行うというようなことに、行っております。それからその実地調査についてですけども、以前から議員からその内容についてですね、お尋ねもあるところではあったんですけども、毎年固定資産税は1月1日における現況によって評価された価格、これが適正な時価となりますけども、基づいて課税をするということとご

ざいます。この評価された固定資産の価格を毎年3月31日までに決定をしなければならないというふうにされておまして、その期間について1月1日から3月31日というふうに短時日の期間で評価をしなければならないというようなこともございます。従ってその細部にわたって調査を行うというようなことについては、極めて困難な仕事であるというふうに言われており、評価事務上の期間的な制約、こういうことを考慮して実地調査については、全部の資産に細部のいちいちにまでわたって行わなくとも、その状況を知り得る程度に行われれば足るというふうにも解されております。例えば、先ほど議員もおっしゃったと思うんですけども、土地の現況の変化、例えば、農地から宅地に評価、宅地としてですね、変わった場合について実地調査を行うというようなことを行うということだけでも、その法で求める要請は満たされるというふうにもされております。また、こういうようなことについては、行政実例でもそういうことが、通達がされております。具体的には本町の場合ですけども、先ほどちょっと触れましたが、登記済み通知書によります地目の変更があったというような場合については現地へ赴いて確認を致しております。それから家屋評価の時には当然納税者宅を訪問するわけですけども、その際の町内巡視によって現地の確認にでありますとか、定期的に徴収とか回る場合の町内の巡視をしているというようなこと。それから本人から申し出があった場合によつての現地確認、実地調査等も行っております。それからこれ毎年ではございませんけども、航空写真等を更新するっていう時期がございます。そういう時には新旧対照によって現地の確認を行なっております。それと宅地の基準地でありますとか、標準地については、これについては毎年1月1日現在が基準となるというようなこともあるんで、その現況は確認を致しております。

それと言葉ですね、言葉につきましては、それぞれの状況に応じ使用しているというふうに私は認識をしております。以上です。

議長
4 番 議員

北山議員

今、るる副町長から答弁を頂きました。再度こう分かりにくいんですが、実際新聞を見て本町では間違いがないのかと、そういうんを思わなんだということですかね。万全を期しているからとか、申出に基づいてっていうような、そういう話だけで実際どうなんですか。ほういうこう調査をやろうっていう気は起らなだんですかね。やっぱり新聞でほういう徳島市にほういう事例が出たらうちではいけるんか、当然副町長はね、美波町ではトップ2に

おいでる方なんで、そういうんをやれっていうようなこと、指示される立場にあるとは思いますが、そういうことをやったのかどうか。私も新聞を見て美波町いけるんかなあ、住民の方もそういう感じは起きたと思います。それからそこらについて再度どうなのか、ないんであればまたこれからでもやるべきでないかなあと思いますんで、そこらのあたりの答弁をお願いします。

それから固定資産評価員、地方税法をもとにこう答弁をされておりますが、やはり過去にいろんなこう評価ミスとかの過誤徴収とかいうことがあったわけなんで、やはり正確性を記す、透明性を記す、という観点からすれば、やはりきちっと評価員はどういうことをするのか、これははっきりさして私の質問でもいろんな答弁、最初は2つぐらいのお答えだったんがずんずんずんずん増えてくるというような、ほういうかたちではやはりちょっとおかしいと思いますよ。そこでやっぱりね、行政っていうんはきちっとやっぱり法律に基づいて動いていくところと私は認識をしております。そうであるならば、美波町の税条例の中に評価員を一人置くと、設置するということになるんであれば、評価員はこういう仕事をしますよと、いうことをきちっとやっぱり明記すべきと私は思います。誰が見ても評価員はこういう仕事をするんだなあ、いちいちこういう場で一般質問を何回もこうやるんでなしに、これは評価員っていうんは誰が見てもこういう仕事をしてくれるんだなあ、というようなことのためにもやはり明文化さすべきと思います。そこらあたり再度お答えを下さい。

それから実地調査はなかなか難しいというような、ほういう話もありました。それから私が言うた中で評価調書を作成して、町長に提出する。これは評価員のこう一番重要な私、仕事だと思います。そこでこの評価調書、昨年は何件ぐらい町長に上げられたのか、お聞かせを願いたいと思います。できることであれば過去3年間ぐらいの上げた件数を教えて頂ければと思います。それとその実地調査がどれだけされたのか。そこらあたりも教えて頂ければと思います。

それから表記の問題ですが、これはその時々でというような、そういう答弁であったように私思うんですが、私は何回こう答弁を聞かして頂いても、これは基本的に何回も言いますが、これ固定資産税については町が評価をして、町が課税をして、町が取り立てをすると、納税者は何にもできんのんですよね。そういうことからしたら、納税者が納めるっていう過誤納っていうんは、実態にはあってないように私思いますよ。これもあの当時に聞か

して頂いたことなんですが、この10条についても不正な手段により返還金の支払いを受けるっていうくだりがあります。これの不正な、納税者がどんなかたちでこう不正な請求を受けられるのか。私何回見ても納得いかんのんですよね、あのとき副町長もそういうんはまれな話、少ないってというような、そういう話もあったように私記憶するんですが、少ないとかいう問題でなしに、こいうんあり得ないと私は感じますよ。納税者なんにもできんのんですからね、全て町がやるわけでしょ、そんな中でミスがあって間違ごうた。これをどういうふうに不正に支払いを受けることが出来るのか、何度考えても納得がいかんのんですよ。そこらあたりも全くこうあの時変更するについては、また終わってから変更することをするかしないかかな、また終わってから検討しますとかいうような、そういう答弁も前の副町長からそういう答弁があったやに思うんですが、そういうことも含めて今現在まで全くこう変更、一部途中、目的で変更されたってというような話なんですが、一番私が聞いたかったことについては、どんなこう検討をされたのか。そこらあたりも私わかりませんので、そこらあたりもできたら答弁願えたらと思うんで、よろしくお願い致します。

議 副 町 長

長 副町長

再問の件ですけども、まず徳新の記事を見てどう思ったのか、ちょっと私の言葉足らずだったかと思えます。それについては私も担当するものと、また副町長という立場もございまして、町の方でそういう誤りがないのかということにつきましては、税務課担当課の方にすぐ確認に行きました。ただ先ほどちょっと申し上げたんですけども、固定資産につきましては5月の連休明けですかね、上旬に納付書送っているというようなことございまして、一応正しいという前提のもとに送っております。先ほど申し上げたように納税者等から問い合わせ等があれば、それについて真摯に対応させて頂くという趣旨でございまして。それとこれとは直接的ではないですけども、よく新聞にこの外にですね、住民税の個人番号の関係で誤ったご送付があったというような記事も同時期に出たかと思うんですけども、当然それにつきましても担当者の方にうちは大丈夫なのかというようなことは確認して大丈夫ですというようなことを受けておりまして、これも5月の始めだったと思うんです。特別徴収については、事業所等からその誤りがあったというような、誤りはなかったというふうに報告を受けております。

あと第10条の関係で不正な手段というふうなことが理解でき

ないということだったかと思うんですけども、これについてはいろんなケースを想定しているということで以前もお答えさして頂いていると思います。その考えについては今も変わっておりません。

評価調書でございます、それと実態調査の件数とかもおっしゃたかと思うんですけど、ちょっとそれについての詳細に件数、今のところは把握っていうか、資料を持っておりませんので、お答えはしかねるんですけども、家屋の評価調書の評価の件数については資料を持っておりますので、お答えをさして頂けたらと思います。家屋については木造家屋、非木造家屋とございます。そして1月1日が基準ということでございますので、28年1月1日から28年12月31日までに新築あるいは増築をされた件数をそれぞれ実地に評価を致しまして、価格を決定し、町長に報告するというようなことの流れになります。具体的には木造家屋で新築が17件、増築が1件、非木造家屋が新築が4件、増築が1件というふうな件数でございます。以上です。

議長
4 番 議員

長 北山議員

もう最後になるんですが、確認についてです。5月だから正しいということを出したと、住民から問い合わせが来なかったからいけるんだというように思ったというような、そういう答弁だったように思うんですが、これ正しいと思った。常に税務課は正しいと思ってやっているわけでしょ。そんな中でミスがあるんですよ、それをきちっとやっぱり調査をしていくなり、そういうことなんで、今副町長がおっしゃるような正しいと思って住民から言うて来なかったからもうそのまま正しんだっていうような、そういう答弁はちょっとおかしいように思いますよ。やはり他市町村でそういう問題が起きたらある程度チェックをするようなことをやっていかなければ、5月で出したんであればそれ以降でも、そういう調査は常にやっていくべきだと思いますんで、そこらは今後もやって頂きたいと思います。そうでなければ町民の信頼っていうんは取り返せないと思いますよ。やはり今までこうミスがあった方については、やはり常におかしんではないかっていうようなこと。そういう目線でやっぱり行政の方を見ていると思いますんで、そこら十分考えて対処して頂きたいと思います。

それと先ほどから何回も言いますが、やはり正確性と透明性、これを上げるためには評価員の仕事、これはきちっとやっぱり明記するべきだと思います。行政は法律に基づいてきちっと動いていくべきもんでありますんで、他の地方税法をするとか、いろいろ

答弁ではそういうことをおっしゃりますが、やっぱり美波町ではこうするんだということをきちっとやっぱり明記するべきと思いますんで、そこらのあたりもやって頂きたいと思います。

それと過誤の補てん金規則につきましては、10条いろんなケースを考えとんだというような、今もそういう考え方なんだというような、そういう答弁だったと思いますけど、いろんなケースがあるんであれば、どんなケースが考えられるのか、それをはっきり言うて頂いたら私もああなるほど、こういうケースがあるんだなっていうのが分かるんですけど。あの時と同じ答弁が今同じ答弁として返って来とんですよ。その間何にもこう検討されていろんなケースがこういうもんがあるんだということが返ってきてないじゃないですか。ないということはやはりそのケースはないんだなああと、ほう理解せざるを得んと思うんですよ。いろんなケースがあるんであれば、きちっとそのケースを具体的に説明をして頂きたいと思います。最後はこれ3問以上になりますんで、こういうことを今後やって下さいということで要望として次回のまた質問で聞かして頂きたいと思いますんで、よろしくお願いします。答弁があるもんは答弁して頂いて結構です。

議 長
副 町 長

副町長

1点だけちょっと補足といいますか、ちょっと言葉足らずの点があったんで、ほこだけ追加をさして頂いときます。正確性をきさないけないというのは当然でございまして、これを受けて正しいっていうんは当然思っ出て出しているんですけども、その後何もしなかったかというようなことやったと思うんですけども、当然それについてはですね、固定資産について今後誤りがないであるとか、各筆がどうであるとかいうようなことについて具体的なことについては確認作業をするようになっていうんは指示をしております。これについては答弁漏れでした。

議 長
4 番 議 員

北山議員

それでは第2点目について質問をさして頂きます。5月25日美波町自主防災会連合会総会において弾道ミサイル落下時の行動についてというチラシが1枚皆さんによく知らせておいて下さいと言うことがを添えて配られました。町が町民の命を守るために講じた施策であると思いますが、あまりにも軽々しい措置であったと思いました。おそらくチラシの趣旨は町民には十分伝わってないと思います。北朝鮮の状況から危険度が増してきたとの国の判断からの施策と思いますが、末端の国民には全く伝わっていないのが現実だと思います。例え切迫感がないにしても、人命にかか

わる問題であります。町民 1 人一人に確実に伝わる手段を講じるべきだと思いますが、町長の所見をお聞かせ下さい。また国の施策を待つまでもなく、町には既に平成 19 年に策定した美波町国民保護計画なるものが存在します。この計画によって、北のミサイル対策を講じるべきだと考えますが、危機管理プロジェクトではこの問題をどのように考え、どのような備えを講じているのか、実情をお聞かせ下さい。

議 長
消防防災課長

消防防災課長

それではただ今のご質問に関しまして、私の方から答弁をさせていただきます。まず 1 点目の住民への周知は町民 1 人一人に確実に伝わる手段を講じるべきでないかというご質問に関してでございますが、北朝鮮による各種ミサイルの発射実験に伴う危機的状況は現在も続いており、国民にとりましては脅威となっております。そうした武力攻撃から国民の生命、身体、財産を守り国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小限にすることを目的とした国民保護法に基づき、内閣府や消防庁から「弾道ミサイル落下時の行動について」の避難行動等の情報がございましたので、去る 5 月 25 日に開催を致しました美波町自主防災会連合会総会の中でもご説明させて頂いたとおりでございますが、6 月号の広報みなみにその内容について掲載する旨のご説明と各自主防災会の会長さんに周知についてお願いをさせて頂いたところでございます。

住民への周知という観点におきましては、町の広報誌であります「広報みなみ」による掲載にて周知をさせて頂いていると思っておりますので、ご了解を頂けたらと思います。

それから 2 点目の平成 19 年に策定された美波町国民保護計画についてでございますが、美波町国民保護計画は武力攻撃や大規模なテロ等から国民の生命、身体及び財産を守るため、国民の避難、救援、武力攻撃に伴う被害を最小限化する等の対策を的確かつ迅速に実施することを目的として作成しております。美波町国民保護計画が対象とする事態と致しまして、武力攻撃事態と緊急対処事態があり、武力攻撃事態として想定される事態の中に弾道ミサイル攻撃に関する事態なども想定されています。発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合には、Jアラートを活用して防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージが流れますので、住民の皆様には直ちに屋内等に避難をして頂くこととなります。ミサイルが発射された場合の対応として、去る 4 月 26 日に開催致しました危機管理プロジェクト幹事会において、「北朝鮮ミサイル発射時の対応について」協議も行っておりま

すので、町と致しましても危機感を持った対応を取っておると考えております。以上でございます。

議長
4 番 議員

北山議員
再問をさせていただきます。町民 1 人一人に確実に伝わる手段についてですが、先日の自主防災会連合会で広報に載るといような説明をしたといような、そういう説明だったように思いますが、やはりそれでいいのかっていう感じがします。この私も頂いておりますこの美波町国民保護計画、これの 39 ページですか、国民保護に関する啓発、啓発方法として住民に対し広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等のさまざまな媒体を活用して、啓発するというんをこの中で町は決めておるじゃないですか。広報だけに載したらそれでいいっていような、そして自主防の連合会の総会でチラシを配って住民に言うて下さいっていうたらいっていうもんじゃないじゃないですか。やはり先ほども言いましたように、住民 1 人一人に確実に届く手立て、そのためにはさまざまな媒体を活用して啓発すると。これは町自身がそう言うとんですよ。であるならばやはり出来るだけそういう手立てを講じて頂きたい。自分たちが決め取って、自分たちがやらないっていうん、そういう話はないじゃないですか。そういうことを確実に出来るように履行して頂きたいと思えます。それからミサイルが来たときには J アラートのメッセージが鳴るといような、そういう話がありましたが、この中には J アラートが鳴るっていうくだりはないですよ、ないように思いましたけどありますか。それから先ほど日にちは何日だったんかちょっとよう聞き洩らしたんですが、危機管理プロジェクトの幹事会で協議がされた、十分やっているんだといような、そういう答弁だったやに思うんですが、その中の協議内容を教えて頂きたいと思えます。それとこれ平成 19 年に策定されて、今 29 年ですよ、もう 10 年も経つとんですよ。これ私、チラシを頂いてからどういもんかなあ、これ持ってなかったもんでこれを手に入れたくていろいろ四苦八苦したんです。町のホームページで掲載してますといようなかたちがあったんで、町のホームページも見ましたが、私この計画書までに私の能力不足かどうかは分からんのですが、行きあたらなかったんです。そんな中で分かったのが、広報みなみのこれ 7 ページですか、ここにこれだけに行きあたったんです。この中には美波町役場ホームページ上で公表していますっていうんと、閲覧を希望される方は消防防災課及び支所に置いてありますのでいような、そういう話がありました。支所の方に電話をしたら「ほれ

ってなんですか」みたいな話で、「こういうんがホームページに載とったよ」っていうたら、「ちょっと待って下さい、探してみます」ということで、頂いたんですけどね。そんなような状況なんですよ。やはり幹事会、危機管理プロジェクトの幹事会で協議がされて、できるだけことはやっとならうというのであれば、どういうことが協議をされて、今後これ自体を10年経つとんで使えんところもある可能性もあるんですよ。いろんなことでこれ当初予算だったんですか、美波町の地域防災計画の見直しをしますよ、これ1年前か何年前だったんですか、そんな古い話ではないと思うんが今年の当初予算でまた見直しをするというような、それから「美波町国土強靱化計画を策定できましたよ」っていう中で、これはそのまま10年間ほったらかしっていうたら語弊がありますが、みんなの頭の中から忘れられておったんじゃないかなあ。そういう感じがしますんで、その幹事会の内容について教えて頂きたいのと、今後この中でやはり対策、ミサイルについての対策を講じて行かなければいけないと思いますんで、そこらあたりどのように考えているのか、お聞かせを願いたいと思います。

議 副 町 長

副町長 今の再問の件、危機管理プロジェクトの幹事をしていて、管理監をしているというようなことで、私の方から答弁をさせて頂けたらと思います。先ほどありました課長の方から申し上げたように4月26日に幹事会は開催をしたところでございます。丁度その当時なんですけども、北朝鮮の方がミサイル発射をやっているという時期でございまして、どこへ飛んでくるかわからないというような状況で、住民に周知をして欲しいというような国・県の方からの依頼文章等もございまして、その幹事会を行うにあたって、まず住民に対して町内放送やったと思うんですけど、ちょっと今原稿持ってないんであれなんですけど、町内放送をして注意喚起をまず諮らせて頂いております。その後ですね、これに対してどのように取り組んで行くかというようなことについての体制をどうするかというような協議を行いまして、通常災害対策、大雨とか洪水とか台風の時取る対応があるんですけども、それで一番上の上位の配備であります3号体制、いわゆる災害対策本部を立ち上げるというようなことで周知を図っております。今後またあれば、そういうような体制をとって対応をしていくという確認をしたところでございます。それと今後ですね、先ほど議員さんのあったように、国民保護計画について認知が薄いのではないかなというようなこともあったので、その点につきましても再度で

すね、職員の方にでもですね、周知を徹底を図っていききたいというふうには思います。あと10年経ってるので内容が変わった部分があるんでないかということなんで、確かにその通りだと思います。極端に言えば先ほど申し上げた体制についてですけども、組織変更によってここに書かれている課名、課の名前ですね、変更になったり廃止縮小になったっていうところも部署もございませぬ。だからそういう点も含めましてですね、これについても見直し等については早急におこないたいと。それとJアラートについては最近の制度のことで当然この段階ではまだなかったというようなことで、記載はされておられませんので、そういうようなことも含めましてですね、10年という時間が経過しているという中で変更が必要になってきた部分ていうのは充分あるというふうに私も認識を致しておりますので、今後中身をですね、精査をして見直しについて検討してまいりたいというふうに思います。以上答弁させていただきます。

議 長 北山議員
4 番 議 員

今、副町長から美波町国民保護計画については、見直しをするというような答弁を頂きましたんで、その見直しのできるのを心待ちにしております。もう少し言っておきたいんですが4月26日に幹事会を開いて、これは国の方からの指導があったというような、そういう話だろうと思います。住民に対しては放送で周知をしたというような答弁だったように思います。実際にミサイルが到着した時の初動対処とかそういうことについて、放送とか先日の自主防の連合会の総会、そこで紙に書いたものをただ渡すってことだけで済むとは私は思えんのですよね。今後やっぱり実際に訓練すること、そういうこともやっぱりその訓練の意義っていうんをやっぱり充分こう考えて頂いて、そこらあたりもやはり検討してこの中身に入れていくべきではないのかなあ。それからこの中でも少し触れられておりますが、学校等でいろんな災害についての避難訓練等も行っておりますが、その中にやはり武力災害っていうことも中にはめて、自分の身は自分で守るということで、身の守り方や初動対処を盛り込むべきだと思いますんで、今後の見直しについてはそういうことも含めて、早急にそれもやっぱり時間かけるんでなしに、早急にやっぱりこれやっていかなければ、今あれだけやっぱりマスコミで騒がれておる時期でありますんで、やっぱりそういうことの注意喚起を住民にするっていうことは、これは見直してそういうことをいろんな媒体で住民に知らせるといいうことが、やっぱり住民の意識の向上に繋がって

くんだりうと思ひますんでそこらも含めてありとあらゆる角度から検討をして頂きたいと思ひますんで、どうぞよろしくお願ひを致しまして、私の質問は終わります。

議 長 以上で北山議員の一般質問は終了しました。
時間の都合で小休します。
(時に 11時18分)

(小休中)

(時に 14時00分)

議 長 再開します。
続いて9番戎野議員の一般質問を許可致します。
戎野議員

9 番 議 員 私の質問は2点で高台構想、それと公共下水の見直し、いわゆる変更等についての質問であります。

まず始めに高台整備事業のサンクス裏山の高台から道の駅南西側の高台への変更についてお尋ねしてまいりたいと思ひます。これまでサンクスの裏山の高台整備事業へのいわゆる設計調査費が昨年でも42,000千円ですかね、以前を含めて多く支出されてきておりますが、一体合計はいくらになっているのかということをお聞かしておきたいと思ひます。そしてその調査の報告の結果についてお尋ねして行きたいと思ひます。まず1つは造成地取得の為に山林その他の土地取得費が合計いくら支出の予定であったのか、いくらで購入しようとしたのかを明らかにして頂きたい。それから2つ目に今回場所の変更に伴い規模、その土地の地質や侵入道路の計上等の変更が伴われるわけですが、これまでの調査が大部分無駄になるのではと思われるのですが、その調査をですね、転用して利用できる部分は設計等の中でどの程度なのか。また今回の調査会社が再び新たな再調査を請負うのか、再度かける調査費はどのように見込んで国庫補助を受けて設計委託料が補助されていくのかどうか、その点も明らかにして頂きたいと思ひます。

3点目にですね、サンクスの裏山の高台整備において今回の変更を伴う理由となった指摘は調査報告書に書かれているのか、変更の主な理由は先日は薬王寺への景観への配慮及び道の駅周辺の交通渋滞との説明がなされておりましたが、これらのことは始めから予想されていたはずなのに調査及び設計が終わってからの変更は費用の無駄と指摘されないのか。変更を余儀なくされる理由がこれほどのお金をかけてきただけに理解しがたいので、改めて明らかにして頂きたい。費やされた設計委託料での基本設計等は

こども園や防災公園、災害仮設住宅用地、集合住宅用地、公共施設の用地等に場所が変更しても流用できる見込みなのか。追加の変更料はどの程度かかるのか、病院や診療所のように当初契約時から工事に係って倍額以上になるような進め方は住民からの批判になってきているので、高台整備はそのようなことにならないよう是非願いたい、概算費用 40 億円の具体的内訳を再度確認しておきたいので、説明をして頂きたいということであります。先日はですね、町長からの提案理由の説明でもありましたが、28 年度からの繰越事業で侵入道路の実施測量設計委託業務と植物の調査委託業務が行われているように聞いておりますが、その金額も合わせて説明を受けたいと思います。それから 4 点目にですね、国道からの進入路である牟岐方面からちょうどあすこのあたりはスピードが加わって坂を下ってくる場所での進入だけにですね、工事に伴う車、完成後の保護者の送迎等、ぜひ信号機が必要であると私は思いますが、先日の説明会では設置の予定はないとの説明がありましたのでこれはやはり設置の取組を進めていくべきだと思いますので、その点について再度確認をしておきたいと思います。質問の最後にですね、町長にも聞いておきたいんですが、公共工事等を含めてですね、大規模な計画の再評価における見直し、具体的にはいわゆる時間の経過ですね、時の経過による変遷やそのことによって具体的に言えば人口減によるコストに見合わない計画、それから町の財政状況の変化、住民の意識やニーズの変化等々ですね、関係団体や組織への配慮から事業の再評価による時の経過による見直しを検討する仕組みをつくるべきではないかという点であります。将来を見据えて計画に向けてですね、そういった組織なりものを設置して行く考えを持っているのかいないのか、その点を最後に聞いて 1 問目の質問とさせていただきます。よろしくお願ひ致します。

議 長
建 設 課 長

建設課長

それでは私から戎野議員のご質問にお答えをさせていただきます。まず 1 点目の調査費が支出されてきたが、その報告書の結果また変更理由ということでございますが、これまでかけてまいりました調査のちょっと内容について先ず申し上げたいと思います。平成 26 年 3 月議会におきまして日和佐地区の高台整備提案説明があつてから、委託事業でございますけれども、平成 26 年度にですね、高台移転構想の検討とかですね、検討をするということで契約を致しております。それがこの当時津波防災の関係もございましたので、それも合わせての金額では 9,900 千円ほど、でほの内の高

台に関する金額としましては 3,100 千円になっております。内訳としましては、高台の分で言いましたら、国県の支出金が 1,500 千円、一般財源が 1,500 千円ぐらいでございます。次に 27 年度におきましては、高台整備の基本測量設計業務ということを実施致しております。これは先ほど申しましたのは概略設計でございます。今回この基本測量設計を行ったということで、これは測量調査 34ha ほど行いまして、あと地質ボーリング等も行っております。この金額がですね 23,600 千円ぐらいで、これに起債を過疎債を 22,000 千円ほどあてておりまして、1,000 千円が一般財源でございます。それと 28 年度におきましては高台整備の基本設計業務ということで行っております。先に申し上げましたように、申しました基本測量とか地質調査を受けまして、基本の設計を行っております。これは実測の地形図とか簡易地質調査等をもとに、技術的、構造的な経済性を考慮して設計図面を作成をしたわけでございますが、これにつきましては 2,100 千円ぐらい、これは全て町費でさせて頂いております。それと今繰越で進めておりますのは、高台整備に係る植物調査業務ということで、希少植物等がですね、現地にあつてはいろいろと工事の進捗にも関わってまいりますので、事前調査ということで発注しております。これが 2,500 千円ぐらいでございます。これは全部町費でございます。それでもう一つはこれも繰越事業ですけれども、今現在進めております高台整備に伴います進入路の道路実績測量業務ということで、これが路線測量が 800m ぐらい。あと道路の詳細設計で 800m ぐらいを予定しております。この金額が 11,700 千円ぐらいでございます。この財源内訳としましては国の補助金が 7,500 千円ほどございます。それと後残りは一般財源で 4,000 千円となっております。全部合わせまして、ちょっとすいません丸い数字で申し上げたんですけれども、これまでかかった費用と致しましては全部で 43,000 千円ぐらいで、このうち国県が 9,000 千円ぐらい。あと起債が 22,000 千円、残りが 11,000 千円ぐらいというようなことで、今現在高台に関する費用としてはこのようになっております。

変更理由についてでございますけれども、今申し上げましたように 26 年度に「安全・安心まちづくり構想」におきまして道の駅西側での高台整備の概略設計を行しました。27 年度に基本の測量地質調査業務、27 年 11 月に日和佐こども園の高台移転計画に関するアンケートにて送迎方法。高台移転への要望等の把握を致しまして、28 年度に基本設計を行って道の駅の南西方向側へ位置を変更したところでございます。位置の変更理由につきましては、測量

調査におきまして、当初の位置はですね、最大の標高がだいたいまあ約 90m でございます、変更位置は最大約 70m と山が低いという事でございます。それと地質調査からもですね、土砂層が浅いということで、切土の大部分が岩盤であるという事、また 28 年 3 月には日和佐道の駅の進入路増設等がございまして、基本測量地質調査結果及び周辺環境の変化等を考慮致しまして、位置の変更を行っております。

次に規模・場所・調査業務等についてでございますが、今回の施設整備規模と致しましては、日和佐こども園が約 4,000 m²、本町の課題でございます二次避難場所、長期避難生活に対応する応急仮設住宅用地としては防災公園ですけれども約 2ha、あわせて約 2.4ha を整備してまいります。基本設計計画段階では発生土壌につきましては切土・盛土バランスを考慮致しましてプラスマイナス 0 で計画を致しております。場所は、日和佐不動産と徳島自動車部品センターの間におきます町道寺込 4 号線から進入しまして、道の駅日和佐の南西方向山側に高台の整備を行います。調査業務内容と致しましては、29 年度に今申し上げましたように繰越で道路詳細設計、それと環境調査。今後発注致します水文調査、地籍調査等ですね、30 年度には用地買収、公園・こども園の設計業務等を行いまして、31 年度から工事に着手し早期完成に向けて進めてまいりたく考えております。それと土地の価格・補償費につきましては、現在地籍調査中でございますけれども、来年度から用地測量、土地の鑑定、用地買収をしていく予定でございます。現時点におきましては、路線価格とか物件の移転等標準書、標準的な不動産相場等を参考に算定しております、残地補償等の補正がかかってまいりますので、変わる要素は十分でございます。正確な価格につきましては来年度に整備箇所での土地の鑑定を行ってまいりたく思っております。

山林のですね、いくらで購入しようとしたのかというご質問でございますけれども、支出額につきましてはぜんぜん概算でございますので、ちょっとここでちょっと申し上げるのは控えさせていただきます。と次に事業計画等の見直し変更、再評価アセスメントでございますけれども、今回の施設整備につきましては、現在高台整備に伴う進入路、実施測量設計委託業務を行っております、今後詳細な測量地質調査結果、及び住民関係機関との意向を反映し、財政規模等精査しながら慎重に進めて参りたく考えたおります。将来構想整備につきましてもその時点で社会状況の変化、人口動向であったり住民ニーズ等ですね、考慮して施設の

整備規模の再評価をして見直しをしてまいりたく思っております。

次に進入路の安全対策でございますが、高台への進入路につきましては、2車線と歩道で構成され、全幅員が10mでございます。車道幅員が7mでございまして、歩道部が3m、歩道は幼稚園・保育所側にですね、付くようになっております。それと55号、国道との交差点でございますが、安全円滑に歩行者、車両がまあ通行できますように広くなるようになっております。視距等もですね、十分確保できますし、横断歩道とか歩行者信号機・案内看板・路面標示等を行いまして、関係機関と協議し安全対策に努めてまいりたく思っています。先ほど戎野さんおっしゃいました信号機でございますけれども、今現在、白河宅前に信号機があるんですけども、あの分がですね、もう少しこう道の駅寄りにですね、設置をされるというふうなことで、今国交省とか警察の方とですね、協議を進めておるところでございます。以上でございます。

議
町

長 町長

先ほど言われた大規模事業、プロジェクト事業とかで将来構想的な中で見直しが必要な場合が出てくると、そういった時に見直しをする組織をつくってはどうかということではよろしかったんですかね。今回の場合のことを言われてるってとってもいいんですかね。今回の高台整備につきましては、平成26年の3月議会で高台の整備構想というのを発表さして頂いて、以後準備を進めてきたというような流れになっております。そんな中で特に急ぐのは幼保、今の子ども園の移転と、それと厄除け橋から南側いわゆる桜町の方々の避難場所としての山への避難場所っていうのがあすこになるというようなことありますので、まずはそこをということで、今回の計画は先ほど建設課長が申し上げたような防災公園とこども園というのをやるということでございます。で、先般の説明会の時にも少しお示しを致しましたけれども、将来構想ではもう少し広い宅地造成をすることっていうようなことを説明をさせて頂いております。これにつきましては今後5年以上先の話になってまいりますので、議員がおっしゃるようにその時の町の財政状況、それからその時の町のいわゆる優先順位の事業の在り方、それから補助の制度の在り方等、いろんなことを勘案しながら進めていくようになってくると思います。今のところはこの短期でやる2つの施設については、現在これから進めていくということで、先ほど申しあげましたように再来年からできれば工事に係りたいというふうにご考えておるわけでございます。これか

ら詳細設計等実施設計をしていく中で、今建設課長が申し上げた数字等が若干変わってくるかもしれませんが、それほど大きく変わることはないのではないかというふうに思っております。それは国道からのタッチ、進入路も確定ができたということもございますし、進入路の道路の勾配とうについても国交省はじめ警察と協議をして、道路設計の勾配の範囲以内で道は作るというようなことにもなっております。ただ議員が心配しておられます将来に向けてというところで、他の公共施設が高台へいけるようないわゆる当初の言葉で言いますと多目的に使える敷地造成等については、大きく時代の変化によって工事費等も変わってくる可能性はございますので、そのあたりについては今のところまあ構想という中で、詳細のことは全然わかっておりません。次のステップに行くときには必ず議会に対してこのようなことで進めるというような中で、金額・事業費等も示しながらさせて頂いていうことに通常なまりいますので、今このアセス再評価等についての検討する組織をつくるのかと問われれば、今はその考えは持ち合わせていないということでございます。

議 長 戎野議員
9 番 議 員

26・7年ごろからいろんな基本設計、地盤調査を含めてやってきて、それにかけたお金は大体概算で80,000千円ぐらいになるんですか、43,000千円、ほれでいいんですね、はい。ということは先日の発表のとおり42,000千円から43,000千円ということにかけてきた、それが再度今度調査設計にその部分をどの程度行かされていくのか、まだその中の転用というか、その調査がそれだけかけたものが場所が変わっても転用されていくっていうんを先ほども聞いたんですが、その点もう少し詳しく説明をされたいと思います。

議 長 建設課長
建 設 課 長

建設課長 言葉足らずで申し訳ございません。43,000千円ほどこれまでに調査費がかかっております。再度内容の方から申し上げますと、一番最初の概略設計というものを行っております。これは既存資料としまして白地図であったりまあいろんな、既にある資料を基にですね、道の駅の西側山林、高台整備が可能かどうかの判断を実施をしております。その翌年の27年度には基本測量といいますか、基本測量と言うことで測量、地形、基本的な測量ですね。あと地質調査1本をやりまして、それをもとに翌年度に高台整備の基本設計業務を実施しております。これは実測の地形図とか簡易地質調査をもとにですね、技術的な技術構造的に経済性を考慮し

て設計図面を作成したということでございます。これまで実施してまいりました調査につきましては、今回黙しております南西側の整備の分で全て有効的にですね、経費としては使わせてもらっておるというようなこと考えております。以上でございます。

議 9 番 議 員 長 戎野議員
先ほど私は今回の変更に伴うですね、一番決定的な大きな理由を確認のために質問したわけではありますが、以前、先日の説明では薬王寺等の景観への配慮とか、道の駅周辺の交通渋滞という説明を聞いたと理解しとんですが、これらについてが本来の一番大きな決定で変更した理由ではないのでしょうか。

議 建 設 課 長 長 建設課長
申し上げます。測量設計を進めていく中で、先ほども申し上げましたけども、標高であったりですね、あと土砂層の関係もありましたし、それと道の駅の方で昨年3月に進入路が増設されたということで、今回その切土のですね、大部分が岩盤であるということ等もございまして、今回。

議 長 小休します。
(時に 14時26分)

(小休中)

(時に 14時26分)

議 建 設 課 長 長 再開します。
すいません、申し上げます。変わった理由と致しましては、交差点部におきます渋滞、交通渋滞ですね。それは道の駅の前に交差点、そこるところから侵入して行くとか、あと道の駅の前の方から侵入というようなことも検討しておったんですけども、道の駅のその出入口が1つから2つになったということもあってですね、渋滞があるということで、交差点協議がなかなかできなかったというところございます。

議 9 番 議 員 長 戎野議員
そういう交通渋滞、その進入路をどこに付けるかによって交通渋滞になるとは思ってなかったと。しかしそこをすることによって交通渋滞が予想されるという、それは調査結果から設計調査から出て来たんですか。それはその以前にそこへ作ろうとしたときに、分ったことなんですか。その点だけ最後に聞きたいと思います。

議 町 長 長 町長
この件につきましては、先ほど申し上げた平成26年に私が高台移転構想をさして頂いたときに、道の駅の前のところからいわ

ゆる山へのとりつきってのを考えたときに、あすこに丁度薬王寺の下の信号から南へ来て初めての信号がある。あのあたりから取り次ぐのがいいだろうと、ほら私の考えです。そういうこともありまして、もう1つが道の駅の前からちょうど前ですね、入口の。ってというようなことを考えて、そしてそういうような進入路の勾配、いわゆる道路としての補助が付く勾配っていうのがありますけれども、あまり急峻になるといけないというようなことがありまして、そんなこともあったんですけれども、まあそこから行こうということで、発表をさせて頂きました。それぞれの地権者の方には議会の方に発表する前に承諾を得て、発表させて頂いたわけですけれども、その後において道の駅の進入口が当時1カ所であたんですけれども、それはそれで道の駅の駐車場内での事故等がってというようなことで、それを対策するために入口と出口を変えるってというような工事がおこなわれ、そしてそのようなことによってそこにもう1つ交差点をつくるということは先ほどいった渋滞って言うこともあるので、それはもう許可が出来ないってというような県警それから国交省の話しとなって、そのこの入口ってというのが当初そういうふうにもくろんでいたんですけれども、それが出来なくなったと、じゃあどこから取りつけばいいんかっていうことを考えて行った時に、今回のところになったと、経緯はそうでございます。それを先般の説明会の時に言わして頂いたのが交通渋滞等のことがあって、交差点協議がうまくいかずに今回のところに進入路タッチするようになったというような説明です。そのことによって薬王寺からの景観っていうのは結果的なことではございますけれども、そのまま見えているところっていうのは今のままの自然の姿が見えるということで、ある意味二次的なことでございます。

議長
9 番 議員

戎野議員
1 問目の最後にしたいと思いますが、私はその現在ある道の駅の信号のところからですね、サンクス裏の山に上がる道路を作るのかなあと思ってまして、従ってそういう新たにもう1こ信号を作るやいう必要もないんだから大丈夫かなあと思って、やはり山の景観とかそういうことで配慮したというこの間のことが説明があったので、いわゆるそういう配慮というものが重要視されたんだなあというふうに理解しとったんですが、それはあくまで二次的なものであるということで、主に交通渋滞だということ、その岩盤が出てきたということも別に岩盤層で強いものが地盤が強固だったらええように思うんですが、それも理由だということは

今説明をうけたんで、なかなかちょっと理解しがたいところはあるんですが、一応ですね 40 億の費用をかけてやる以上、サックス裏の計画より、よりいいものを将来の美波町に残せるようにして頂きたいということで、もう時間の関係上質問を打ち切りたいと思います。

議 長
9 番 議 員

戎野議員

では 2 問目のですね、通告にありますように公共下水道の見直し変更についてお尋ねしてまいりたいと思います。我が国民っていうんは先の戦争の時からですね、原発のメルトダウンの爆発の現在まで、一度国や県を含めてですね、上が決めたことを見直したりやめることが出来ないという利権構造、それをまた黙認する国民性というか、そういうところがあり、だれも責任をとることなく無答責のまま破局にいきつきまで考え直そうとしないところがあるとよく言われております。しかし先ほどの質問でもありましたように、時の経過による変化、人口減であったりですね、個人及び町の財政事情であったり、事業を進めていく上で見直す方が今後持続しやすい状況に変える必要が迫られる場合が生じてくると思われま。そこで今回お手元に配布させていただきました今年の 3 月 30 日付の徳島新聞で大きく取り上げられております污水集合処理の大幅な見直しが県内で進んでいるという報道発表でございます。ここで県内 24 市町村のうち 10 市町村で県内 113 処理基のうち約半数の 52 の処理区の事業を廃止するという状況が発表されております。厳しい各市町村の財政事情や人口減少などからコストに見合わなくなってきたという理由から、公共下水道などの集合処理方式による事業を大幅に見直し、合併浄化槽、いわゆる合併層によるですね、個別処理への転換を都市部、特に集合処理が当初向いているといわれた大きな市、徳島では鳴門・小松島・阿南・阿波・美馬の 5 市でさえ新構想で処理区を廃止し、海部郡の隣近隣の牟岐・海陽町でも合併層への転換を行うそうであります。小松島市は公共下水道はこのままでは財政的困難として事業転換を図り、他の市町村でも建設費の高さ、人口減による整備公立の低下などで集合処理方式をやめて合併層整備を促進するため、新たな工法また取り組みとして個人が設置する方式でなく自治体が設置管理する市町村設置型の整備検討が進んでいるとここにも大きく報道されております。そこでですね、1 問目にですね、高齢化等世帯人口減による美波町の中心部の 2 工事の部分、たしか 58ha でしたかね、残っているという日和佐浦地区の未収部における公共下水道の構想を今後どのように現在進めようとして

いるのか。県内の都市部、郡内の転換の状況を踏まえて見直す考えはあるのかどうか、初めにお聞きして行きたいと思います。

2点目にですね、これまで狭隘な密集地区の日和佐浦地区でも空き家取りこぼしなど空き地が増えて言っておりますが、空き地を共有しあって、周辺の家や共同利用の合併層を整備して行く。特に市町村型が進めている市町村設置型の合併層を整備促進していくように検討するのが人口減に向かうこの町では考えてもよりよいのではないかという点でございます。集合処理方式は平時はいいのですが、災害時特に地震による被害で1カ所でも配管の破断や停電でのポンプ発送が止まった場合の影響も大きく、合併浄化槽による方がリスク分散もできやすく被害の影響が少なくなると言われております。これまで公共下水道の維持費等にかけてきた財源から、合併浄化槽設置への上乘せ補助金を増額したり、個別処理への転換を図っていく考えはないのかどうか。このまま公共下水道の普及路線を歩むのかお聞きしておきたい思います。

3点目にですね、新聞発表にもございますが、污水处理施設を利用できる人の割合、いわゆる污水处理人口普及率が美波町では2025年73%これは郡内最低なんです、これを目標に2015年の実績35%から倍以上の普及率をかかげて目標にしておりますが、その達成への取組はどのようにしていくのか、具体的な内容をお聞きしておきたいと思います。これらの目標がですね、倍増する目標だけに、対象の利用地区の所帯数とその方策を聞かせて頂きたいと思います。よろしくお願ひします。

議 長
建 設 課 長

建設課長

お答えさせていただきます。まず1点目の「污水处理構想」の集合処理方式の廃止・見直し転換を図るべきでないかというご質問でございますが、美波町の污水处理構想につきましては、平成22年度に徳島県污水处理構想策定の一環として町基本構想としてとりまとめまして、これに沿って污水处理施設の整備を進めてまいりましたが、人口減少や高齢化、社会構造の変化などから、平成27年度に污水处理構想の見直し業務を行っております。見直しでは、地区毎の地域特性や経済性等を踏まえまして、公共下水道等の集合処理や合併浄化槽の個別処理の污水处理方式について調査・検討を行ったところでございます。調査結果によりますと、今後の整備方針と致しましては、公共下水道及び漁業集落排水の整備と合併浄化槽設置に対する補助による整備促進を図り污水处理を推進するように考えております。

日と佐浦地区につきましてもですね、今年度に認可についての

説明、認可をとっていくように考えております。今後とも5年ごとにですね、社会情勢や住民ニーズに応じて再評価を行いまして、財政事情等考慮して汚水処理構想の見直しをですね、していきたいと考えております。

次に「市町村設置型」の合併槽の整備、検討に入るべきではないかについてでございますが、市町村設置型の合併浄化槽につきましては、以前から県西部、三好市の方で導入をされております。昨年ですね、県民局や県庁におきましても海部郡3町においての勉強会等も行っております。合併浄化槽の市町村設置型はですね、現在の個人設置型の設置補助と比較して、設置時の個人の負担が少ないなどのメリットはございますけども、下水道等と同じく月々の使用料を後年度に徴収していくという必要もございます。また、個人の敷地に町設備を埋設するため、空き家となった場合の管理の問題等も考えられます。現状では、詳細な検討まで至っておりませんが、近隣町と連携しまして今後とも情報収集、勉強を進めていきたいと考えております。

次に3点目の汚水処理人口普及率73%構想達成の取組についてでございますが、県構想におきましては、各種汚水処理施設の整備目標を平成37年度としており、こうした県の取組からですね平成27年度に見直しました本町の汚水処理構想も同じとしております。汚水処理普及率を73%に設定致しまして取り組むこととしておりますけども、現在美波町の汚水処理普及率につきましては、平成29年3月31日現在で約35.3%となっております。今後とも、公共下水道、漁業集落排水の整備促進及び合併処理浄化槽設置の補助金交付制度等について広報紙、ホームページ等により周知を行いまして普及率向上に努めてまいりたく考えております。以上答弁とさせていただきます。

議長
9番 議員

戎野議員

今、普及率のことでお答えがあったんですが、28年度の3月の策定時の過疎地域自立促進計画では合併浄化槽が28年度3月策定で15%、下水道16%の31%ということになってますが、これは35.3%が正解なんではないでしょうか。それとですね、それに伴って下水道の処理施設について、現在37haが終わって後58haということで、日和佐浦地区に平成28年度から32年をかけて500mいわゆる60,000千円をかけてですね、やると。平成32年には50,000千円の事業を予定されているようにこの自立促進計画の具体的には書かれておりますが、それは結局公共下水道を進めながらかつ合併浄化槽の補助をですね、現在5人から10人槽まで転換する場

合と新設する場合、値段も違いますがありますが、その両方をやるというふうに理解しとっていいんでしょうか。

議 長
建設課長

建設課長
お答えさせていただきます。まず汚水処理人口の普及率でございますが、私が今申し上げました 35.3%ということで、今年 3 月 31 日現在の数字でございます。これはですね、住基人口に対する処理区域内の人口ということで、接続が可能な人口というようなことで算出した数値でございます、この数値が汚水処理構想の方にも反映されているといふようなことでございます。それと日和佐浦と本村地区につきましては、早期に認可を取っていくというように考えておったんですが、東日本大震災以降ですね、避難路等の優先させる必要があるということもございまして、都市計画道路の整備などですね、複数事業がございまして。あと今現在、日和佐浦西線等で道路排水路の整備の方を優先させてもらっておるんですが、そういった複数の事業も予定されておるんですけども、できるだけ整備促進を図っていくというように、日和佐浦・本村地区でエリアを設定しまして、認可をですね、取っていききたいなあとというように考えておりました、公共下水道の計画区域以外につきましては、汚水処理構想にもとづきまして合併浄化槽の設置のですね、設置の促進を図っていききたいと考えております。以上です。

議 長
9 番 議員

戎野議員
公共下水道が計画されていないところは、当然、合併浄化槽でやっていく。他市町村のように集合処理をやめていこうというそういう動きはあるわけですが、あくまで公共下水道の予定地区はこのまま進めていくということで理解していいんでしょうね。これは全国的にやっぱり大赤字を招いている公共下水道ということで、全国の例をわざわざぜんぶ言うこともないんですが、山形県だったら山口市・米沢市・新庄市・上山市そういう 12 市町村もすでに浄化槽に変わっているし、青森県・福岡県田川市とかいろんなところが転換をしている。ましてやこの県内のところ、そして海部郡も変えようとしているのに、なおかつ思い、それを検証して思い切って変えて行こうというそういう姿勢がないというふうに町長理解しとっていいんでしょうか。

議 長
町長

町長
今、建設課長も申し上げましたように、種類って言うんですかね、まあいうたら公共下水道事業もあるし、漁業集落排水もあるし、合併浄化槽もあるし、市町村設置型もあるっていうことで、

それぞれの区域において、一番適切になっていうふうな考えの方式を取っていくというようなことをご理解頂いて、議員がおっしゃられるようにたしかに密集地であっても家が空いて空き家になっていって言うようなことはあろうかと思えます。ただ一方で課長が説明しましたように、付けたところで空き家になった時のあとのんをどうするかとかいうような問題も出てきますし、それぞれがうまくその空き家がある意味等間隔といいますか、うまくそのような空き家があるのかっていうようなところもございまして、特に日和佐浦あたりのあわえにつきましては、やっぱり合併浄化槽を設置する場所ってというのが難しいんじゃないかって言うように私どもは考えてまして、そこについては公共下水道事業でやっていくということになります。そのようなことを先ほど建設課長が申したというようなことをございます。

議 長
9 番 議 員

戎野議員
なかなか一度決めたことは先ほど言いましたように変えるのは非常に難しいんだなあ実感しつつですね、やはりこのままいっきよったらその維持経費、それからその負担増、人口減の背景そういうことを考えたら早いうちにですね、見直してできるかぎり合併浄化槽を共用して使えるようにしたり、それに向かって皆がそれを使えるように誘導していくという、そういうやっぱり行政がやるべきことであって、状況にただですね、受け身で待っておるというんでなくて、やはりこの見直しが必要な時に先に立ってやるというリーダーシップを取ってほしいと思えます。これ以上言うても変わらんとしますので、後からですね、そういった悔いのないような先駆的な取り組みをぜひ住民のニーズとそれから状況を調査して、今後進めて行って頂きたいと思えます。私の質問は終わります。

議 長

以上で戎野議員の一般質問は終了しました。
続いて12番中川議員の一般質問を許可致します。
中川議員

1 2 番 議 員

私はテレビ中継について質問をしたいと思います。この件は私が議員になる前から議会で議決されておって、その後、私も総務産業委員会の視察について行ったり、また去年特別委員会が作られてから視察に行ったりしてきましたが、これについては非常に町民からの強い要望がありました。特に商工会との議会との議会説明会の中でもかなり出されましたし、町でもよく聞きます。そこでそういうふうな要望が強い中でいまだに実現の見通しがはっきり見えてこない、ほういうところで今日は改めてこの今後

どうやるんかという方針、あるいは事業化するのかどうか、その町の考えをお聞きしたいと思います。私、今言うたように2カ所視察に行ってきたわけですが、まず東みよし町、ここでは直営でテレビ中継をやつとるということで、町内の商店などの案内、宣伝などをして、ほういう商店や会社などの支援を行っている。それから住民サービスとしていろんな行政情報を流している。美波町も広報みなみとか放送とか回覧板とかいろいろやっておるんですが、非常にこう迅速にしかもローカルな情報をすぐに伝えると、非常に住民サービスがいいと。さらに防災情報なんかもライブカメラを使って増水した川の様子とか雨の様子、あるいはそんなんもすぐ放送して知らせていくと。もちろん議会の中継も様子も手軽に見ることが出来るようにしております。次に三好市も視察したんですが、ここは池田ケーブルネットワークという会社を設立して、なんか資本金が120,000千円ぐらいで、従業員も10数人おって、テレビ中継とかそれからインターネット事業とか、それから電気工事とかそういう手広くやっていると。そういうところを見て来たんですが、美波町ではどうなるか分かりませんが、とにかくテレビ中継というのをどういうふうにするのか、やらないのかということをお聞きしたいと思います。

議 長 総務企画課長

総務企画課長 答えさせていただきます。テレビ中継事業につきましては、以前にも答弁させて頂いておりますけれども、平成18年6月議会で議員発議で議会中継システム条例の制定について議論がされております。調査研究の必要があるとの動議がだされ賛成多数によりまして継続審議ということになっております。その後、平成21年の6月議会において行政・議会情報配信システムの構築に関する決議が賛成7人、反対6人で採択されたことに伴いまして、その財源について模索していたところ、丁度良い具合に国の経済危機対策交付金が交付されることとなりまして、その財源により現在のインターネットによるシステムを整備させて頂いております。また、県下の状況についても導入していないのは財政的な余力がないことから小規模な自治体ばかりと現在なっております。議会中継システムについては導入以前から議会主導で進められてきた事業でありまして、運用についても議論頂き多額の経費が掛かることから、比較的安価なインターネットによる配信に現在至っております。

今後におきましても、テレビ中継特別委員会での議論並びに議会のご意見も頂き進めさせて頂きたいと思っておりますのでよろしくお

願い致したいと思います。以上で答弁とさせていただきます。

議長
12番議員

中川議員
これについての質問はたしかに何回か行われております、質問は。この今の徳島県下では多くの自治体で行われておって、さつき総務課長さんは財政力の弱いところはできとらんのだという話でしたが、これはね、ひとつは私効果として今言うた情報を共有する、そういうこともあるし、特に各課の政策を周知するにはテレビが一番いいんじゃないかと思う。その他に農産物とかそれから魚なんかの市場の様子とか価格とか、そういうのも何ていうん、非常にローカルな情報をもうすぐ知らせることができる。これはね、地域経済つまり町内での消費を喚起するという点でね、非常に有効じゃないかと思うわけです。地場産業を育成し、あるいは元気をあたえると、そういう大事な効果も期待できると思えるわけです。そういう点でぜひやってもらいたいと思うんです。その美波町では町長の提案説明の中で IT 産業の誘致、もう 17 社に上るんだと、こない言われたんですが、まあこれについてはね、町民のあいだでは評価は様々なんです、この中の吉田社長いうたらサイファーテックですか、そこの社長を参与に委託しとると、ほういうことからしたらもうちょっとテレビ放送にも力を入れてもらわんといかんなあと、そう思うわけでありませう。こういう美波町の産業の発展に貢献するようなね、企業を誘致してどんどんやって頂きたいと、そういう意味でテレビ中継の事業化、十分可能だと思っておるんですが、ほのへん町としてはどんなんでしょうか。ひとつ考えをお聞きしたいと思います。

議長
町長

町長
先ほども総務企画課長が申したとおりで、もう何回も同じことを申し上げておるんですけれども、昨年 9 月に永本議員から同じようなご質問を一般質問で受けたときに、私の方から決して無駄であるとか、不必要であるとか、そんなことを言ったことはありません。であればいいっていうのは、私もあればいいっていうふうに思ってます。ただ優先順位であるとか、それから今のあの時に申したのは議会のコンセンサスっていうようなことと、経費の問題、人の問題等もあって、今のところはすぐに事業化する、または事業化しないというようなことを申し上げるタイミングではないっていうように言わさして頂いておりますけれども、今もその考えというのは同じでございますので、そのようにご理解を頂きたいと思っております。

議長
中川議員

1 2 番 議 員 今のところできない理由、いくつか言って頂きましたが、その中で議会の状況というのがあったように思うんですが、これはどういうことかと言うと、議会の中で十分に詰まっていないと、こういうふうに理解したらいいんでしょうか。ということは、議会がしゃんとせんけんできんのんやと、そういうふうにとつたらいいんでしょうか。確かに自慢はできませんけれども、それはね、やはり町長としてのリーダーシップを発揮して頂きたい。ぜひとも思うわけでありませう。そういうことで、今の私のあれでよろしいかえ、今の説明で、議会がまとまっとらんけんあかんのんじゃというのは。

議 町 長

町長

できない理由がその点だけだとか、というような話ではなくて、何かをやるっていったときには総合的に考えるっていうところがありますけども、先ほど申したようにそれはまた1つです。財政の財源の問題、それから先ほど言ったそれに携わる人の問題であるとか、そういったことを勘案して、共に議会の特別委員会と共にやっていきましょうっていうことも言っておりますし、そのこともまあ変わっておるわけではありませぬので、そのようにご理解をして頂けたらと思います。

議 1 2 番 議 員

長 中川議員

議会せえというてなかなかできんのんですけど、まあそれは次回にまあ言うとして、とにかく議会はどうかととにかく町長としてね、総合的に考えていくという点は分かりました。じゃあこれについてはこれで終わります。

議 1 2 番 議 員

長 中川議員

高台については重複はしないと思うので、その点について質問したいと思ひます。私も実はこの間の事務説明会を聞いてびっくりしたんですが、サンクス裏やというふうに聞いておったのが説明会きいたらもうちょっとずれとつたと、ほういうことでこのことについて私はびっくりして町民の皆さん何人かに聞いてみたんですが、いくつか意見が出てきました。1つは40億もかけた総事業費巨大開発っていうのが、今後町民に大きな負担をかけるんじゃないかという心配です。もちろんなんぼお金がかかっても命を守るとか、そういう必要なものはやらなければいけないんですが、しかしその場合は十分な説明と住民の納得、町民ですか、必要だと思ひますね、それが1つ。それから2つ目は行政の公平という観点から実は高台が必用なのは日和佐地区もそうですが、由岐地区なども公共施設がことごとく浸水するということで、これに

についても私も何回か質問はしました。そういう点でその全体的、バランスのとれた計画をね、ぜひとも示して頂きたいと、ほういうことでもあります。そして3つ目が計画についての初めて聞くという意見が多くて、やはりまだきまっても構想の段階からやっぱりもっと詳しく住民に知らせて、ほの町民参加の元で議論を活発にやるということが大事でないかと。大きく言うとこの3つの意見が出てきました。そして最後にもう1つは全く場所が横に移ったというだけだという見方もあるんですが、全く計画が違うじゃないかと、それならこども園の移転は緊急を要すると、そういう点で高台を造成してから移転するっていう以外の方法はないのかと、ほういうことについてもやはり今見直すべきでないかと、そういうふうに思うんですが、その辺についてはどうでしょうか。考えをお聞きしたいと思います。

議長
建設課長

建設課長

お答えさせていただきます。変更の理由につきましては、先ほど戎野議員さんの一般質問でもお答えをしたとおりでございますが、位置につきましては、日和佐地区の幼保施設の整備方針検討委員会の方から、子ども園の候補地の条件致しまして、1つは地震津波が発生しても避難の必要のない高台。2つ目に園児の送迎に便利な場所。3つ目に適地がない場合、近くの山や高台があり、避難路などが整備され、安全で速やかに避難できる場所。4つ目に自然環境に恵まれた場所とする提言を受けております。本計画位置は候補条件を満足しております。平成27年12月には、未就園児を含めた保護者に対しての日和佐こども園の高台移転に関するアンケート結果においても9割以上高台移転の賛成を頂いておるところでございます。また、一次緊急輸送道路であります国道55号沿いに位置しており、発災時早期復旧・復興の活動拠点となる公園整備を行うにあたり、適地と考えております。

町民意見の反映と致しましては26年11月に美波町の事前復興まちづくりに関する住民意向調査において発災から復興までのアンケート調査を行っております。その中で「高台に公共施設を移転させること」について重要だと考えている人の割合は75%と高く、子育て世代の30歳代では重要だと認識している比率は8割以上となっております。また本町の課題であります二次避難場所、応急住宅用地確保として公園を整備致しますが、アンケート結果では「災害から安全な場所であること」「現在の居住地に近いこと」等が上位に挙げられております。先ほど申しましたように27年12月には、未就園児を含めた日和佐こども園の高台移転に関する

アンケートの実施。昨年度からは、ワークショップ形式によりまして事前復興まちづくりのたたき台を地区ごとで検討する等、町民の意見をとりまとめておるところでございます。以上答弁とさせていただきます。

議 長
消防防災課長

消防防災課長

私の方からは由岐地区におけます高台整備事業につきまして答弁をさせて頂けたらと思います。由岐湾内地区では平成24年から由岐湾内3地区自主防災会連合会が中心となって「ごっついゆきの未来づくりプロジェクト」として、事前復興まちづくり計画の策定に取り組んできております。平成26年にはごっついゆきの未来づくりプロジェクトチームを設置し、各地域で住民への説明会及び意見交換会や地域伝承について考えるワークショップ等を開催する等、より多くの住民の合意とより良い意見を取り入れた計画策定を進めてきております。

現在の候補地につきましては、まず自主防災会等で6カ所の候補地を選定致しまして、その6カ所において開発規模や自然環境、地形地質等の開発難易度判定を行っており、その結果、一番難易度の低い候補地として志和岐谷にあります現在の候補地を選定しております。そして、平成27年にはその候補地において、津波に対して安全であり、また震災前過疎を防ぐ目的で、高台造成計画に関するコンペティションを実施し、優秀作品を表彰させて頂いたところでございます。この計画につきましては、地域と大学、建築士会など関係機関が一体となって進めてきました事前復興まちづくり計画でありますので、今後は、関係機関と連携しながら、調査・検討をしていくことになると思います。以上答弁とさせていただきます。

議 長
12 番 議員

中川議員

ということは、もうこども園の移転計画はあくまでもセットやと、そういうことでしょうか。さっき自然環境や言われたんですが、もっと他にいいところがあると思うんですけども、病院に近いとことか、道路に近いところ、色々あると思うんですけども、とにかく町民的な議論を深めてやって頂きたいと思います。さっきも見直しの可能性について質問があったように思いますけれども、私もそれをぜひともやるようお願いしたいと思います。ということで、質問を終わります。

議 長

以上で中川議員の一般質問は終了しました。

以上で本日の日程を終了しました。本日はこれにて散会します。お疲れ様でした。

(時に 15 時 14 分)

6月16日(金)

(時に 9時00分)

議長 おはようございます。ただ今の出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。
ただ今から議案審議を行います。

日程第1 報告第3号から日程第5 報告第7号までの繰越計算書について5件を一括議題とします。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

報告第3号から報告第7号まで5件を一括議題とします。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長 (報告第3号の説明をする)

議長 水道課長

水道課長 (報告第4号の説明をする)

議長 建設課長

建設課長 (報告第5号の説明をする)

議長 水道課長

水道課長 (報告第6号の説明をする)

議長 総務企画課長

総務企画課長 (報告第7号の説明をする)

議長 説明が終わりました。質疑を行います。

ございませんか。

北山議員

4番議員 報告7号についてです。支出負担行為のあった日付はいつになるのか、教えて下さい。

議長 総務企画課長

総務企画課長 赤松地区防災拠点施設新築工事につきましては、平成28年6月6日。赤松地区防災拠点施設外構工事につきましては、平成28年11月1日。赤松防災拠点施設新築工事に伴う管理業務につきましては、平成28年6月3日が負担行為の日となっております。以上です。

議長 他にございませんか。

向山議員

10番議員 例年のように沢山繰越事業あってですね、今年においては事故繰越、これやむえないことということで報告があったわけですね

ども、先ほどの説明で既に繰越をして工事も終わっておるような説明もあったんですが、29年の3月まで工期をとっておるような事業ってのはあるんでしょうか。30年3月まで工事を予定しておる事業はあるんでしょうか。

議 長 総務企画課長
総務企画課長 現在把握している中では来年3月31日までの工期を設定しているものはございません。以上です。

議 長 他に
向山議員
10番議員 ご存じのとおり繰越事業は翌年度には繰越せん、基本的には繰越せないということなんで、工事施工にあたっては早く執行するようにお願いしたいと思います。

議 長 戎野議員
9番議員 報告第3号の土木費の高台整備事業の17,000千円の28年度からの繰越事業ということで、これは侵入道路等の実施測量設計の委託業務という説明がございましたが、本来これは前の計画の時から繰越で、今度新たなところへの繰越事業としての内容に関連するのか。その点どういうふうにその費用の使い分けをしているのか、詳しく説明頂きたいと思います。

議 長 建設課長
建設課長 ご説明致します。高台整備に伴います進入路の実施設計測量設計業務と植物調査の委託業務を繰越し業務を委託することと致しております。測量設計業務につきましては29年の3月の13日に契約致しまして、工期は29年の12月の27日までと致しております。先日も申し上げましたけども交差点協議でありますとか、あと地元調整等によりまして、ちょっと日数を要したということで、今回期間延伸のために繰越をさせて頂くということでございます。以上でございます。

議 長 戎野議員
9番議員 いうことは、新たな今度変更になったところでの植物調査を含めた繰越ということで理解していいんですね。

議 長 建設課長
建設課長 今回、目しております進入路の場所についての今回実施設計、実施測量というふうなことでございます。以上です。

議 長 他にございませんか。
中川議員
12番議員 報告3号の総務費の戸籍住民基本台帳費の個人番号交付事業の事務委任ということで、国から570千円繰越されとんどすけれど

も、これはどんな事業なんですか。

議 長 住民生活課長
住民生活課長

お答え致します。個人番号カードの交付事業でございます。先ほど総務課長からご説明がありましたように、国の方の事業自体が繰越されたことに伴いまして、美波町でも平成29年度に繰越したものでございます。

議 長

他に。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから報告第3号から報告第7号までの、「平成28年度美波町一般会計繰越明許費繰越計算書について」、「平成28年度美波町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」、「平成28年度公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」、「平成28年度美波町水道事業会計繰越計算書について」、「平成28年度美波町一般会計事故繰越計算書について」、採決します。

お諮りします。

報告第3号から報告第7号までの5件を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成 11：反対 0)

「起立多数」です。

よって報告第3号から報告第7号までの計5件は、原案のとおり承認されました。

日程第6 「議会に委任される専決処分の報告について」を議題と致します。当局の説明を求めます。

総務企画課長

議 長 総務企画課長

(報告第8号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

中川議員

1 2 番 議 員

だいたい1千万近くのお金を使ことんですけど、今の例えばね、書庫、移動書庫どのぐらいするん、相場っていうか。それから点検口にしたり、スクリーン、こんなもんなんですか。

議 長 総務企画課長
総務企画課長

総務企画課長

書庫の移動棚につきましては、役場にもありますけれども、こうハンドルが付いてくるくる回して、その室内で移動できる書庫ということで、これで2,890千円、それから点検口の追加につ

きましては 2,721 千円、それからロールスクリーンにつきましては 2,837 千円で手すりの強度変更については 5,331 千円といったような、これは増額の金額でございます。以上です。

議 長 他にございませんか。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから報告第 8 号「議会の委任による専決処分の報告について」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成 11：反対 0)

「起立多数」です。

よって報告第 8 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 7 議案第 45 号「赤松防災拠点施設の指定管理者の指定にて」を議題と致します。

消防防災課長

消防防災課長 (議案第 45 号の説明をする)

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。

ございませんか、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから議案第 45 号「赤松防災拠点施設の指定管理者の指定について」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成 11：反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第 45 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 46 号「美波町公共下水道寺前ポンプ場の建設工事委託に関する協定の締結について」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

建設課長

建設課長 (議案第 46 号の説明をする)

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。

ございませんか、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なし)

「討論なし」と認めます。

これから議案第 46 号「美波町公共下水道寺前ポンプ場の建設
工事委託に関する協定の締結について」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成 11：反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第 46 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 47 号「美波町行政手続等における情報通信の
技術の利用に関する条例の制定について（条例第 15 号）」を議題
と致します。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長
議 長

(議案第 47 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

戎野議員

9 番 議 員

これはマイナポータルが行われていくということで、まずいろ
んな公的情報が個人のパソコンを通じて見ていく、または申請が
出来るということなんですが、1 点目にですね、これもしこれ通
知番号、個人の通知番号が他人に知られる。特に今、いろんなと
ころで通知番号を書いて行かな、記入をせざるを得んと、それが
知らないところで漏れたりした場合ですね、他人のなりすましに
よって本人でないものがほういった申請に使う場合、本人の承認
をなかなか確かめることができないと。その結果、情報漏えいが
行われて、個人が損害を受けた場合、これは町が補償しその損害
を償っていくのでしょうか。1 点目そのことをお尋ねしたいと思
います。

それから 2 点目にオンラインでこれ書面の発行を申請していっ
た場合、その料金収納の規則はどういうふうに明記されているの
か、その点をお聞きしたいと。

それから第 5 条にありますように 3 点目にですね、縦覧が電磁
的記録による縦覧が出来ると言うふうに書かれてますが、それは
町民なり役場に来たりしてその電磁的記録の事項を縦覧したい
場合、これ専用のパソコンを使ってやっていくのか。その担当の

パソコンの席でそういうことは縦覧するとか考えられないんですけど、それはどういうふうに具体的にするのか教えて頂きたいと。それから電磁的記録の作成、第6条の3項に関連してくるんですけど、こういう署名に変えて町の書面を発行する場合、公印というものはどういうふうなかたち。それは省いていいんだということで、それがもしコピーして他のいろんな申請に使えることが可能なのか、その点をお聞きしたいと思います。7条の公表に関して具体的に利用に関する手続きとか、そういうことを公表して皆さんに分かりやすくするというんだったら分かるんですけど、これはどういった申請が行われた、そういう状況の公表なのか。やはり個人が本人以外がやはりなりすましによって情報が漏えいされたり、他のものに利用する。先日もある市では職員による情報漏えいというか情報を使ってストーカー行為が新聞紙上に大きく取り上げられておりましたので、やはりこの管理を厳しくとか、やっていかなければ住民に対して迷惑がかかるので、その点を具体的に、また詳しく説明を頂きたいと思います。

議 長 総務企画課長
総務企画課長

個人番号の情報漏えいの関係でございますけれども、よく新聞紙上でも番号が漏れた場合にその番号が廃止して、また新しい番号といったように非常に重要な番号ということでございます。それでこの登録、マイナポータルへの登録なんですけれども、個人番号カードが必要になります。それでご自分のパソコンでそれをカードリーダーで読み取りまして、環境設定を行うことと致しております。ですから個人番号カード自体をどなたかが持たれて、完全なかたちで全ての情報が入れるとすればそれは確かにその方にも変わってももちろん作業することもできますので、そこまでのことについては想定はされてないと思います。想定は想定といえますか、個人番号カード自体を持たれて、ご自分のパソコンでそのカードリーダーでそれを読み込んで、情報を入れて設定するわけなんですけれども、それを全てやられる方がもしおればですけども、それは不可能ではないかとは思いますが、そこまでのことについてはないかと思っております。

続いてオンラインについての収納関係でございますけれども、今回の条例につきましては、収納関係までの条例ではございません。ただ今後そういった収納関係の事務処理的なところもこのオンラインで出来るようにはなってこようかとは思いますが、今回については子育てワンストップサービス関係の申請等の関係でございまして、収納等に係る事務はないということで、た

だそういった事務が出てきた場合については、もちろん町の使用料条例等にもとづいてもちろん徴収するということになるかと思っております。それから電磁的記録を縦覧する場合の住民の方が役場へ来たときの対応でございますけれども、たちまちまだ役場で電磁的記録を縦覧するってということにはなっておりませんけれども、本来の縦覧方法ってのも並行して行えるようなことになっておりますので、その辺は住民の方が不具合にならないような対応をさせて頂きたいと思っております。縦覧をする場合はもちろんご自分のパソコンでもできるってというような条例になっております。

それから公表についてでございますけれども、こういったオンライン化されている手続、こういった手続がオンライン化いうんがされてますよっていったような、今の状況ですか、についてインターネット等により利用できますよっていったような、そういった公表のことを規定しているものでございます。ですからインターネットの利用その他の方法により公表ということで、もちろん住民の方々にインターネットを見られない方もおられますので、美波町でいえば広報誌等で公表といったようなかたちが考えられております。

あと公印、6条の3項の分ですかね、他の条例等の規定により、署名等をするををしているものについては、当該条例との規定にかかわらず氏名または名称を明らかにする措置であって、規則で定めるものをもって当該署名等にかえるってというのは、電子証明っていいですか、ちょっと私あんまり詳しくないんですけど、そういった電子証明で一般に今も使われていると思うんですけど、それによって個人を認識というか、特定するってということで、電子証明でも可能ですよ。公印ではなくて申請される方ですよ、これ。公印ではございませんね、これ。申請して頂く登記の場合等のももちろん証明。条例でまあいうたら個別に署名っていうんはあのおう届出をされる住民側のことの部分です。今の件について、ちょっと私も確認はしますけども、住民側からの届出についての署名について電子証明等にかえられるという内容でございます。よろしく申し上げます。

議長
9 番 議員

長 戎野議員

あんまりちょっと分かりにくいんですが、これは最初児童扶養手当等でやっていくということなんですが、例えばこういう電子署名を含めた発行をこの書面等の中には謄本・抄本とか書かかれておりますけど、住民票を含めてこれはできるのか。それから各

個人には通知番号が来てますけど、個人番号カードを持ってない人でも通知番号を知って自分の確認は当然してますから、その場合もこの手続きに関するパソコン、自分のパソコンを使ってみたりその発行を求めたりするということはできるんでしょうか、できないんでしょうか。

議 長 総務企画課長
総務企画課長

この個人番号カードでなければできないことになっています。っていうのは先ほど言ったようにパソコンの横にはカードリーダーっていうのを置きまして、個人番号カードをそこで認識させなくてはいけなくてはいうことで、通知カードだけではできないということになっております。

議 長 他に。
北山議員

4 番 議 員

私もこの内容については、ごっつい分かりにくいし、そこまでの知識もないんで、ここらこれは議長に申し入れたいと思うんですけど、こういう議案が提案される前には、やはり次の議会までの3ヶ月の間に全員協議会なりを開いて、議員が充分この内容を勉強して、その後に採決に臨むような、そういう配慮をして頂きたいと思います。これは議長に対する要望です。

質疑なんですけど、この5条、5条の縦覧なんですけど、パソコンで見えるようになるというふうな、そういう説明があったんですけど、将来どういうものまで、今現在分かっているのはどこまで、将来はどこまで縦覧が個人のパソコンでできるようになるのか。そこらのあたりを教えてくださいたいと思います。それと7条の公表なんですけど、インターネットの利用、これは分かりますが、その他の方法ということで、今、総務課長からは広報等というふうな、そういう答弁があったんですけど、等とはどういうことになるのか。そして昨日の一般質問でも町の方はとりあえず広報っていうのが出てくるんですよ。それであればその広報で町民がどれだけの方が広報によって見るようになっておるのか。その実態っていうのは当然もう今までずっとやられとんで、分かっているだろうと思うんですけど、だいたい広報でどのぐらいの町民に周知ができると、そう考えておられるのか。そこらのところを具体的に教えてくださいたいと思うので、お願いします。

議 長 総務企画課長
総務企画課長

第5条の縦覧等ということでございますけれども、今現在はどこまでをできるかっていうのは、するかっていうのはまだ決まっておられません。ただこの条例にの趣旨といいますか、これについ

えはもうだいぶ以前から国の方が電子化をするために国の行政機関の電子化、効率化を図るために条例を制定するためにはたらきかけてきた条例、整備について今回初めてこのマイナポータルで町がこういった事業に取り組むために整備するものであって、その国からの電磁的処理の推進っていうことを含めて縦覧についても対応できるような条例改正等を致しております。

それで広報についての周知については現在、由岐地区・日和佐地区全町について広報を配布致しておりますして、町内会等でない場合においては個別に送付も致しておりますして、ほぼ全員の方に周知はできているかと思っております。先ほど広報等といいましたけれども、どういったかたちが具体的にはないんですけれども、いわゆる回覧板であったり、そういったもんが方法としてはございますので等と付けさせて頂いたわけでございます、なんらかのかたちで住民の方に広く知って頂くという意味でございます。以上です。

議長 北山議員

4 番 議員 今の総務課長の説明によれば、縦覧っていうんは今の段階では想定をしてないということで、この条例自身あまりまだ緊急性、どうしてもこの議会でっていうようなそういう緊急性がなさそうのように私今感じたんですが、どうなんですか、どうしてもこの議会で議決をせないかんような条例なのかどうか、そこら再度お聞かせを願います。

それから周知についてなんですが、広報については全戸配っている、これは私も分かっております。全部配つとうから全て全部の町民が見ている、理解される、そう判断されるのはちょっとおかしいように思います。私が聞かして頂きたいんは、こと周知については広報というような話が常に出てくるんで、それであれば広報で周知をしたらどれだけの町民がそれによって情報を得られようか。そこらのところをやっぱりきちっと町としては把握した上で、住民の周知を考えて行かなければいけないんでないんかなあと、そのように思います。その他、広報等の等はチラシというような、各戸配布ですかね、そういうことを指されとんだらうと思うんですが、その広報を使って周知するんであれば広報を使って周知をしたらどれだけの住民に周知が出来る、そこらぐらいのことはやはりきちっとある程度把握された上で考えて頂ければ、全戸に配布したからそんでよしというような、そういう安易な考え方で周知の作業っていうんはできないように思うんで、そこらのところ分かればもっとこう具体的にこのぐらいのってい

うような、分からないのであれば今後やはりそこらのアンケートなりなんなりそこらのどないゆうんですかね、周知の出来具合、そこらをやっぱり検証して行くようなことも必要でないかなあと思いますんで、そこらのところ再度答弁願います。

議 長 総務企画課長

総務企画課長

1 問目の緊急性はあるのかということで、この条例の制定につきましては、国が進めておりますマイナポータルをかいして申請等ができるということで、7月1日から先ほども申し上げましたけれども、子育て関係の申請等がこのシステムで、マイナポータルでできるということになっております。ですからどれだけの方が美波町内でそれを活用されるかは分かりませんが、やはり条例それに対応、1人でもおられる場合にも対応できるように条例整備をさせて頂くということで、今議会で承認を頂ければと思っております。

それと広報のやり方について、どれだけの方が広報を見ているかっていうところで、たしかに私の方でどれだけの方が見られているかっていうのはもちろんなかなか把握はできてはないんですけれども、今、町で行っている広報の中では一番方法としては周知の率が高いものと思っております。ですから今後とも広報以外にもそういったインターネット、もちろんインターネットの普及率も順次上がってきておりますので、町のホームページ等も使いながら十分に周知できるように取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

議 長 3 番 議 員

江本議員

この条例は施行されるにあたって、実際今子育て手当というようなお話ございました。これ役場の窓口でこれを条例が施行された場合、役場の窓口で他にどのような案件で変わったところが出てくるのか、ほういうところ分かれば少し教えて頂きたい。

議 長 総務企画課長

総務企画課長

現行の届出等については、今まで通り紙ベースにおいてもできるようになります。今回は、できるようになったことにつきましては、先ほど申し上げましたように児童手当の住所の変更であったり、認定請求であったり、係る現況届であったりですね、保育であれば保育施設等への利用申し込み、児童扶養手当については現況届、母子保健であれば妊娠の届出ということがこのマイナポータルをかいして出来るわけなんですけど、いままで従前と同じように役場に来て頂いて、届け出はもちろんできますので、変わりはありません。以上です。

議 長 中川議員
1 2 番 議 員 これは町民の利便性の向上ということなのですが、ひとつはパソコンを持っておってインターネットをやっとって、なおかつマイナンバーを知っているということが前提になるわけですね。その人にとっては非常に便利だと思うんですけども、例えばその人が申請するのにあるいは通知を受け取るのに便利だということなんですけれども、これは時間制限とかほんなんはあるんでしょうか。それもほうなんですけど、私が聞きたいのは主に8条ね、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるとあるんですけど、この規則というのはもうすでにできとんでしょうか。7月1日施行ということですからあと2週間なんですけれども、またその規則ってというのは閲覧というか、見ることが出来るんでしょうか。ということをお聞きしたいと思うんです。

議 長 総務企画課長
総務企画課長 規則の件について申し上げますと、もちろん同時並行で規則についても準備を致しております、議会がこの条例承認頂ければその規則については施行するようになりますので、これもやっぱり7月1日施行となりますので、告示後においてはお示しすることができますので、また申し出頂いたらご覧頂けると思いますので、お願い致します。

議 長 中川議員
1 2 番 議 員 これはまだ運用されんと思うんやけど、例えば課税通知、これなんかは今文章で来ていますわね。そんなんももしこれに申請、まあいうたら役場と契約するわけですね。うちはインターネットで申請したり、通知受け取ったりすると。その場合、その人はこれからはインターネットで見ますという約束をしたわけだから、郵送はしてこないということになるんでしょうか。どんなんでしょう、ほれ。

議 長 総務企画課長
総務企画課長 この条例については、共通的な事項を定めたものであって、もちろん税とか福祉関係とか、いろんなことを想定はしてるんですけども、今回課税通知っていうのはこの分には該当しない。マイナポータルについては、国の方も当初言ってましたように7月から全面っていうことであつたんですが、やっぱり遅れておりますというのが、いろいろな制度の内容っていうのを考えながらつくられてますので、今後どういったかたちで進むっていうのは国主導のところがございますので、なかなか答弁致しかねるところがございますので、ご理解頂ければと思います。

議 長 これでは質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
戎野議員

9 番 議 員 私はこの条例はマイナンバー導入の時に反対の意見はいろいろとる述べてさして頂きました。大きくは情報漏えいそれが盗み取られ、またその被害が大きくなる。それからこの制度もそうなんですけど、維持費に今後大変なお金もかかっていく。そして住民基本台帳の時も導入の時も住民のためと言いましたけど、その検証も十分できていないということで、これはやはり住民にもう少し分かりやすく周知をする意味も含めてですね、この条例には私は反対をしてまいりたいと思います。以上です。

議 長 他に。
北山議員

4 番 議 員 私も今回の条例の採決については反対の立場で討論します。って言いますのも、この内容について総務課長からいろいろ説明を受けましたが総務課長なかなかきちっとした説明ができないような状況であります。そして私の感じたことではこの段階で採決に到る緊急性っていうんですか、7月1日からマイナポータル運用が一部開始することによってというような説明があったんですが、9月議会まで伸ばして十分私ども議員にも勉強する時間を与えて頂きたいと、そういうことから反対を致します。

議 長 他にございませんか。
それではこれから、議案第47号「美波町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について(条例第15号)」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成 7 : 反対 4)

(賛成 1 番・2 番・3 番・6 番・8 番・10 番・11 番 : 反対 4 番・7 番・9 番・12 番)

「起立多数」です。

よって議案第47号は、原案のとおり可決されました。

小休します。

(時に 10 時 25 分)

(小休中)

(時に 10 時 40 分)

議 長 再開します。

日程第10 議案第48号から日程第12 議案第50号までの条例の制定については、関連しておりますので、3件を一括議題と致

します。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

議案第 48 号から議案第 50 号まで、3 件を一括議題とします。

当局の説明を求めます。

産業振興課長

産業振興課長
議 長

(議案第 48 号から議案第 50 号まで説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

永本議員

7 番 議 員

町長に伺います。条例第 17 号の一番下の経過措置のところ、一番下段の文章、この条例に基づき農業委員及び農地利用最適化推進員を任命するとありますが、課長は町長が任命するとおっしゃられました。ここは町長がと入れるんが正しいでないかと思えます。検討して下さい。

それから新しく最適化推進委員 5 人ができたわけですから、委員会が 5 人おって委員会がないというようなおかしい話やなあと思うんですが、ほこのあつかいはどうなさるのか、農業委員会の中に肩書きの違う 5 人の委員さんが入ってきて、どういうふうに扱うのか。そこらもうちょっときちっとしとかんとおかしいんでないですか、どうぞ。

議 長

小休します。

(時に 10 時 53 分)

(小休中)

(時に 10 時 54 分)

議 長

再開します。

産業振興課長

産業振興課長

先ほど永本議員の方からご指摘頂きました部分でございますけれども、農業委員会の農業委員さんについてですけれども、これにつきましては委員ご指摘のとおり町長が任命することになります。一方ですね、農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会の会長が任命するようになりますので、手続きが実は 2 本で動きます。そういうことで、個別に書かずにこういうかたちで書かして頂いてます。本法、法律の方で決まっておりますので、これで特に支障はないかと思っております。

議 長

永本議員

7 番 議 員

そういうことでありましたら、もうちょっと文章を正確にしないとこれ、農業委員及び農業利用・・・任命すると、町長が任命

するというふうに読めるんですよねこれ。町長どうですかこれ。農業委員会の会長は任命する・・・分けて、2項に分けてしとかんと分かんたんのではないか。条例って町の法律でしょこれ。

ほれと委員5名が誕生して委員会がないというような、おかしな話。ほこらあたりどんなんですか。

議 長 小休します。
(時に 10時55分)
(小休中)
(時に 11時03分)

議 長 再開します。
産業振興課長
産業振興課長 美波町条例第17号につきまして、永本議員からご指摘がございました件につきましてですけれども、たしかに永本議員がおっしゃいますように明文化すること自体、これ非常に好ましいことだろうと思います。つきましては議員各位おかれましてはお手数ですけれども、文言の修正をお願いした上で、採決をお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

一番最後の行でございますけれども、「この条例に基づき農業委員を任命し、及び農地利用最適化推進委員を委嘱するものとする」ということで、農業委員については任命、農地利用最適化推進委員については委嘱ということ、明確化をさせて頂きたいと思いますので、よろしくお願い致します。

議 長 小休します。
(時に 11時04分)
(小休中)
(時に 11時05分)

議 長 再開します。
戒野議員
9 番 議 員 非常に組織形態と運営が分かりにくいんですが、そしたら農業委員会の中に、また農地利用最適化推進委員が存在するというところで、この人たちは常にその目的で独自で会をするんでなくて、いつも農業委員会の中で立場上、推進委員として参加して、おんなじ農業委員会で議論するんですか、その点確認したいんと、もう1点は費用弁償のことで、農業委員会委員の(会長)と書いてんですが、会長と委員のこれは年額が違うのか、それからですね、なぜこの会長というのをあえて書いているのか、その点もあわせて説明をされたいと思います。

議 長 小休します

(時に 11時06分)

(小休中)

(時に 11時12分)

議長 再開します。
戎野議員

9番議員 先ほどのちょっと説明がないんですけど、条例18号の改正前の農業委員(会長)110千円、それから改める改正後のそれぞれも同じ様に委員の後に会長あるんですけど、これは会長と委員は一応年棒の報酬は一緒なのか違うのか、なぜこの会長というものを改めて書いている意味を教えてください。

議長 小休します。

(時に 11時12分)

(小休中)

(時に 11時12分)

議長 再開します。
産業振興課長

産業振興課長 タイミングが遅れて申し訳ありません。この(会長)につきましては、現行でもそうでありますように、会長も委員さんも同じなんですよと言う意味で、現行で入っておりますので、それを踏襲したということでご理解頂きたいと思います。あえて省かなくても、現行と同じということで、特に問題はないかと思うんですが。

議長 戎野議員

9番議員 今ちょっと小休で意見頂きました中で、会長をあえて書く必要があるのかと、農業員の中で会長が決まってしまうにしても、もう報酬については委員だけで会長も含めてるんですから、必要ないかと思うんですが、それはあえて入れる意味があるということなんですね、

議長 産業振興課長

産業振興課長 先ほども申し上げましたように、基本的に現行の規定を踏襲しておると言うことでご理解頂きたいと思います。

議長 永本議員

7番議員 このによりますと、左側の下の方の権利移動、それから転用許可について決定する場合に、推進委員は決定に参加できるんですか。

議長 産業振興課長

産業振興課長 現在の私の意識としましては、ここにありますように意見を述べるということで、決定については農業委員が行うという理解で

おります。

議 長 北山議員
4 番 議 員

この私、美波町の農地利用最適化推進委員、この仕事もいまこれ頂いたんですが、やはりこの条例の中に推進員の仕事、これ明記すべきだと思います。そうでなければどういう仕事をするんか分かりませんのんで、この中でも同僚議員もおっしゃったように農業員はこの下の3つですか、決定については農業委員がして、推進委員については意見を述べると。そういう課長は理解だというような話、そのかわりこの上から2段目の黒のところですか、農地等の利用の最適化の推進に関する指針、策定変更、これについては必ず推進員の意見を聞かなければならないと。必ず意見を言うんだというように、そういうことが書かれておるように思いますんで、これやっぱり報酬を貰うような委員なんで、きちっとやっぱり、やはりどういう仕事をするんかいうことは、やっぱり明文化すべきと私は思いますけど。そこらどうですか。

議 長

小休します。

(時に 11時16分)

(小休中)

(時に 11時18分)

議 長

再開します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから議案第48号から議案第50号までの「美波町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例を廃止する条例の制定について(条例第16号)」「美波町農業委員会の委員及び美波町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について(条例第17号)」「美波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について(条例第18号)」採決します。

お諮りします。

議案第48号から議案第50号までの3件を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成 9・反対 2)

(賛成1番・2番・3番・6番・7番・8番・10番・11番・12番：反対4番・9番)

「起立多数」です。

よって議案第48号から議案第50号までの計3件は、原案のと

おり可決されました。

日程第 13 議案第 51 号「平成 29 年度 美波町一般会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長 （議案第 51 号の説明をする）

議長 説明が終わりました。質疑を行います。

北山議員

4 番 議員 15 ページの農林水産業費、漁港建設費の工事請負費を委託料に振替えた予算ですが、当初の計画はどういう計画になっていたのか、そこら教えて頂きますか。

議長 建設課長

建設課長 お答えをさせていただきます。当初予算におきまして恵比須浜漁港の泊地浚渫費用と致しまして、工事請負費で 3,000 千円を見込んでおりましたけども、漁協等と改めまして浚渫の場所、方法に関して検討をさせて頂いたところ、深淺測量等の調査が必要となったため、今回工事請負費を減額しまして、測量委託料の方にまあ追加する予算の組替をさせて頂いたところでございます。以上です。

議長 北山議員

4 番 議員 新たなところを測量することが必要になったから、そっちへお金を回して、測量の結果また工事が必要になったら工事の予算は提案するということですか。当初の計画以外のことができた、そういうことになるんですかね。

議長 建設課長

建設課長 お答え致します。工事請負費で浚渫ができるものとおったんですけども、場所等改めて漁協等と検討したところ、ちょっと海側といいますか、離れたところが必要だということで、そうであるならば深淺測量等が必要となるということで、今回まずは測量調査をさせて頂くということで、それに基づきましてまた次年度に浚渫費用につきましては、予算の方はお願いさせてもらうように考えております。以上です。

議長 北山議員

4 番 議員 そういうことからしたら、当初工事を計画しておったところは前年度に調査をしておったということになるんですか。そこらはどんなんですか。

議長 建設課長

建設課長 当初予定しておりました場所といたしますのは、以前もですね、よく溜まるというようなこととお聞きしておりましたので、そこで直接工事ということで、するつもりでおったんですけども、改めて協議しましたところ、別のところに堆積しているということでの要望等もございましたので、であるならば改めて深淺測量をさせて頂くというふうなことで今回組み替えをさせて頂きました。

議長 北山議員
4番議員 ちょっと分かりにくいんですが、この当初計画され取った工事っていうのは、いつも溜まる場所だから調査をしてないということですか、調査せんでも工事をする。そういうふうに提案され取った分ということですか。それ以外のところが必要ということで新たにほんなほの工事をやめて調査費に組み替えた、そう理解していいわけですか。どうですか。

議長 建設課長
建設課長 お答え致します。おっしゃられるとおりでございまして、別にちょっと別のところを深淺測量といたしますか、深さがちょっと分かりませんので、今回測量の方をまあさせて頂くということでございます。以上です。

議長 他に。
中川議員
12番議員 10ページの諸費のところ、負担金補助及び交付金のところで、阿佐海岸鉄道にDMVを導入促進事業というんがあるんか、その負担金と出とんですけれども、これは出資割合に応じてこうやって額を出すように求められたんでしょうか、ほこらどんなんでしょう。

議長 総務企画課長
総務企画課長 議員おっしゃられるとおりで、負担割合0.84%、全体事業費の0.84%を美波町が負担というかたちになっております。

議長 長 これで質疑を終わります。
これで質疑を終わります。これから討論を行います。
討論は、ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第51号「平成29年度 美波町一般会計補正予算(第1号)」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成 11・反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第 51 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 52 号「平成 29 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長
議 長

(議案第 52 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから議案第 52 号「平成 29 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成 11・反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第 52 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 53 号「平成 29 年度美波町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

当局の説明を求めます。

福祉課長

福祉課長
議 長

(議案第 53 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

中川議員

1 2 番 議 員

ようシステム改修やいうんよう出てくるんですけど、今回は法律が変わったということなんですけども、具体的にどんなふうに、例えば役場の庁舎内のパソコンをいじるんか、ほれともどっかよそのところのか、ほの辺ちょっと具体的に、作業の内容をまあ簡単をお願いします。

議 長
福祉課長

福祉課長

役場にありますが、ほれのの中に含まれております介護保険システムを改修します。業務はも

う幅広くありますので、どの部分っていうたら説明が長くなりますんですけど、法改正を受けた部分、そこについてプログラム組み替えていくシステム改修を行うものです。機械どの場所にあるかといいましたら、福祉課の介護保健担当職員の背面にございます端末、端末は利用するものですが、ホスト、メインの機械の中に主なシステムがありますので、そこを改修します。以上です。

議 長 他にございませんかほかに。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 53 号「平成 29 年度美波町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成 11・反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第 53 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 54 号「人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

住民生活課長

住民生活課長 (議案第 54 号の説明をする)

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありますか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから議案第 54 号「人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて」を採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成 11・反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第 54 号は、同意することに決定致しました。

日程第 17 発議第 5 号「美波町議会委員会条例の一部を改正す

る条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

文教厚生委員長

10 番 議員

発議第5号 平成29年6月16日美波町議会議長、川尻竹藏殿。提出者、美波町議会議員、向山篤宏。賛成者、美波町議会議員、岩瀬公。「美波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出致します。

美波町条例第19号美波町議会委員会条例の一部を改正する条例、美波町議会委員会条例の一部を次のように改正する。第2条第2号中「及び診療所」を「、診療所及び税務課のうち保健医療」に改める。附則この条例は公布の日から施行する。

改正の内容は平成29年4月1日に美波町行政組織規則の改正により、国保係が保健福祉課から税務課の所管に変更されました。このことにより、総務産業建設常任委員会所管となっておりました税務課のうち、国保係の分担事務になります保健医療に関する事項についてを、文教厚生常任委員会の所管に変更するための条例改正です。以上よろしくお願い致します。

議

長

説明が終わりました。質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、発議第5号「美波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成 11・反対 0)

「起立多数」です。

よって発議第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第18 請願についてを議題と致します。

本日までに受理した請願はお手元に配りました請願第2号「国民健康保険都道府県単位化に係る意見書提出に関する請願」は文教厚生常任委員会に付託しましたので報告します。

次に3月17日の本会議において議会運営委員会に付託されました請願第1号「的確な議論で全員協議会が開催されることを求める請願」について議会運営委員会委員長の報告を求めます。

寺下委員長

8 番 議 員

議会運営委員長報告を行います。議会運営委員会に付託され、継続審査となっていた「的確な議論で全員協議会が開催されることを求める請願について」は、5月26日に委員6名出席のもと、議会運営委員会を開催致しました。前回の委員長報告においては、請願タイトルが全員協議会に関する改善要望であることから、趣旨に沿って事実関係を確認した上で、本請願の採択・不採択について本委員会として判断する旨、報告しております。26日の委員会では、まず紹介議員の中川議員から質問の5項目について議会として十分に話し合っただけで結論を出して欲しい旨の説明がありました。委員からは、全員協議会は全て議長のもとで運営されると理解している。2月8日の全員協議会の議事録では、議題は終わっているが全員協議会は終了するの言葉がないことははっきりしている。議長本人もそういわれているのではないか。的確な議論で全員協議会が開催されることを求められているため、これから議員それぞれが発言等に注意して取り組んで行くという方向で考えた方がいいのでは。また委員外議員からは、請願の質問5項目の事実関係をきちんと押さえて、議会としての説明責任を果たすべきだ。請願者も傍聴に来られているのだから、直接話を聞いたらどうか。また請願に書いてある平成27年10月14日の全員協議会の後の会議については、全て会議の開始と終了の発言についてはきちんとできている。今後、そのようなかたちで進めていくというのでいったらどうか、などの意見が出ました。また事実確認として、10月14日の全員協議会が終わったのか、終わっていないのかについては、議事録に基づいた判断では終わっていない。その場において、議事の流れや雰囲気等、またそれ以降の説明等の事後の状況により、終わっていると現実に踏襲できるなど、委員それぞれから意見が出されました。また質問それぞれにおいても、見解の相違や、認識の違いがあるとの意見も何度となくあり、13時から小休も含め15時30分過ぎまで審議を行いました。請願者本人に話を聞くことについては、委員会では行わず、委員や委員外議員、それぞれの意見またその内容を踏まえ、委員会として採択か不採択かの採決をした結果、賛成少数で不採択となりました。以上で議会運営委員長報告を終わります。

議

長

報告が終わりました。質疑を行います。

北山議員

4 番 議 員

1つ委員長にお聞かせを願いたいと思います。3月13日の議会運営委員会の中で、平成28年の2月16日の全員協議会の通知を

貰ってなかったというようなことを私言いました。それに対してそのあたりの経緯、不確かであるので少し調査をしてしますと、ほういうようなことだったんですが、そこらの調査の結果はどうだったのか。それを教えて頂きたいと思います。

議 8 番 議 員 長 寺下委員長
その分に関しては、案内は発送されとうと確認しておりますが。

議 4 番 議 員 長 北山議員
発送されとうってどこでそういうことを確認されたんですか。私自身は 17 日の朝 8 時 47 分ですか、その時に議会の各議員に配られる書類を入れておるあの箱の中で頂いたんです。そのときに局長にこれはいつ配られたんですかって聞いたら、16 日のその全員協議会の机の上に、皆さんの机の上におきましたよと。そういう話だったんですが、委員長はどこで発送されたっていうされたのか、そこら教えて下さい。

議 8 番 議 員 長 寺下委員長
すいません、私の勘違いだったようで、きちんとその 3 月 13 日のあとで、局長に確認してない状態でした。失礼しました。

議 4 番 議 員 長 北山議員
それは勘違いっていうんでなしに、確認をしていないということと思うんで、きちっとやっぱり答弁して頂きたいと思います。

議 8 番 議 員 長 寺下委員長
すいません、私が確認を怠っておりました。申し訳ございませんでした。

議 9 番 議 員 長 戎野議員
今、議運の委員長から報告を受けましたが、5 月 26 日に請願者、請願を議会運営委員会に付託されて、十分な審議がするのかなあと思って私も参加したんですが、1 点目にはまず議事進行、そして運営について委員長としてふさわしくないとは私は考えております。というんは、本来請願の 5 つの質問に沿って事実関係を確認したり、それからその前後を含めて議論するのかなあと思ったんですが、最初の 1 問目だけでほぼ終わってしまってますね、その全協が終わったと認めるのかどうかということで、私も再三それは議事録から終わっていないのであるから、それはやはり初めてと終わりのことをきちっと確認すべきだということで、再三同じようなことを何回も提案しました。しかしその後の 2 問目からの請願の趣旨におうたですね、議論はほぼあまり行われず、委員長の方から採決を求めるかのですね、発言もあり、この議事録を

読んでみましたら、やはり十分な審議はされていないと私は考えております。そして採決に到ってですね、反対の理由も明記して欲しいということで、要請はしましたが、やはりこの請願というものを付託された以上ですね、何の為に付託されたのか、その議運でちゃんと審議しようということだったんですが、それがなぜか採決ばかりを先に求めるような運営の仕方は委員長としてふさわしくないと。本来は中立でいろんな意見を求めてから、その最後で意見が終わってからいうんだったら分かるんですけど、私はそういう運営の仕方は非常にまずいと考えておりますので、この採択についての疑義を表明しておきます。

議長 中川議員
12番議員 委員長にお聞きしたいと思います。ひとつはこの請願の趣旨あるいは請願事項を理解して頂けたんでしょうか。先ほどの委員長報告を聞いておりますと、そのへんのところがあまりはつきりしていないということで、改めてその趣旨や請願事項を理解して下さったのか、そのへんのところをお聞きしたいと思います。

議長 寺下委員長
8番議員 すいません、この今、中川議員の方から質問があったんですけども、委員長報告には自己の意見を加えてはならないという部分がありますので、私自身の意見というのは質問かと思うんですけども、入れておりません。また基本的に委員長に対しての質問は、委員以外の議員さんの部分になってくるかと思うんですけども、5月26日の委員会には議員、委員外含めて議員全員おられました。そのときにどのような審議をしたのかについては、皆さん聞かれておると思いますし、議事録もあると思います。あの時の審議の内容に関しては、私は充分時間を尽くしてやったと思っておりますので、その委員長報告の内容につきましては、それ以上でもそれ以下でもありません。

議長 中川議員
12番議員 というのは、この請願というのは、請願者である井筒さんが議会だよりの住民からの一言にこれでいいのだろうか議会と、住民の関係と題して投稿されました。先般の全員協議会で議長は秘密会にすると宣言して、傍聴者を退席させたと議会だよりに投稿したところ、当時の岩瀬議長はこれにクレームをつけ、議会の最高責任者としての権限をもって広報特別委員長に連絡せずに印刷をとめ、全員協議会を開催した。しかもその全員協議会の中では、前議長は自分を正当化することばかりに終始し、

議長 ちょっと中川議員、今な、本人さんも言うた言わんのことをよ、

あんたほやってほれを今までの
小休します。

(時に 12時13分)

(小休中)

(時に 12時13分)

- 議 長 再開します。
- 1 2 番 議 員 実はね、この請願というのは今言うたように住民が全協を退席させられたと、こういう問題なんですね。でね、この請願はそのことについて全協が継続中なのかどうか判断を求めるとしております。というのは、もしそれが全協が続いとんだったらちゃんと手続きにしたがってやね、例えば秘密会を発議して、議員の賛否をとって、そのもとで退席をさせるというそういう手続きがあるわけですが、それがなかったと。またもしその全協が終わっとんだったら議長には出て行けというそういう権限があるのかと、そういうことで全協の運営に関してね、手続き上の問題と共に、傍聴していた町民の皆さんが意に反して退席させられたと、その知る権利を侵害されたと、こういうふうに怒っておられるわけです。ですからこれははっきりしてくれと、全協がはっきり終わったんか、終わってないのかと、そういうね、実質的な審議をする前にやね、やれタイトルが理解できんじやの、そういう屁理屈を付けてやね、まともに審議しようとしないと、この辺についてのね、答えをくれという請願だったわけで、そのことをもし委員長さんが理解しておったら、もっと議事の進行も違って来たと思うんです。私はこれについて3回も初めからね、提案の時、それから全協の時も3回も説明をしておるんです。ところが一向にその中身に入ってくれないと。報告を見ていたらね、委員の意見の羅列なんですね。そういう点で私はこの趣旨を理解してくださっとるか
- 議 長 あのう中川議員、委員長報告に対するね、質疑からちょっとずれとるように私思うんですけれども。委員長報告に対するな、質疑をして頂きたい。
- 1 2 番 議 員 だからこの委員長報告がやなね、その中身に入らずに門前払いしとるわけでしょ。そのことについて委員長は分かっていますかということをお聞きしたいんです。
- 議 長 質疑っっちゃ1人1問で願います。書いとらいでも私がほうお願いしよんです。延々としてもね、委員長報告してくれとんやけんな。
- 丸龍委員
- 1 1 番 議 員 議事終了の動議を出したいと思います。請願第1号について会

議規則第 58 条第 2 項の規定によって、質疑を終了することを望みます。

議 6 番 議 員

長 松本議員
丸龍議員の動議に賛成致します。
先ほど 2 名から動議が出ましたので、質疑を終了します。
小休します。

(時に 12 時 18 分)

(小休中)

(時に 12 時 18 分)

議

長 再開します。
ただ今、丸龍議員から質疑を終了する動議が提出されました。この動議に松本議員が賛成になりました。質疑を終了する動議を議題として、採決します。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成 7 : 反対 4)

(賛成 1 番・2 番・3 番・6 番・8 番・10 番・11 番 : 反対 4 番・7 番・9 番・12 番)

「起立多数」です。

したがって質疑を終了することの動議が可決されました。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

戎野議員

議 9 番 議 員

私は委員長報告の中に審議は充分されたということを述べておりましたが、実際質問した、請願の質問の 5 つの質問に対して、審議されたのは 1 番目の項目では中心でありまして、他は充分になされていないという事実であります。従って、こういった議会運営の議運の在り方、そして請願に対してちゃんと答えようとしないそういう審議に対して反対でありまして、こういうふうな運営はすべきでないと思います。以上です。

議 6 番 議 員

長 松本議員
私はこの請願については 1 年前ですかね、影治町長がごみの焼却場の問題で議員に話があるということがきっかけだったと思います。その時に一般の傍聴者の方が秘密会でないんかいなという言葉が発言したんが発端であります。前回の運営員会では、前議長が終了の宣言していないということを問題としておりますが、逆に言えば、終了していないのであれば、傍聴者は発言者は僕は出来ないと思います。この傍聴規則を読んで頂いて、もうちょっとそちらの方にも理解して頂きたいと思います。よってこの請願については反対致します。

議 長 中川議員
1 2 番 議 員 今、松本議員は事実反することを言われましたので、まずそれを訂正しておきたいと思っております。傍聴者はその時は発言は一切していません。それで最初言うたように、傍聴者は聞きたいのを排除されたということが1つ。もう1つはそのことをこれでいいのかと広報議会だよりに投稿したわけですが、それを今度はストップさせられたんですね。表現の自由もおかされたと、ということでこういう不利益を被った場合、いったいどこに言うていけばいいのか、あるいはなにをどうすればいいのかということで考えた挙句、これは議会に

議 長 中川議員、ちょっと延々と小休します。
(時に 12時22分)

議 長 (小休中)
(時に 12時22分)

議 長 再開します。
1 2 番 議 員 つまり請願者はね、どうすればいいのか、十分に考えてこれは議会に請願として出して、はっきりさせてもらいたいと。ほういうことでしたわけです。それにそういう請願者のね、願いにこたえないというのは非常に不当であるということで、私は再審議を要求して、この採択に賛成したいと思っております。

議 長 江本議員
3 番 議 員 私は請願に対する反対の立場で行いたいと思っております。実は何か月前から議事録等を配布していろいろ内容について精査して、その中で先日の議会運営委員会で採決を取ったというように感じております。全員協議会の主な目的というのは、議会の運営をスムーズにするために議会でありまして、議会の運営につきましては議長の判断で行えると理解しておりますので、その議長の判断のもとに委員会が開かれたということで、私は議長の判断を支持しておりますので、こういうような請願を受ける必要はないというように思っています。以上です。

議 長 北山議員
4 番 議 員 私は先ほど同僚議員が言われたように、請願全ての審議がされたように感じておりませんので、その審議をされた部分だけ、特に質問第1ですか、そこのところだけをされたように感じますので、これについてこの請願については一部採択と、この審議されたところについては採択するということで、討論をしたいと思っております。

当時先ほど委員長に質疑をしましたが、2月16日の委員会通知、

これについては議員に通知送付されなかったと、少なくとも私につきましては全員協議会が終わってから頂いたというようなかたちです。そういうことで、あの当時の議長は議会全員協議会の運営について正しく運営されていなかったと、そういうことになります。その議長が全員協議会を運営したその中で、きちっと終わりが議事録でも確認をできないというようなことになっておりますんで、請願に言われるように、あれで委員会をきちっと運営したということにはならないと思います。それから議員さんの中でも議会運営委員会の中でいろいろ発言をされております。これはある議員さん、「その時の雰囲気ではほとんどの議員さん感じておりましたので、そういうふうな意向であったと私は感じております」すべて感じの感覚ですよね。それからある議員さんの「私の記憶では終わった」というような発言をしたように思います。最後には「言ったような記憶をしています」とか、結局議事録には載ってない。こえれで終わったではないっていうことを暗に言っておるような発言だと思います。ましてや川尻議長におかれても「私がなってからは、始めと終わるまきちっと大きな声で発言をしているんだ」と、前の前議長さんについてはきちっとやられてなかったことを暗に発言された

議長 小休します。

(時に 12時28分)

(小休中)

(時に 12時28分)

議長 再開します。

4番議員 なおかつ元議長においても「その時に言ってくれたら訂正しておったと」言うように、元議長本人自体もそれは不備だったということをお認めしておりますんで、今後あのときの委員長長の報告にもありますように、今後きちっと全員協議会の運営をしていくと、始めと終わりにはきちっとやっていくというような発言がありますんで、あの過去はそうではなかったということで一部採択をして、今度新たに美波町議会として、全員協議会をきちっと運営をしていくということで、一部採択と言うことで討論をさせていただきました。以上です。

議長 これで討論を終わります。

これから、請願第1号「的確な議論で全員協議会が開催されることを求める請願」を採決します。

お諮りします。

この請願に対する委員長報告は、不採択です。請願第1号「的確

な議論で全員協議会が開催されることを求める請願」を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成 4・反対 7)

(賛成 4 番・7 番・9 番・12 番：反対 1 番・2 番・3 番・6 番・8 番・10 番・11 番)

「起立少数」です。

よって請願第 1 号「的確な議論で全員協議会が開催されることを求める請願」は不採択とすることに決定しました。

日程第 19 議員派遣について議題と致します。

議員派遣については 9 月定例会までの議員派遣です。

お諮りします。

議員派遣についてはお手元にお配りしましたとおり派遣することにしたと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、議員派遣の件はお手元にお配りしましたとおり派遣することに決定しました。

日程第 20 常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題と致します。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 73 条の規定によって、お手元に配りました、所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

日程第 21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題と致します。

議会運営委員長から、会議規則第 73 条の規定によって、お手元に配りました、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

小休します。

(時に 12時32分)

(小休中)

(時に 12時32分)

議長 再開します。

7番議員 永本議員

動議を提出します。

議長不信任(案)を提出させていただきます。賛成者は戎野議員です。よろしくお諮り下さい。

議長 小休します。

(時に 12時33分)

(小休中)

(時に 13時02分)

議長 再開します。

ただ今、永本議員から議長不信任(案)の動議が提出されました。会議規則第16号の規定によって所定の賛成者がおられますので、動議は成立致しました。

お諮りします。

本動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについて採決します。

この採決は起立によって行います。この動議は日程に追加し、追加日程第1として日程の順位を変更し、議題とすることに賛成とすることに賛成の方は、起立願います。

(賛成 2 : 反対 9)

(賛成 4番・9番 : 反対 1番・2番・3番・6番・7番・8番・10番・11番・12番)

「起立少数」です。

この動議は日程に追加し、追加日程第1とする議題とすることは否決されました。

日程第22 各委員会の閉会中の継続調査についてを議題と致します。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、

会議規則第 73 条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「意義なし」と認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。これで本日の会議を閉じます。

平成 29 年美波町議会第 2 回定例会を閉会します。

お疲れ様でした。

(時に 13 時 10 分)

左記、会議の次第は書記の記載したものであるが、その正確を証するために署名する。

平成 29 年 8 月 22 日

美波町議会議長

川尻竹蔵

議会議員

寺下博子

議会議員

戎野博'